

平成22年度
産業廃棄物処理業優良化推進事業

報告書

平成23年3月

財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

目 次

第 1 章	事業の概要	1
第 2 章	産業廃棄物処理業優良化推進委員会の設置及び運営	3
	(1) 目的	3
	(2) 委員会の開催	3
	(3) 優良基準の素案の検討	3
第 3 章	地方環境事務所と連携した普及啓発説明会の実施	7
	(1) 実施の目的・背景	7
	(2) 実施の結果	7
第 4 章	優良産廃処理業者認定制度及び適正処理の普及啓発ツールの作成	9
	(1) 実施の目的・背景	9
	(2) DVD の概要	9
	(3) 排出事業者向けパンフレットの内容	10
	(4) 産業廃棄物処理業者向けリーフレットの内容	10
第 5 章	講師養成講習会の開催	11
	(1) 実施の目的・背景	11
	(2) 実施の結果	11
第 6 章	排出事業者向け普及啓発講習会の開催	13
	(1) 実施の目的・背景	13
	(2) 実施の結果	13
第 7 章	優良性評価制度の活用状況等に関する調査	15
	(1) 適合確認された許可件数及び事業者数	15
	(2) 適合事業者の保有許可数	16
	(3) 排出事業者向けメール／情報管理サービスの利用状況	20
	(4) 優良性評価制度の公表情報へのアクセス数	21
第 8 章	情報開示システムの改修	23
	(1) 情報公表項目追加とデータ移行作業	23
	(2) 許可期限接近の警告表示とアラームメール送信機能の追加	25
	(3) 許可情報（特別管理産業廃棄物）の表形式化と検索結果の精度向上	26

(4) 縦長ページの閲覧性・操作性の向上	28
(5) 許可更新手続き忘れ防止アラームメール送信機能の追加	28
(6) 履歴証明書作成機能の追加	29

参考資料

1) 第16回産業廃棄物処理業優良化推進委員会議事録	参考 1
2) 第17回産業廃棄物処理業優良化推進委員会議事録	参考 5
3) 産業廃棄物処理業者の自動車検査証の集計について	参考 11
4) 産業廃棄物処理業者の財務指標データ集計について	参考 17
5) 産業廃棄物処理業許可証の集計	参考 31
6) 排出事業者向けパンフレット	参考 87
7) 産業廃棄物処理業者向けリーフレット	参考 91

第1章 事業の概要

産業廃棄物の不適正処理対策を推進するためには、不法投棄等に対する規制を強化するとともに、優良な処理業者を育成し、排出事業者への優良処理業者に係る情報提供により、優良処理業者が市場の中で優位に立てるような仕組みをつくる必要がある。

これまで、数次の廃棄物処理法改正により、排出事業者責任が強化され、排出事業者が優良な処理業者を選択することにより、悪質な業者が市場から淘汰され、優良な業者が市場で優位に立てる構造改革をすすめてきたところであり、平成 15 年 8 月に発表した『『環境立国』実現のための廃棄物・リサイクル対策』と題する政策パッケージにおいて、「不法投棄の撲滅と優良処理業者の育成」を 3 つの柱のうちのひとつとして位置づけている。

また、循環型社会形成推進基本計画（平成 20 年 3 月）においても、優良処理業者をさらに育成することにより「悪貨が良貨を駆逐しない」環境を整備するとともに、適正なりサイクルや処分に要する費用の透明化と徴収、優れたプラントや事業活動例を地域や学校での環境教育・環境学習の場として積極的に開放し、地域社会と一体となった廃棄物等の適正処理を推進することが謳われている。

平成 22 年度は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（平成 22 年 3 月 5 日閣議決定）（以下「廃棄物処理法改正案」という。）の内容を踏まえ、優良産廃処理業者認定制度（以下「新制度」という。）の優良基準等について検討を実施した。また、産業廃棄物処理業の優良化を一層推進するため、新制度の普及啓発を行い、新制度の一層の活用を促進するための説明会を開催するとともに、排出事業者向けの講習・研修を想定した講師養成講習を開催し、優良処理業者のさらなる育成と循環型社会ビジネスの活性化を推進するために必要な調査・検討等を実施した。また、平成 23 年度に施行される新制度に対応するため、処理業者情報を公表している情報開示システムに必要な改良を行うことにより、排出事業者が優良な処理業者を選択する際の利便性の向上と、優良業者が適切に選択されることによる産廃処理ビジネスの活性化の推進を目的とした。

第2章 産業廃棄物処理業優良化推進委員会の設置及び運営

(1) 目的

廃棄物処理法改正案の内容を踏まえて新制度の優良基準や申請手続き等の素案について検討するため、また、以下の各事項の調査・検討状況、結論を取りまとめるため、「産業廃棄物処理業優良化推進委員会」を設置し、開催した。

- ・ 地方環境事務所と連携した普及啓発説明会の実施
- ・ 新制度及び適正処理の普及啓発ツールの作成
- ・ 講師養成講習会の開催
- ・ 排出事業者向け普及啓発講習会の開催
- ・ 現行制度の活用状況等に関する調査

委員名簿は次のとおり（○印は委員長、五十音順）。

○ 北村 喜宣	上智大学法学部教授
乙顔 均	(社) 東京産業廃棄物協会副会長
川瀬 良幸	神奈川県環境農政局環境部廃棄物指導課長
後藤 敏彦	環境監査研究会代表幹事
斎藤 正一	日経BP社環境ビジネス本部環境経営フォーラム事務局部長
白谷 章	大阪府環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課長
長沢 伸也	早稲田大学大学院商学研究科教授
仁井 正夫	(社) 全国産業廃棄物連合会専務理事
浜野 廣美	(社) 大阪府産業廃棄物協会副会長
平田 充	(社) 日本経済団体連合会環境本部主幹
村上 章	東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課長
茂木 紀幸	(財) 日本産業廃棄物処理振興センター常務理事
山田 充	富士電機ホールディングス(株)ものづくり企画本部担当部長
米谷 秀子	鹿島建設株式会社安全環境部次長

(2) 委員会の開催

委員会の開催日時は以下のとおり（議事録は巻末の参考資料を参照）。

- ・ 第16回 平成22年5月17日（月）10:00～12:00
- ・ 第17回 平成22年6月21日（月）15:00～17:00

(3) 優良基準の素案の検討

委員会では、優良基準とするために都道府県・政令市並びに公認会計士等へのアンケートやヒアリングにより、実態把握を行い、基準のあり方を検討した。

① 低公害車の導入について

収集運搬業者の収集運搬車両における低公害車については、現時点で導入率に係る基準を設定した場合、以下のような低公害車の導入状況や、事業用自動車の平均使用年数等も踏まえる

と、事業者にとって対応が困難であると考えられる。そのため、低公害車の導入率については、現時点では基準化を見送ることとしたが、事業者による自主的努力を促すため、低公害車の導入状況を情報公表項目に加えることとした（参考資料 3 産業廃棄物処理業者の自動車検査証の集計について 参照）。

- ・ 排ガスについては、平成 17 年基準適合車以上の排ガスレベルの自動車が全体の 17.0%に留まる。
- ・ 燃費については、現在、認定の対象とされている「平成 17 年度基準達成」以上の燃費レベルの自動車が全体の 4.6%に留まる。

② 財務体質の健全性に係る基準（案）について

事業者の財務体質の健全性について、本委員会では(a)資本構成の安全性、(b)経常的な収益力、(c)短期的支払能力、の 3 つの観点から評価を行うことが適当であるとし、これらの観点から評価する基準として以下の基準（案）を設定した（参考資料 4 産業廃棄物処理業者の財務指標データ集計について 参照）。

(a) 資本構成の安全性…【過去 3 カ年の平均自己資本比率が 10%以上であること】

- ・ 自己資本比率は一般的に、倒産確率と高い相関性があるとされており、資本構成の安全性を評価する指標として適当である。
- ・ 現在の許可事務通知においても、経理的基礎を審査する基準として採用されており、自己資本比率が 10%未満の場合は経理的基礎を厳格に審査することとされている。
- ・ 借入金により設備投資を行うことで短期的に自己資本比率が低下することが考えられることから、比較的長期間の平均値により評価を行うことが適当である。
- ・ これらのことから、過去 3 カ年の平均自己資本比率が 10%以上であることを基準として設定することとする。

※ その後省令において、直前 3 年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が 10%以上であることを求めることに変更された。

(b) 経常的な収益力…【過去 3 カ年の平均経常損益が黒字であること】

- ・ 自己資本比率が高くても、経常的な収益力が不足している場合には、長期的に自己資本比率が低下し、倒産するおそれがある。このことから、経常損益により、経常的な収益力を評価することが適当である。
- ・ 短期的には、景気の影響等で経常損益が赤字になることもあるため、比較的長期間の平均値により評価を行うことが適当である。
- ・ これらのことから、過去 3 カ年の平均経常損益が黒字であることを基準として設定することとする。

※ その後省令において、直前 3 年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えることに変更された。

(c) 短期的支払能力…【国税、地方税、労災・雇用保険料、社会保険料及び維持管理積立金に係る納付額に未納のものが無いこと】

- ・ 事業者は短期的に資金繰りが悪化した場合、税や保険料を納付せずに短期的支払能力を確保しようとする可能性があることが指摘されている。

- ・ したがって、国税、地方税、労災・雇用保険料、社会保険料及び維持管理積立金に係る納付額に未納がないことを基準として設定し、短期的に資金繰りが悪化していないことを確認することとする。
- ・ これらの税等の納付は法律上義務付けられていることから、同時に事業者の遵法性を評価することも可能である。
- ・ 確認の対象とするのは、事業に関係のある以下の項目とする。

項目		確認方法
国 税	法人税	税務署において発行を受けた納税証明書により確認する。
	消費税	同上
都 道 府 県 税	住民税	都道府県税事務所において発行を受けた納税証明書により確認する。
	事業税（法人・個人）	同上
	不動産取得税	同上
	自動車税 ^{※1}	都道府県税事務所又は自動車税事務所において発行を受けた納税証明書等により確認する。
	地方消費税	（消費税とともに納税証明書が一括交付される）
市 町 村 税	住民税	市町村役場において発行を受けた納税証明書により確認する。
	事業所税	同上
	固定資産税・都市計画税	同上
	特別土地保有税 ^{※1}	同上
社会保険料		年金事務所において発行を受けた納入確認書により確認する。
労災・雇用保険料		地方労働局において発行を受けた納入を証明する文書等により確認する。
維持管理積立金		環境再生保全機構が各年度1回各都道府県・政令市に通知する維持管理積立金の積立状況書によって確認する（事業者からの提出書類は不要。）。

※ 申請をした自治体の管轄区域内にある事業所について上記項目を確認する。

※1 その後省令において、自動車税及び特別土地保有税は対象外となった。

上記により基準を設定した場合、都道府県・政令市アンケート結果から事業者全体のおよそ56.2%が基準適合となるものと想定される（ただし、自己資本比率・平均経常損益については3カ年分の平均ではなく、直近1年分のもので算出した）（参考資料4 産業廃棄物処理業者の財務指標データ集計について 参照）。

③ その他

検討の基礎資料として全国から無作為抽出された849者の産業廃棄物処理業許可証をもとに、産業廃棄物処理業者の実態を把握した。許可区分や業種類の状況等に加え、業区分ごとに産業廃棄物種類別の許可件数や変更許可回数、許可条件のほか、処分方法ごとに処理能力別の施設数等を集計した（参考資料5 産業廃棄物処理業許可証の集計 参照）

第3章 地方環境事務所と連携した普及啓発説明会の実施

(1) 実施の目的・背景

現行制度並びに新制度に基づき情報を公表している情報開示システムに関して、処理業者、排出事業者等に対して普及を図り、新制度の一層の活用を促進する必要がある。このため、地方環境事務所との連携により、各県産業廃棄物協会を通じて新制度について普及啓発説明会を行った。説明会では新制度リーフレット（本年度事業にて作成）その他資料を配布し、新制度を紹介したDVDを上映した。

(2) 実施の結果

産業廃棄物処理業者及び排出事業者等を対象に、優良産廃処理業者認定制度の概要、活用、申請方法及び注意点について説明した。

表 3-1 普及啓発説明会の実施結果

開催地	日にち	会場	参加人数
北海道札幌市	平成 23 年 1 月 25 日 (火)	かでの 2.7 「かでのホール」	330 名
岩手県盛岡市	平成 23 年 3 月 10 日 (木)	盛岡市民文化ホール 「大ホール」	230 名
宮城県仙台市	平成 23 年 3 月 9 日 (水)	フォレスト仙台 「大ホール」	280 名
新潟県上越市	平成 23 年 3 月 17 日 (木)	リージョンプラザ上越 「コンサートホール」	地震のため 中止
東京都千代田区	平成 23 年 2 月 1 日 (火)	よみうりホール	450 名
東京都千代田区	平成 23 年 3 月 2 日 (水)	よみうりホール	510 名
愛知県名古屋市	平成 23 年 1 月 31 日 (月)	ウイंकあいち 「大ホール」	410 名
大阪府大阪市	平成 23 年 3 月 3 日 (木)	大阪商工会議所 「国際会議ホール」	430 名
愛媛県松山市	平成 23 年 2 月 21 日 (月)	メルパルク松山 「鳳凰の間」	101 名
福岡県福岡市	平成 23 年 1 月 24 日 (月)	アクロス福岡 「シンフォニーホール」	370 名

表 3-2 普及啓発説明会の内容

	制度の概要	制度の活用	申請方法及び注意点
内容（例）	1. 制度の概要 2. 基準の概要 3. 制度のメリット 4. 基準の詳細 5. 産廃情報ネットにおける情報の公表	1. 廃棄物管理の取組 2. 排出事業者からみた廃棄物の課題 3. 制度の活用方法	1. 情報の公表の経過措置 2. 情報の公表の状況と確認申請時期 3. 問合せ先

表 3-3 普及啓発説明会の説明員

会場	制度の概要	制度の活用	申請方法及び注意点
北海道札幌市	産業廃棄物処理事業振興財団	グローリー株式会社	北海道環境生活部環境局循環型社会推進課
岩手県盛岡市		富士電機ホールディングス株式会社	岩手県環境生活部資源循環推進課
宮城県仙台市			宮城県環境生活部廃棄物対策課
東京都千代田区		三菱電機株式会社	東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課
愛知県名古屋市		富士電機ホールディングス株式会社	愛知県環境部資源循環推進課産業廃棄物グループ
大阪府大阪市		三菱電機株式会社	大阪府環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課
愛媛県松山市		—	産業廃棄物処理事業振興財団
福岡県福岡市		グローリー株式会社	福岡県環境部廃棄物対策課

第4章 優良産廃処理業者認定制度及び適正処理の普及啓発ツールの作成

(1) 実施の目的・背景

新制度の基準の概要、排出事業者による適正処理の管理並びに処理委託時の新制度の公表情報の見方、産業廃棄物処理業者における新制度の取組みの意義等の一連を映像化した DVD を製作した。新制度及び適正処理の普及啓発ツールとした。作成した DVD は、第 3 章の普及啓発の場において上映するとともに、環境省動画チャンネルにアップして、インターネットで常時見られるようにした。DVD は都道府県・政令市、都道府県産業廃棄物協会、(社)全国解体工事業団体連合会に配布した。

また、新制度の基準の概要をまとめた排出事業者向けパンフレット及び産業廃棄物処理業者向けリーフレットを作成し、第 3 章の普及啓発並びに第 6 章の講習会の場において配布するとともに、都道府県・政令市、都道府県産業廃棄物協会、都道府県建設業協会、(社)全国解体工事業団体連合会、排出事業者関連業界団体に配布した。

(2) DVD の概要

- 表題

「優良産廃処理業者認定制度 ～産業廃棄物の適正処理に向けて～」

- 仕様等

12 分 3 秒、ナレーション付き、DVD161 枚作成

- 構成

- i. オープニング（排出事業者への問題提起）
- ii. 優良産廃処理業者認定制度とは（排出事業者向けの制度概要説明）
- iii. 慶應義塾大学細田衛士教授インタビュー（排出事業者が求める処理業者の条件）
- iv. 優良認定業者を探す（排出事業者による産廃情報ネットへのアクセス）
- v. 上智大学北村喜宣教授インタビュー（これからの処理業者の在り方）
- vi. 情報の公表（処理業者による産廃情報ネットの活用）
- vii. エンディング（排出者、処理業者双方へのメッセージ）

- 環境省動画チャンネルの該当 URL

<http://www.youtube.com/kankyosho#p/u/0/0SVQVXp-Vm0>



図 4-1 環境省動画チャンネル（イメージ）

(3) 排出事業者向けパンフレットの内容

- 仕様等
カラー印刷、両面 A4 版 4 頁、6,500 部作成
- 構成（参考資料 6 排出事業者向けパンフレット）
 - i. 優良産廃処理業者認定制度とは？
 - ii. 優良認定業者の特徴とは？
 - iii. なぜ優良認定業者へ委託しなければならないの？
 - iv. 優良認定業者の情報をどうやって入手するの？

(4) 産業廃棄物処理業者向けリーフレットの内容

- 仕様等
カラー印刷、両面 A4 版 2 頁、27,000 部作成
- 構成（参考資料 7 産業廃棄物処理業者向けリーフレット）
 - i. 優良産廃処理業者認定制度とは？
 - ii. 優良認定業者として認定されるための基準は？
 - iii. 優良認定業者として認定を受けるにはどうすればいいの？

第5章 講師養成講習会の開催

(1) 実施の目的・背景

優良な処理業者の育成のためには、排出事業者が優良な処理業者を適切かつ的確に選択していく必要がある。このため、排出事業者への普及啓発活動と並行して、環境倫理・コンプライアンス・実務ノウハウ等を備えた排出事業者における人材の育成が必要不可欠であり、その人材育成に必要な研修・講習を実施し得る講師の養成講習を2回実施した。講師養成講習会では、過年度事業において作成した排出事業者向け適正処理パンフレットその他資料を用いた。

(2) 実施の結果

講師養成講習会では、過年度事業における検討結果を踏まえ、養成する講師の対象を環境カウンセラーとした。募集に当たっては関連団体の協力を得て実施し、東京都内で70名、大阪市内で52名（計122名）が参加した。参加者の都道府県別の所在地は表5-1のとおり。

講習会では、(財)日本産業廃棄物処理振興センターの佐々木雅一専任講師のほか、財団職員が参加して、普及啓発ツールを用いた研修・講習の実施方法について講習を行った。

- 講習会次第（東京・大阪共通）

14：00～14：30 講師の心構えについて

14：30～16：00 適正処理セミナー（実施例）

16：00～16：10 休憩

16：10～16：40 内容の理解度確認

16：40～17：00 質疑応答

- 配布資料

資料1 講習会次第

資料2 講師の心構え

資料3 産業廃棄物を排出する事業者の方に（講師用説明資料）

産業廃棄物を排出する事業者の方に（冊子）

参考資料1 産業廃棄物処理研修 実務基礎コース テキスト

参考資料2 英保次郎著『5訂版 廃棄物処理法Q&A』

表 5-1 講師養成講習会参加者の所在地別内訳（都道府県別）

都道府県名	参加人数(人)
秋田県	1
福島県	3
茨城県	2
栃木県	1
群馬県	1
埼玉県	8
千葉県	8
東京都	13
神奈川県	23
新潟県	1
富山県	2
石川県	1
岐阜県	2
静岡県	6
愛知県	4
滋賀県	8
京都府	1
大阪府	13
兵庫県	10
奈良県	2
鳥取県	1
島根県	1
広島県	1
山口県	3
徳島県	1
福岡県	2
長崎県	1
熊本県	1
鹿児島県	1
合計	122

第6章 排出事業者向け普及啓発講習会の開催

(1) 実施の目的・背景

優良な処理業者の育成のためには、排出事業者が優良な処理業者を適切かつ的確に選択していく必要がある。前章の講習会において養成された地域の環境カウンセラーを講師として、都道府県・政令市と連携して不適正な事例の紹介を含めた廃棄物処理に係る普及啓発講習会を開催した。

(2) 実施の結果

大企業から中小企業までを含めた排出事業者を対象に、廃棄物処理法の基礎知識をまとめた冊子を用いて説明するとともに、廃棄物管理の在り方について、排出事業者に具体的な取組のイメージを把握してもらうために、昨年度制作した DVD も上映して、適正処理の推進を啓発した。

また、本講習会の機会を活かして、共催した自治体の担当者が廃棄物処理法改正の内容や、不法投棄等の現状等について説明することで、一層の啓発を図ることができた会場もあった。

表 6-1 排出事業者向け普及啓発講習会の実施結果

開催地	日時	会場	参加人数
北海道函館市	平成 23 年 1 月 25 日(火)	函館市芸術ホール	270 名
東京都新宿区	平成 23 年 1 月 25 日(火)	東京都トラック総合会館 会議室	110 名
	平成 23 年 1 月 26 日(水)		121 名
	平成 23 年 2 月 2 日(水)		119 名
	平成 23 年 2 月 23 日(水)		98 名
	平成 23 年 2 月 24 日(木)		107 名
	平成 23 年 2 月 28 日(月)		103 名
大阪府大阪市	平成 23 年 2 月 3 日(木)	ドーンセンター 「ホール」	377 名
高知県高知市	平成 23 年 2 月 16 日(水)	サンピアセリーズ 「レインボーホール」	268 名
山口県山口市	平成 23 年 1 月 19 日(水)	山口県健康づくりセンター 「多目的ホール」	410 名

※ 東京都新宿区における講習会は、東京都産業廃棄物対策課と共催した。

普及啓発講習会の講師は、講師養成講習を受講した環境カウンセラーの中から、開催地毎に

- ① 地理的に近い者を優先して候補者を複数名選び、ウェブ上に掲載されている環境カウンセラー登録者の経歴等を踏まえ、共催先に優先順位をつけてもらい、
- ② 優先順位通りに候補者に連絡を取り、スケジュール等の調整ができた者に対し依頼を行う

ことにより選定した。

表 6-2 講習会次第と講師

開催地	次第（挨拶、質疑応答除く）	講師
北海道函館市	産業廃棄物の適正処理に関する基礎知識	環境カウンセラー北村亨
	廃棄物処理法改正の内容	函館市環境部環境保全対策室環境対策課
東京都新宿区	産業廃棄物を排出する事業者の基礎知識	環境カウンセラー 藤原政志（1月25日、26日開催） 北村亨（2月2日、23日開催） 神谷安友（2月24日開催） 奥田真司（2月28日開催）
	廃棄物処理法の改正内容	東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課
	産業廃棄物処理業者の優良性評価制度の活用について	東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課
大阪府大阪市	廃棄物処理法改正の概要（排出事業者に関連する事項）	大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課
	産業廃棄物を排出する事業者の方に ～適正処理のための廃棄物管理～	環境カウンセラー仁保めぐみ
	優良産廃処理業者認定制度の概要と活用	産業廃棄物処理事業振興財団
	民間事業者による事例発表「石油精製業における廃棄物管理」	大阪国際石油精製株式会社大阪製油所
	多量排出事業者処理計画制度について	大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課
高知県高知市	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正の概要について	高知市環境部廃棄物対策課
	産業廃棄物の適正処理について	環境カウンセラー町田輝次
山口県山口市	事業者責任と法令遵守	環境カウンセラー村岡良介
	産業廃棄物処理に係る不適正処理事例と未然防止のための留意点について	山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課

第7章 優良性評価制度の活用状況等に関する調査

(1) 適合確認された許可件数及び事業者数

産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度、いわゆる優良性評価制度（以下、「現行制度」という。）は、平成17年4月1日に施行され、平成23年3月31日に廃止される。平成23年2月末時点において、国の制度による適合確認許可件数は3,644件、都道府県独自の制度によるものは799件となり、あわせて4,443件であった。事業者数はそれぞれ333者と205者であったが、重複を除く事業者数は362者であった。

なお、国の制度による適合確認とは、廃棄物処理法施行規則のとおり、新規許可、変更許可、更新許可時に適合確認の申請を受け付けるものである。一方の都道府県独自の制度とは、許可更新等のタイミングに限らず、随時に申請を受け付けることで、いち早く基準を満たした処理業者を明らかにしようとするもので、基準は国の制度と同じで、審査受け付けのタイミングのみが異なる。

表 7-1 現行制度の適合確認の状況（平成23年2月28日現在）

	許可件数(件)	事業者数(者)※
許可更新等審査時（国の制度による）	3,644	333
随時受付（都道府県独自の制度による）	799	205

※ 重複を除く事業者数は362

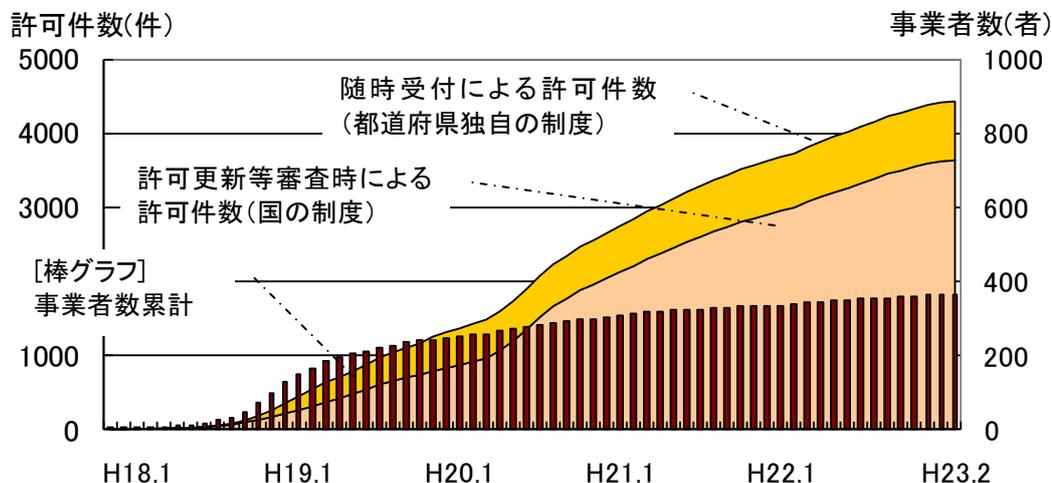


図 7-1 現行制度の適合確認許可件数と事業者数の推移（平成23年2月28日現在）

(2) 適合事業者の保有許可数

現行制度の基準は廃棄物処理法施行規則に基づき、許可証毎に自治体が適合確認する仕組みとなっているが、いずれかの自治体で適合確認された事業者の持つ許可は、適合確認を受けていなくても基準を満たした処理業者として考えることができる。産廃情報ネット (<http://www.sanpainet.or.jp/>) では、多くの適合事業者が許可情報を公表しており、この許可件数を都道府県・政令市毎に集計することで、各自治体において排出事業者が適合事業者を選択できる許可数を把握した（平成 23 年 3 月 19 日現在）。

適合確認された許可件数が表 7-1 のとおり 4,443 件に対して、産廃情報ネットで許可情報を公表している適合確認事業者の持つ許可件数は 8,107 件（表 7-2）となり、1.8 倍を超える数となる。また適合事業者が産業廃棄物処分業の許可を保有しない自治体が数か所あるものの、収集運搬業については特別管理産業廃棄物も含めて、本制度を運用していない自治体においても適合事業者が許可を保有しており、各自治体において排出事業者が選択できる機会が増えていた。

表 7-2 現行制度の適合事業者が保有する許可件数
（産廃情報ネット調べ、平成 23 年 3 月 19 日現在）

自治体番号	許可自治体	産業廃棄物収集運搬業	産業廃棄物処分業	特別管理産業廃棄物収集運搬業	特別管理産業廃棄物処分業	合計
1	北海道	23	10	11	1	45
2	青森県	20	2	11		33
3	岩手県	20	2	6		28
4	宮城県	52	4	16	2	74
5	秋田県	26	2	9		37
6	山形県	42	16	23	3	84
7	福島県	65	3	31	2	101
8	茨城県	91	10	46	3	150
9	栃木県	90	12	47	1	150
10	群馬県	85	6	36	1	128
11	埼玉県	104	23	54	5	186
12	千葉県	103	17	50	3	173
13	東京都	105	21	68	1	195
14	神奈川県	98	8	53	2	161
15	新潟県	47	6	26	2	81
16	富山県	25		14		39
17	石川県	23	1	16	1	41
18	福井県	38	5	23	1	67
19	山梨県	57	1	22	1	81
20	長野県	67	2	30		99
21	岐阜県	61	2	38	1	102

自治体 番号	許可 自治体	産業廃棄物 収集運搬業	産業廃棄物 処分業	特別管理産業廃 棄物収集運搬業	特別管理産業 廃棄物処分業	合計
22	静岡県	56	6	24	2	88
23	愛知県	81	16	50	6	153
24	三重県	82	8	60	2	152
25	滋賀県	66	1	30	4	101
26	京都府	56	5	37	1	99
27	大阪府	73	10	43	5	131
28	兵庫県	68	8	43	5	124
29	奈良県	56	3	28	1	88
30	和歌山県	37	3	17	1	58
31	鳥取県	38	1	21	1	61
32	島根県	38	6	24	2	70
33	岡山県	58	2	31	1	92
34	広島県	47	7	30	3	87
35	山口県	53	9	28	3	93
36	徳島県	29	6	15		50
37	香川県	33	1	17	1	52
38	愛媛県	29	5	17	3	54
39	高知県	22	1	11	1	35
40	福岡県	32	10	20	3	65
41	佐賀県	23	3	13		39
42	長崎県	22	2	11		35
43	熊本県	22	4	15		41
44	大分県	31	2	14	1	48
45	宮崎県	21	3	14	1	39
46	鹿児島県	24	4	14	1	43
47	沖縄県	5	4	2	1	12
50	旭川市	9	3	5		17
51	札幌市	14	1	6		21
52	函館市	9	1	5		15
54	仙台市	49	3	19		71
55	千葉市	79	4	35		118
56	横浜市	97	8	58	1	164
57	川崎市	97	6	47	2	152
58	横須賀市	62		26		88
59	新潟市	40	4	22	1	67
60	金沢市	19	2	11		32

自治体 番号	許可 自治体	産業廃棄物 収集運搬業	産業廃棄物 処分業	特別管理産業廃 棄物収集運搬業	特別管理産業 廃棄物処分業	合計
61	岐阜市	42		20		62
62	静岡市	40	1	20	1	62
63	浜松市	33		20		53
64	名古屋市	58	6	36	2	102
65	京都市	54	2	31	1	88
66	大阪市	75	7	51	3	136
67	堺市	65	3	33	2	103
68	東大阪市	55	2	28	1	86
69	神戸市	66	3	42	2	113
70	姫路市	58	6	32	2	98
71	尼崎市	57	6	33	3	99
72	和歌山市	33	1	17		51
73	広島市	37	5	22	2	66
74	呉市	24		16		40
75	下関市	28	1	17		46
76	北九州市	48	8	37	5	98
77	福岡市	23	2	13		38
78	大牟田市	23	3	15	1	42
79	長崎市	18	1	10		29
80	佐世保市	19	1	10		30
81	熊本市	21	4	13	1	39
82	鹿児島市	20	4	11	1	36
83	岡山市	44	3	26	1	74
84	宇都宮市	71	2	36		109
85	富山市	23	3	15	3	44
86	秋田市	17	1	5		23
87	郡山市	29		10		39
88	大分市	28	2	12	1	43
89	松山市	24		12		36
90	豊田市	52	3	30	1	86
91	福山市	43	1	25		69
92	高知市	19		9		28
93	宮崎市	16	4	11		31
94	いわき市	47	2	29	2	80
95	長野市	38	4	15	2	59
96	豊橋市	42		24		66

自治体 番号	許可 自治体	産業廃棄物 収集運搬業	産業廃棄物 処分業	特別管理産業廃 棄物収集運搬業	特別管理産業 廃棄物処分業	合計
97	高松市	20		11		31
98	相模原市	77	4	37	4	122
99	西宮市	49	2	32	1	84
100	倉敷市	40	5	20	1	66
101	さいたま市	80	2	46		128
102	奈良市	45	2	24		71
103	川越市	71	1	38	1	111
104	船橋市	69	3	28		100
105	岡崎市	44	1	28		73
106	高槻市	53	1	34		88
108	青森市	10	4	7	1	22
110	盛岡市	16	1	6		23
111	柏市	45	1	28		74
112	久留米市	15	3	13		31
114	前橋市	30	1	10		41
115	大津市	18	1	9		28
合計		4,891	438	2,650	128	8,107

(3) 排出事業者向けメール／情報管理サービスの利用状況

排出事業者向けメール／情報管理サービスにおいては、ユーザー登録数が平成22年4月1日現在から11ヶ月間で59.4%増加した(658人から1,049人に増加)。また、ユーザーが処理委託先等の産業廃棄物処理業者について、公表情報の更新状況をフォローするためにお気に入り登録している処理業者数の累計は、同じ期間で28.0%増加した(4,882者から6,250者に増加)。処理委託先の管理ツールとして、排出事業者等における本サービスの利用が拡大しており、優良な処理業者との関係強化が期待されている。

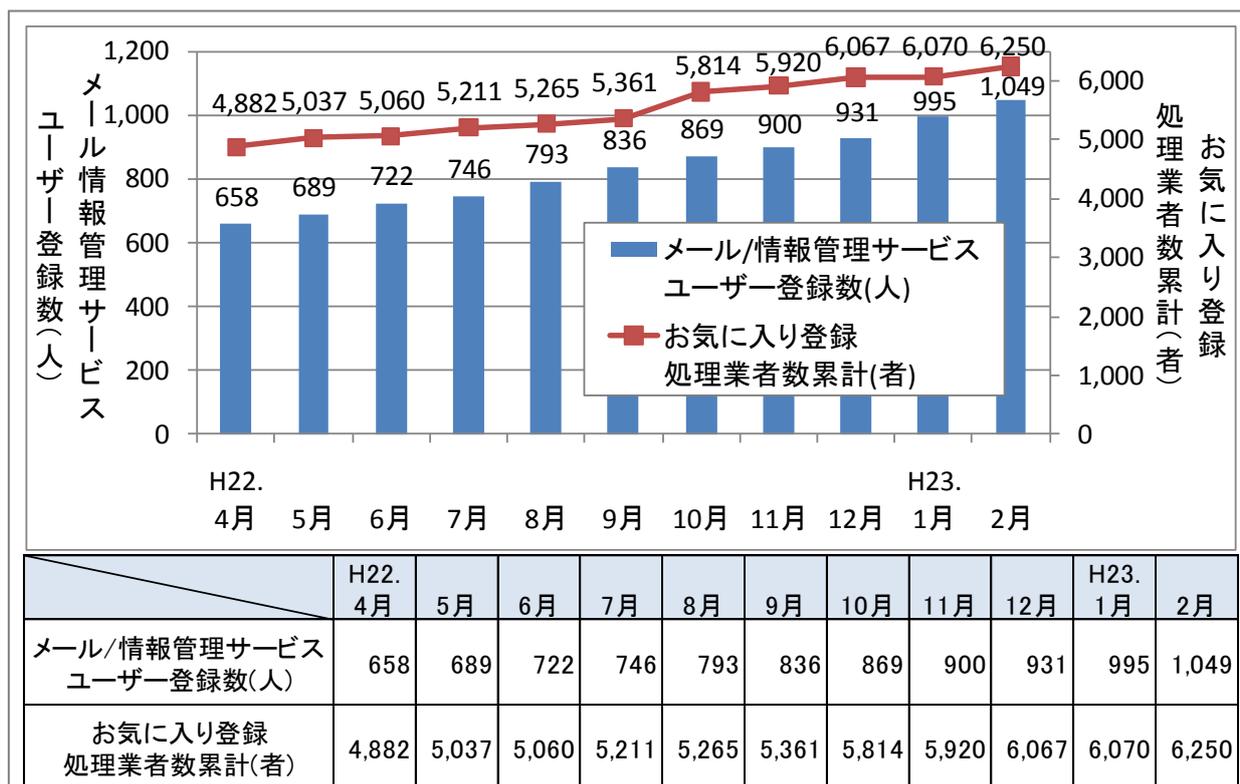


図 7-2 排出事業者向けメール情報管理サービスのユーザー登録数とお気に入り登録処理業者数累計

排出事業者向けメール／情報管理サービスのユーザーの業種を平成23年3月1日現在でまとめたところ、製造業が44.9%(471人)と最も多く、次いで建設業が20.8%、サービス業が9.2%であった。廃棄物処理業も5番目(4.9%、51人)に多く、収集運搬業者にとっての運搬先や中間処理業者の処理委託先等をフォローするために利用していると思われる。

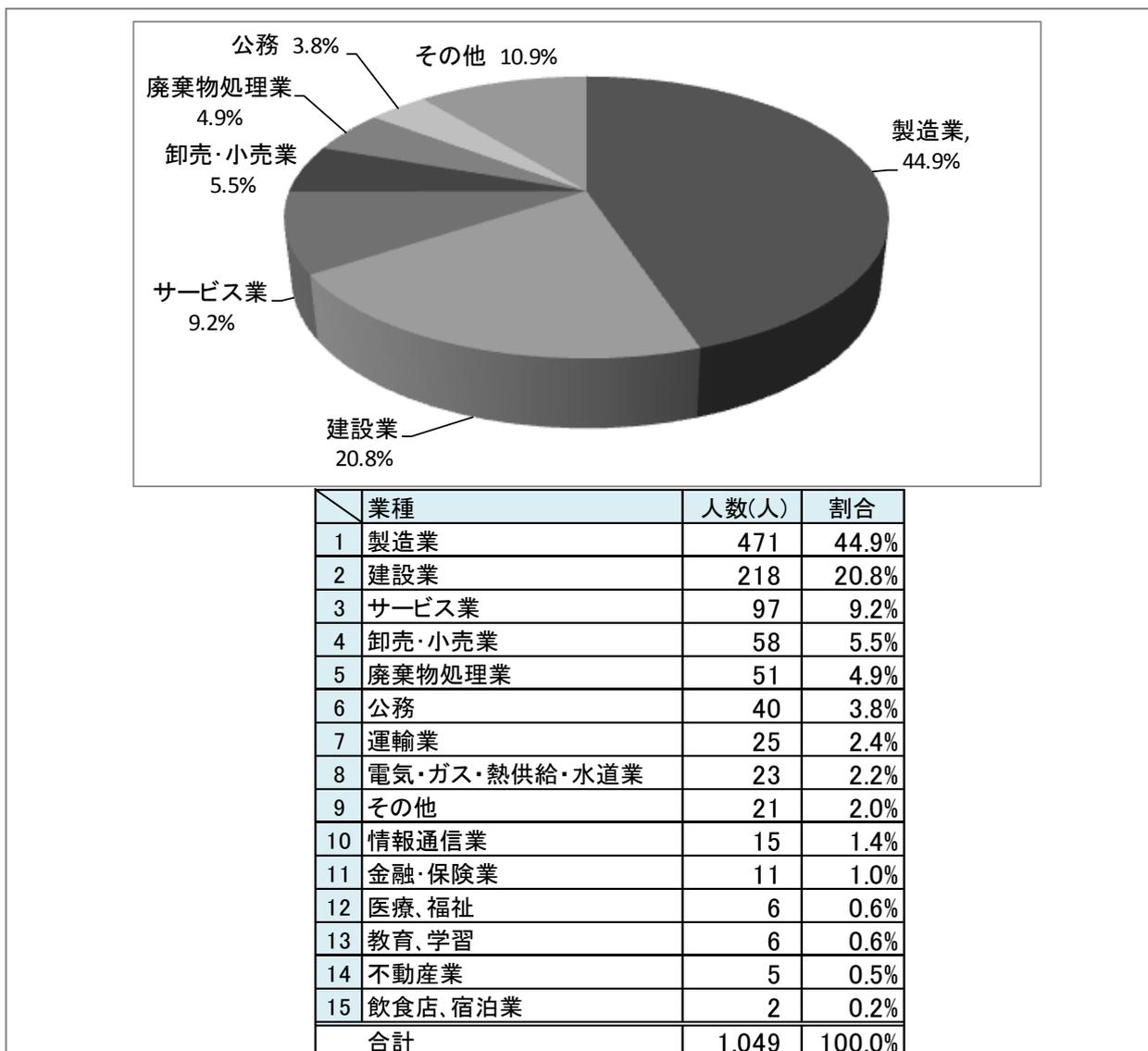


図 7-3 排出事業者向けメール情報管理サービスのユーザーの業種

(4) 優良性評価制度の公表情報へのアクセス数

「さんばいくん」で閲覧できる産業廃棄物処理業者による優良性評価制度の公表情報について、月間でアクセス数を集計したところ、平成 22 年 4 月～23 年 2 月の 11 ヶ月平均で 12,420 件であった。もっとも件数が多かった 15,191 件の平成 22 年 5 月には、公表していた 1,426 件の処理業者のうち、ほとんどを占める 98.8%の処理業者の情報が閲覧されており、公表情報全体を分析・活用するために満遍なく閲覧されていたと思われる。これに対して、次いで件数が多かった 15,005 件（平成 22 年 10 月）は、アクセスが上位業者に集中する傾向が見られ、月間アクセス数が 400 件を超えた処理業者が 2 者あり、300 件超が 3 者、200 件超が 2 者、100 件超が 19 者とあわせて 26 者にのぼり、11 ヶ月平均の 16.8 者よりも多かった。「さんばいくん」における優良性評価制度の公表情報は年間を通じて多くの閲覧があり、活用されている。

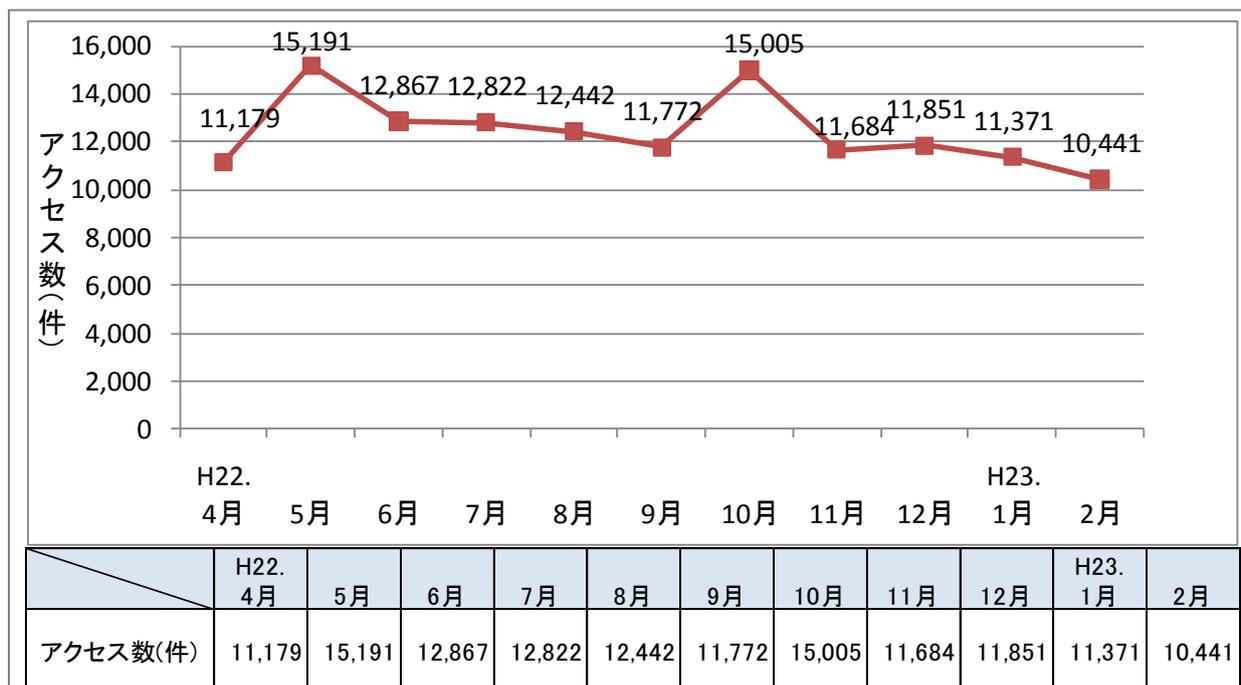


図 7-4 優良性評価制度の公表情報へのアクセス数

第8章 情報開示システムの改修

平成23年度優良産廃処理業者認定制度の施行に向けて、基準改定による産廃情報ネットの情報公表項目追加と既存データの移行作業を行った。このほか、産業廃棄物処理業者が新制度に取組みやすい環境を整備することにより、優良業者の適切な選択がさらに進むように、情報開示システムについて以下のシステム改修を行った。また、産廃情報ネットのトップページからの入口を一本化し、システムの名前も親しみやすいように、愛称として「さんばいくん」と命名した。



図 8-1 新基準の優良認定業者や産業廃棄物処理業者の公表情報を検索・閲覧できるウェブページのアイコン（イメージ）

(1) 情報公表項目追加とデータ移行作業

現行制度と新制度では、情報の公表項目が一部異なるため、追加等の変更を行うとともに、産業廃棄物処理業者が現行制度に基づき公表している情報を、新制度の項目にデータ移行した。データ移行にあたっては、1月末の経過措置について定める改正施行規則の公布にあわせて、現行基準の項目から新基準の項目も併記した様式にデータを移行させた後、最終的に、新制度施行にあわせて新基準のみの項目の様式に移行した。

表 8-1 情報の公表項目の追加等

no	基準	現行基準	現行基準+新基準	新基準
	項目セット名	産業廃棄物処理業の優良性の判断に係る情報開示	優良性評価制度と優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項	優良産廃処理業者認定制度に関する公表事項
会社情報				
1	文字	氏名または名称	(削除)	—
2	—	業者番号	(削除)	—
3	文字	住所	(同左)	住所(法人の場合は事務所・事業場の所在地)
4	文字	代表者氏名(法人の場合)	(同左)	(同左)
5	文字	役員の氏名および役員就任年月日(法人の場合)	(同左)	役員等の氏名、就任年月日(法人の場合)
6	文字	法人設立年月日	(同左)	設立年月日(法人の場合)
7	文字	名称、資本金及び事業の内容の変更履歴	資本金および出資金の額(法人の場合)	資本金・出資金の額(法人の場合)
8	文字	—	事業の内容	(同左)
許可の内容				
9	文字	事業計画の概要	(同左)	(同左)
10	文字	許可証の記載事項(文字で記載する場合)	許可証の記載事項(文字表記)	(削除)

no	基準	現行基準	現行基準＋新基準	新基準
	項目 セット 名	産業廃棄物処理業の優良性の 判断に係る情報開示	優良性評価制度と優良産廃処 理業者認定制度に係る公表事 項	優良産廃処理業者認定制度 に関する公表事項
11	図	許可証の記載事項(許可証の 写しの画像を貼り付ける場合)	業許可証(画像添付)	業許可証の写し
施設および処理の状況(収集運搬業者)				
12	文字	運搬車両ごとの車両形式、規 模・能力(積載量等)	運搬施設の種類、数量、低公害 車の導入状況	(同左)
13	文字	積替保管施設ごとの面積、保管 上限量等	(同左)	積替保管施設ごとの所在地、面 積、保管する産業廃棄物の種 類、保管上限量
14	文字	廃棄物の種類および月ごとの 直前1年分の受入量および運 搬方法ごとの運搬量(文字で記 述する場合)	直前3年間の産業廃棄物の受 入量、運搬量(文字表記)	(同左)
15	図	廃棄物の種類および月ごとの 直前1年分の受入量および運 搬方法ごとの運搬量(画像を貼 り付ける場合)	直前3年間の産業廃棄物の受 入量、運搬量(画像添付)	(同左)
施設および処理の状況(処分業者)				
16	文字	処理施設ごとの種類、処理する 産業廃棄物の種類、設置場所、 設置年月日、処理能力(規模)、 処理方式、構造および設備の 概要等	処理施設の設置場所、設置年 月日、施設の種類、処理する産 業廃棄物の種類、処理能力、処 理方式、構造および施設の概 要	処理施設の設置場所、設置年 月日、施設の種類、産業廃棄物 の種類、処理能力、処理方式、 構造・施設の概要
	図	—	処理施設の設置許可証の写し	(同左)
18	図	事業場の処理工程図	事業場内の産業廃棄物の処理 工程図	事業場ごとの産業廃棄物の処 理工程図
19	文字	産業廃棄物の種類ごとの最終 処分が終了するまでの一連の 処理の行程、外部委託する場 合はその詳細も含む(文字で記 述する場合)	産業廃棄物の最終処分終了ま での一連の処理行程(文字表 記)	産業廃棄物の最終処分終了ま での一連の処理の行程(文字 表記)
20	図	産業廃棄物の種類ごとの最終 処分が終了するまでの一連の 処理の行程、外部委託する場 合はその詳細も含む(画像を貼 り付ける場合)	産業廃棄物の最終処分終了ま での一連の処理行程(画像添 付)	産業廃棄物の最終処分終了ま での一連の処理の行程(画像 添付)
21	文字	廃棄物の種類、処分方法およ び月ごとの直前1年分の受入 量、処分量、残さ処分量(文字 で記述する場合)	直前3年間の産業廃棄物の受 入量、処分量、残さ処分量(文 字表記)	(同左)
22	図	廃棄物の種類、処分方法およ び月ごとの直前1年分の受入 量、処分量、残さ処分量(画像 を貼り付ける場合)	直前3年間の産業廃棄物の受 入量、処分量、残さ処分量(画 像添付)	(同左)
23	文字	直前1年分の施設維持管理の 記録(文字で記述する場合)	直前3年間の処理施設の維持 管理記録(文字表記)	(同左)直前3年間の処理施設 の維持管理の状況(文字表記)
24	図	直前1年分の施設維持管理の 記録(文字で記述する場合)	直前3年間の処理施設の維持 管理記録(画像添付)	(同左)直前3年間の処理施設 の維持管理の状況(画像添付)
25	図	—	直前3年間の熱回収量等	(同左)

no	基準	現行基準	現行基準＋新基準	新基準
	項目 セット 名	産業廃棄物処理業の優良性の 判断に係る情報開示	優良性評価制度と優良産廃処 理業者認定制度に係る公表事 項	優良産廃処理業者認定制度 に関する公表事項
財務諸表				
26	図	前年貸借対照表	(同左)	(削除)
27	図	前々年貸借対照表	(同左)	(削除)
28	図	前々々年貸借対照表	(同左)	(削除)
30	図	前年損益計算書	(同左)	(削除)
31	図	前々年損益計算書	(同左)	(削除)
32	図	前々々年損益計算書	(同左)	(削除)
	図	—	前年財務諸表	前年財務諸表
	図	—	前々年財務諸表	前々年財務諸表
33	図	—	前々々年財務諸表	前々々年財務諸表
料金				
34	文字	料金の提示方法(料金表によ る、料金算定式による、見積書 による、など)	料金の提示方法	(同左)
35	文字	料金表または料金算定式(文字 で記述する場合)	料金表または料金算定式(文字 表記)	料金表、料金算定式(文字表 記)
36	図	料金表または料金算定式(画像 を貼り付ける場合)	料金表または料金算定式(画像 添付)	料金表、料金算定式(画像添 付)
社内組織体制				
37	図	社内組織図	(同左)	(同左)
38	文字	人員配置および職務分掌	(同左)	人員配置、職務分掌
39	文字	環境関連技術資格の名称と取 得人数	(同左)	(削除)
40	文字	受講した産廃関連講習会ごとに 名称・実施者・修了日および修 了者数ならびに修了番号	(同左)	(削除)
地域融和				
41	文字	環境保全上の利害関係者に対 する事業場の公開の有無およ び、公開している場合にはその 頻度	事業場の公開の有無、頻度	(同左)
42	文字	遵法性に関して適合しているこ との申告	(情報公開項目ではないため削 除)	—
43	文字	情報開示に関して適合している ことの申告	(情報公開項目ではないため削 除)	—
44	文字	環境保全への取り組みに関し て適合していることの申告	(情報公開項目ではないため削 除)	—
自由記載(任意)				
45	文字	その他特記事項	(同左)	(同左)
46	文字	自社ホームページ URL	(同左)	(同左)

(2) 許可期限接近の警告表示とアラームメール送信機能の追加

排出事業者向けメール/情報管理サービスのユーザーを対象に、お気に入り登録した産業廃棄物処理業者の許可証の有効期限が1か月前に迫ったときに許可期限接近のアラームメールを送信するとともに、ログイン後の画面で警告表示をするよう改良した。許可の有効期限が過ぎた

ことに気付かずに委託を続ける無許可委託（委託基準違反）を予防するツールである。

(3) 許可情報（特別管理産業廃棄物）の表形式化と検索結果の精度向上

特別管理産業廃棄物を扱うことができる許可情報については、産業廃棄物の種類までしか入力できなかったが、改修により重金属等の有害物質含有等に関する情報も入力できるようになった。入力された情報は検索データとなって、排出事業者が重金属等の含有まで含めた特別管理産業廃棄物の条件を選ぶときに活用され、特別管理産業廃棄物を扱う産業廃棄物処理業者にとっては、処理を受託するチャンスにつながる。



図 8-2 特別管理産業廃棄物に含む有害物質等を検索条件として選択する画面 (イメージ)

(4) 縦長ページの閲覧性・操作性の向上

産業廃棄物処理業者が情報を入力する画面、並びに排出事業者が情報を閲覧する画面において、公表する情報量が多いために従前の画面では縦長ページとなりスクロールの操作が煩雑であった。このため、各項目へジャンプするフレームを画面の左側に設けた。

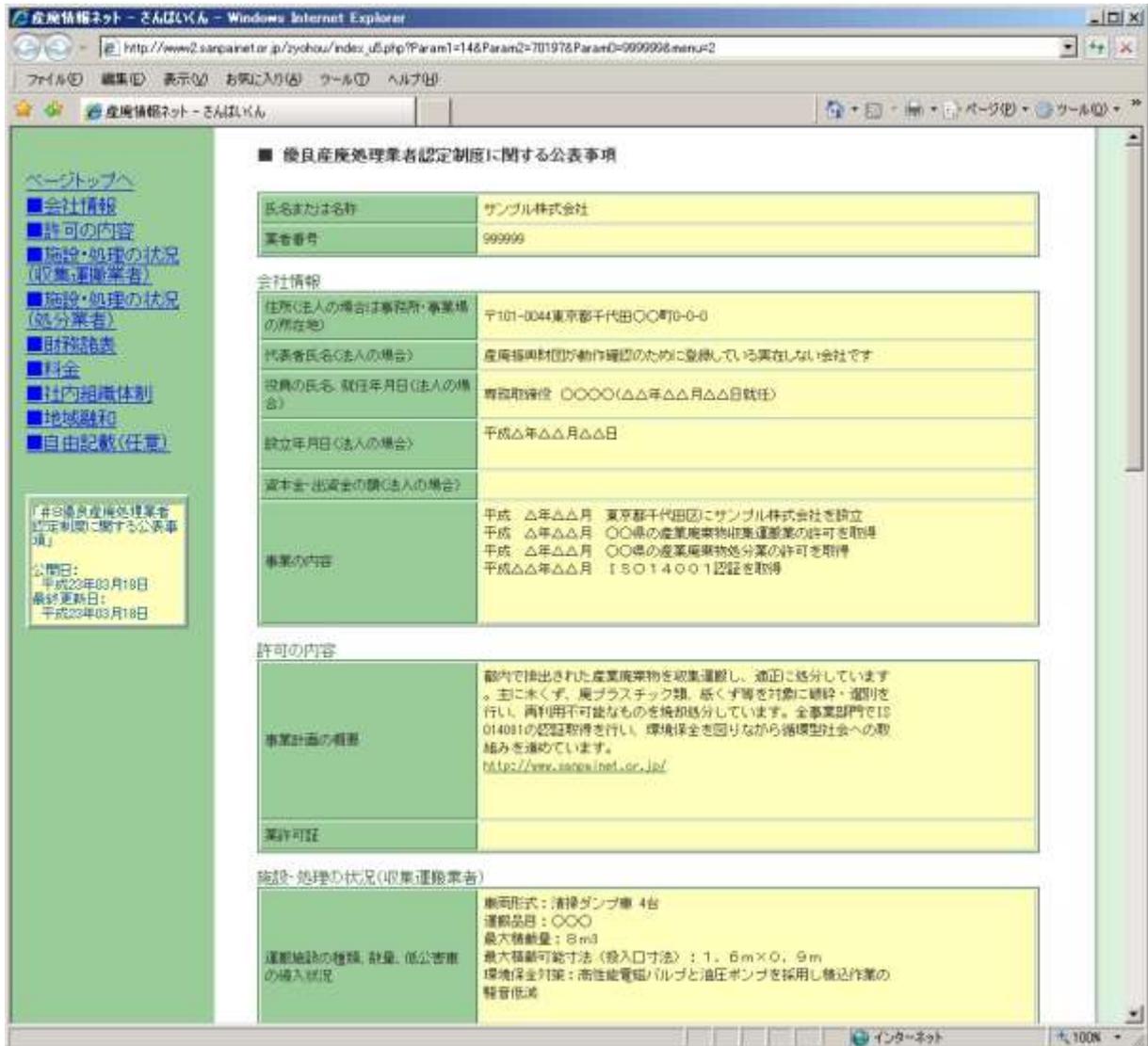


図 8-3 各項目へジャンプするフレーム（左側）のある情報閲覧画面（イメージ）

(5) 許可更新手続き忘れ防止アラームメール送信機能の追加

「さんばいくん」では、産業廃棄物処理業者が登録した許可情報に基づいて、排出事業者に許可内容を条件とした検索機能を提供しているが、その許可情報を活かして登録した産業廃棄物処理業者に許可期限接近のアラームメールを送信するように改良した。許可期限の 4 か月前には許可期限接近のアラームメールを、許可期限の翌日と 3 週間後には許可期限切れのアラームメールを、登録されている産業廃棄物処理業者の担当者メールアドレスに送信するとともに、

ログイン画面で警告表示をする。実務の上で許可更新手続き忘れを防止する方法を提供することで、産業廃棄物処理業者の利便性を向上し、許可情報の登録を促すことができる。同時に、排出事業者にとっては、入力される許可情報の量が増えるとともに、許可期限の情報更新が行われることで、検索結果の精度が向上するメリットがある。

(6) 履歴証明書作成機能の追加

新基準の優良認定・優良確認を申請する際には、基準である情報の公表を証するものが必要となるため、産業廃棄物処理業者が自らのパソコンとプリンターを用いて、「さんばいくん」における過去の公表内容を印刷できるように改良した。印刷できる帳票の種類も、日付別・公表項目ごとに情報更新状況を確認できる一覧表のほか、各日付の全公表項目の印刷、あるいは1つ前の情報更新日から変更された項目のみ印刷など、産業廃棄物処理業者並びに都道府県等が活用しやすい様式を用意した。

産廃情報ネット

■優良産廃処理業者認定制度に関する公表事項

処理業者名 (株) サンプル環境

業者番号: 999999

すべての公表事項を公表した年月日 年 月 日 情報公表URL <http://www>

No	項目名称	基準の求める更新頻度	情報更新日				
			平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日
			1	2	3	3	4
会社情報							
1)	住所（法人の場合は事務所・事業場の所在地）	変更の都度	○		○	○	
2)	代表者氏名（法人の場合）	1年に1回以上	○				○
3)	役員等の氏名、就任年月日（法人の場合）	1年に1回以上	○		○	○	○
4)	設立年月日（法人の場合）	—	○				
5)	資本金・出資金の額（法人の場合）	変更の都度	○				
6)	事業の内容	変更の都度	○				
許可の内容							
7)	事業計画の概要	変更の都度	○				
8)	業許可証の写し	変更の都度	○				○
施設および処理の状況（収集運搬業者）							
9)	運搬施設の種類、数量、低公害車の導入状況	1年に1回以上	○	○	○	○	○
10)	積替保管施設ごとの所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類、保管上限量	変更の都度	○	○			
11)	直前3年間の産業廃棄物の受入量、運搬量（文字表記）	1年に1回以上	○				○
12)	直前3年間の産業廃棄物の受入量、運搬量（画像添付）	1年に1回以上	○				○
施設および処理の状況（処分業者）							
32)	その他特記事項	—	○				
33)	自社ホームページURL	—	—	—	—	—	○

印刷日 平成〇〇年〇月〇日

図 8-4 日付別・項目ごとに情報更新状況を確認できる一覧表（イメージ）

産廃情報ネット

更新No : 14
情報更新日 : 平成〇〇年〇月〇日

■優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項

処理業者名 (株) サンプル環境

業者番号 : 999999

備考 : 全ての項目を出力

No	項目名称	内容
会社情報		
1)	住所（法人の場合は事務所・事業場の所在地）	〒101-0044東京都千代田〇〇町0-0-0
2)	代表者氏名（法人の場合）	代表取締役 産廃太郎
3)	役員等の氏名、就任年月日（法人の場合）	専務取締役 ○〇〇〇（△△年△△月△△日就任） 常務取締役 ○〇〇〇（△△年△△月△△日就任） 取締役 ○〇〇〇（△△年△△月△△日就任） 取締役 ○〇〇〇（△△年△△月△△日就任） 取締役 ○〇〇〇（△△年△△月△△日就任）
4)	設立年月日（法人の場合）	平成△年△月△△日
5)	資本金・出資金の額（法人の場合）	平成 △年△月 資本金△△△△万円 平成△△年△月 △△△△万円増資（資本金△△△△円に変更）
6)	事業の内容	平成 △年△△月 東京都千代田区にサンプル株式会社を設立 平成 △年△△月 〇〇県の産業廃棄物収集運搬業の許可を取得 平成 △年△△月 〇〇県の産業廃棄物処分量の許可を取得 平成△△年△△月 ISO14001認証を取得
許可の内容		
7)	事業計画の概要	都内で排出された産業廃棄物を収集運搬し、適正に処分しています。主に木くず、廃プラスチック類、紙くず等を対象に破砕・選別を行い、再利用不可能なものを焼却処分しています。全事業部門でISO14001の認証取得を行い、環境保全を図りながら循環型社会への取組みを進めています。
8)	業許可証の写し	別紙参照
地域貢献		
31)	事業場の公開の有無、頻度	当社は信頼性の高い施設運営を目指し、事業所を一般公開しており、いつでも見学することができます。
自由記載（任意）		
32)	その他特記事項	
33)	自社ホームページURL	http://www.000000000.co.jp

印刷日 平成〇〇年〇月〇日

図 8-5 各日付の情報公表の全部を確認できる帳票（イメージ、変更項目に網かけあり）

産廃情報ネット

更新No : 14
情報更新日 : 平成〇〇年〇月〇日

■優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項

処理業者名 (株) サンプル環境

業者番号 : 999999

備考 : 前回更新分（更新No13）からの変更項目のみ

No	項目名称	内容																												
会社情報																														
7)	事業計画の概要	都内で排出された産業廃棄物を収集運搬し、適正に処分しています。主に木くず、廃プラスチック類、紙くず等を対象に破砕・選別を行い、再利用不可能なものを焼却処分しています。全事業部門でISO14001の認証取得を行い、環境保全を図りながら循環型社会への取組みを進めています。																												
施設および処理の状況（処分業者）																														
20)	直前3年間の産業廃棄物の受入量、処分量、残さ処分量（画像添付）	別紙参照																												
社内組織体制																														
30)	人員配置および職務分掌	<table border="1"> <thead> <tr> <th>人員配置</th> <th>正社員</th> <th>派遣・パート</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経理部</td> <td>3名</td> <td>1名</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>3名</td> <td>1名</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>営業部</td> <td>7名</td> <td>1名</td> <td>8名</td> </tr> <tr> <td>収運部</td> <td>12名</td> <td>1名</td> <td>13名</td> </tr> <tr> <td>施設部</td> <td>11名</td> <td>2名</td> <td>13名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>36名</td> <td>6名</td> <td>42名</td> </tr> </tbody> </table>	人員配置	正社員	派遣・パート	合計	経理部	3名	1名	4名	総務部	3名	1名	4名	営業部	7名	1名	8名	収運部	12名	1名	13名	施設部	11名	2名	13名	合計	36名	6名	42名
人員配置	正社員	派遣・パート	合計																											
経理部	3名	1名	4名																											
総務部	3名	1名	4名																											
営業部	7名	1名	8名																											
収運部	12名	1名	13名																											
施設部	11名	2名	13名																											
合計	36名	6名	42名																											
		業務収運部 所有車両の管理・点検整備、配車・運転手の手配に関すること その他これらに付随する業務 施設部 焼却炉の運転・管理に関すること その他これらに付随する業務																												

印刷日 平成〇〇年〇月〇日

図 8-6 1つ前の情報更新日から変更された項目のみを確認できる帳票（イメージ）

参 考 资 料

1) 第16回産業廃棄物処理業優良化推進委員会議事録

**産業廃棄物処理業優良化推進委員会
第16回委員会議事録**

1. 日時：平成22年5月17日（水）10:00～12:00

2. 場所：(財)産業廃棄物処理事業振興財団 会議室

3. 出席者

(1) 委員（敬称略・委員長を除き五十音順）

北村喜宣（委員長・上智大学）、乙顔均（東京産業廃棄物協会）、川瀬良幸（神奈川県）、後藤敏彦（環境監査研究会）、斎藤正一（日経BP）、白谷章（大阪府）、長沢伸也（早稲田大学）、仁井正夫（全国産業廃棄物連合会）、平田充（日本経済団体連合会）、村上章（東京都）、茂木紀幸（日本産業廃棄物処理振興センター）、山田充（富士電機ホールディングス）、米谷秀子（鹿島建設）

(2) オブザーバー：環境省 高澤哲也、諸星義一、近藤慎吾、佐藤滋芳

全国産業廃棄物連合会 内藤勝司、古川洋一

(3) 事務局：産業廃棄物処理事業振興財団 樋口成彬、飯島孝、稲垣陽之助、改田耕一、吉川賢

4. 配布資料

- | | | |
|----|---|------------------------------|
| 資料 | 1 | 議事次第 |
| 資料 | 2 | 委員名簿 |
| 資料 | 3 | 座席表 |
| 資料 | 4 | 平成22年度産業廃棄物処理業優良化推進事業 事業計画 |
| 資料 | 5 | 優良性評価制度の概要と実績等 |
| 資料 | 6 | 優良性評価制度に係るこれまでの検討状況 |
| 資料 | 7 | 優良な産業廃棄物処理業者に係る許可期間の特例制度について |

参考資料1 廃棄物処理法の一部を改正する法律案概要・要綱・新旧対応条文より抜粋

5. 議事内容

○議題（1）平成22年度事業の概要について

- ・事務局より、今年度の事業計画について説明を行った。

○議題（2）優良性評価制度の概要と実績等、制度に係るこれまでの検討状況

- ・事務局より、優良性評価制度の創設の経緯、評価基準、評価手順、都道府県等の受付状況、適合確認許可件数及び事業者数、適合確認取り消し件数について説明を行った。また、制度に係

る平成 19 年度及び 20 年度の検討状況について説明を行った。

- ・ 質疑応答では、産業廃棄物処理業の優良化には、国の制度で評価尺度をつくる部分と、排出事業者と処理業者が共同して優良な者を育てていく部分がある。いままでは国の制度に依存してきたが、制度には制約があるから、排出事業者の関与によってインセンティブをつくる部分と整理して、制度による取組と、排出事業者と処理業者という市民の関係による本当の目ききの要素も入れた取組とを上手に組み合わせていくべき。優良の要素をすべて特例許可制度に落とし込むのは、許可制度の性質からして難しいという意見があった。
- ・ その他、基準の強化と手順の簡素化は切り分けて議論すべき、基準に適合する事業者を増やす方策の議論もしたいという意見や、都道府県・政令市別の許可件数及び適合確認許可件数について、産業廃棄物処理を主たる事業としていない兼業事業者を含む母数で算出しているため、実態に合っていない印象があるという意見があった。

○議題（3）優良な産業廃棄物処理業者に係る許可期間の特例制度について

- ・ 環境省より、制度の目的、概要、基準、法律の新旧対応表について説明が行われた。

[審査の外部委託に関する発言]

- ・ いままで外部機関に委託できる制度であったが、それはできなくなるのか。
- ・ 外部に委託すると責任の所在が不明確になる。
- ・ 環境省より、知事の判断で委託することはできるが、最終的な責任は知事が負う。法律には規定しないが都道府県等の負担もあるため、どのような審査事務を行うか都道府県等に判断してもらおうという説明が行われた。

[基準の在り方に関する発言]

- ・ 現行制度を検討したときは、自治体の委員から許可事務が多忙なため評価基準は合否が明確に分かれるものにしてほしいという意見が出ていた。
- ・ 申請者から見ても、許可権者から見ても客観化できるようなものにしてほしい。示された基準については、もう少し具体の申請のところでどうなのか提示がないと検討できない。
- ・ あくまでも客観的で、合否を明確に1つずつ判断できるようにするべき。実際の優良品性は果たしてどういうふうに表示していくのか関心がある。
- ・ オールジャパンの部分と、例えばこれをやるとさらに優良だという都道府県等の事情もあわせて見てもらえると、事務は増えるがやりようはあると感じている。
- ・ 排出事業者に7年の許可を持っている業者を積極的に使ってほしいというところまで言っているものかどうか。どういう形で排出事業者にPRしていくのか関心がある。
- ・ 環境省より、都道府県等が判断に迷わないような、国全体として統一的な運用がされるように明確な基準をつくるように努めたいという説明が行われた。

[処理業者と排出事業者のメリットに関する発言]

- ・ 基準が増えてもメリットを感じる業者が出てくるのが大切。許可期限が7年間になって14年間で2回申請となるが、いままで15年間で3回だから申請料から見たら大したコスト削減にならない。我々が業界の中で一生懸命進めていたのは、優良業者になればビジネスのチャンスが増えるということである。

- ・ 今回の改正の中で現地確認義務についていろいろ議論があったが、国が認めた業者なので、排出事業者側にとっては、そういう業者であれば現地確認義務を履行しているという見方を、通知等による解釈でも結構だが明確にしてもらえれば、もっと積極的に使っていかうと思う。

[半年間の情報公開期間と電子マニフェスト利用可能の基準化に関する発言]

- ・ 賛成である。
- ・ 電子マニフェストの加入者数について、18年度は収集運搬業者で1,921業者、21年度で約4倍の8,000業者まで行った。処分業者は、18年度の1,780から21年度は約5,000と3倍になった。年間の登録件数の普及率では18年度は約5%だったが、19年は約9%、21年度は約19%まで普及が進み、今回基準に入れても十分である。

[再生利用量の実績及び算定式の情報公開に関する発言]

- ・ 平成19年度の間接処理業者に対する調査結果によると、再生利用量は事業者によって定義がまちまちで検討が必要となっている。その一方で「リサイクルルート of 明確さ」を「自社の強み」の第2位と回答している。彼らの強みを生かすためにも、リサイクル先と数量を公開してほしい。自治体には公開しているか否かを判断し、その妥当性は排出事業者がみて活用する。
- ・ 許可事務において全取引先を開示せよというのは、あまりにも行き過ぎた許可要件であり、そうでないと優良か判断できないのであれば、業界団体の大手企業が連携して委託基準として求めれば、対応する業者は出てくる。
- ・ エコアクション21で産業廃棄物処理業者向けガイドラインが作成されたが、20~30人のところに全部個別情報を出させるというのは無理だろう。
- ・ この制度は、基本的に許可業者がこういうものに名乗り出る場を提供する制度だと思っている。標準ラインはその最低ラインというか、これだけ情報公開してくださいという制度。排出事業者と処理業者が市民の契約では、相手のことを調べてから契約すると思うので、その中で出していただく話だと思う。

[危機管理体制の整備に関する発言]

- ・ ISO14001の中では緊急時の訓練などの対応も含まれているが、考え方は同じなのか別か。ISO31000のリスクマネジメントの規定も昨年発効されたので、新たなリスクマネジメントを求めるのか。
- ・ 環境省より、いま想定しているのは、労災事故への対応状況だが、ISO14001の基準と重なる話であれば整理が必要という説明が行われた。

[低公害車の一定比率以上導入に関する発言]

- ・ いままでは排出事業者が情報公開の内容をみて優良かどうか判断する制度と考えていたが、単に低公害車を導入していることを優良とするのは違う次元の論点と思う。
- ・ 環境省より、今までの基準は、遵法性や情報公開の取組を評価していたが、今回その枠に縛られていいのかはまた別の問題と考える。現在の基準でもISO14001等で事業に係る環境配慮の取組は一応評価しており、そういうものとの並びで低公害車の導入状況も考えられなくはない。実態を調べて検討したいという説明が行われた。

以上

2) 第17回産業廃棄物処理業優良化推進委員会議事録

産業廃棄物処理業優良化推進委員会 第17回委員会議事録（案）

1. 日時：平成22年6月22日（月）15:00～17:00

2. 場所：(財)産業廃棄物処理事業振興財団 会議室

3. 出席者

(1) 委員（敬称略・委員長を除き五十音順）

北村喜宣（委員長・上智大学）、乙顔均（東京産業廃棄物協会）、川瀬良幸（神奈川県）、後藤敏彦（環境監査研究会）、斎藤正一（日経BP）、白谷章（大阪府）、長沢伸也（早稲田大学）、仁井正夫（全国産業廃棄物連合会）、浜野廣美（大阪府産業廃棄物協会）、平田充（日本経済団体連合会）、茂木紀幸（日本産業廃棄物処理振興センター）、山田充（富士電機ホールディングス）、米谷秀子（鹿島建設）

(2) オブザーバー：環境省 坂川勉、高澤哲也、諸星義一、近藤慎吾、佐藤直己

全国産業廃棄物連合会 内藤勝司、古川洋一

(3) 事務局：産業廃棄物処理事業振興財団 樋口成彬、飯島孝、稲垣陽之助、改田耕一、吉川賢

4. 配布資料

資料	1	議事次第
資料	2	委員名簿
資料	3	座席表
資料	4	第16回委員会議事録（案）
資料	5-1	優良な産業廃棄物処理業者に係る許可期間の特例制度について
資料	5-2	産業廃棄物の一連の処理の行程に係る公開情報の追加について
資料	5-3	低公害車の導入について
資料	5-4	危機管理体制の整備に係る基準について
資料	5-5	財務体質の健全性に係る基準について
資料	6	財務状況及び低公害車導入状況に係る調査の概要
資料	7	第16回委員会後の意見と対応

5. 議事内容

環境省より、優良な産業廃棄物処理業者に係る許可期間の特例制度について説明があり、質疑応答と討議が行われた。

○産業廃棄物の一連の処理の行程に係る公開情報の追加

- ・ 現行制度で公開されている「事業の用に供する施設（車両も含む）の種類及び数量等」、「施設の種類ごとの処理能力、処理方式、構造及び設備の概要」、「事業場の処理工程図」が非公開になるように読める、という意見があったが、環境省より従来通りと説明が行われた。
- ・ 処理委託先名称の公開を任意とすると、誰も取組まないという懸念もある、という意見があったが、環境省より民間企業同士の取り決めの話で、排出事業者が個別名称まで公表しているような優良な処理業者に処分委託するという基準を設けてもらえれば、自主的な個別名称の公表まで促すことになるという説明が行われた。
- ・ 許可事務において、一方的にすべての取引先名称の公開を求めることは余りにきつい、という意見があった。
- ・ セメント業界のように、最終処分量削減、再資源化を推進するために廃棄物を材料として引き受けて、全量を製品として出荷している業種まで、売却先ごとに数量を公表させることに意味があるのか、業界の意見を聞いてほしいという意見があった。環境省より、実態として業許可を持っており、法律上は産業廃棄物処理業として見なさざるを得ないのではないか、と説明が行われた。
- ・ 更新時に、半年ごとに更新したものを3年分出すということは、6回分出せという意味かという質問があり、環境省より、公表する情報は過去1年分で、これを半年ごとに更新して半年ごとに情報がずれていく、という説明が行われた。
- ・ 帳簿の記載義務があっても月次決算する義務はなく、更新頻度も半年ごとではなくて、1年である方が実務の取組と連動してよい、という意見があった。これに対して他の委員より、排出事業者の信頼に応えうるものであるべきで、余りに緩和するのはどうか、という意見があり、他の委員からも、現行制度の検討時には1年では余りに長いので半年となったが、処理業者の実情をみるという意見も理解できる、という意見があった。
- ・ 公表されていた外部委託先の名称を任意とすることは、この制度の後退を意味する。やはり中間処理から後の行き先が不明朗という実態がある中で、情報公開の中身として名称と数量が出ていることで、そこに名前を出された企業の目もチェックが入るといった点が違う。排出事業者さえわかればいいという話ではなく、誰の目にも触れる情報だからこそ、間違いなことしか書けない。それこそが情報公開の意味合い。7年にあえて手を挙げるのは優良であることだから、そういった透明性が担保できる。という意見があった。
- ・ この基準を政令とする場合は、7年許可の基準に見合うかどうか、法制局との調整もあるという意見があった。
- ・ 民間企業における業者の選択基準はいろいろあるわけで、厳しい条件を法律の許可基準として全部満足するというのは、ちょっと違うような気がするという意見があった。
- ・ 資料5-2の記載イメージで、C社の「再生」は他との兼ね合いから「路盤材」、最初の○の3つ目のポツの最後の「再生等」も次の文章との兼ね合いから「売却品の用途」とするのがふさわしい、という意見があった。

○低公害車の導入

- ・ 台数または割合のどちらを公開するのかという質疑があり、環境省より、両方を想定しているという説明が行われた。
- ・ 収集運搬車両以外の営業車等も含むのかという質疑があり、環境省より、収集運搬業の許可申請時に自動車検査証を添付する車両を対象とするという説明が行われた。
- ・ 導入予定も公開するのかという質疑があり、環境省より、予定ではなく現況であるという説明が行われた。

○危機管理体制の整備に係る基準

- ・ 環境保全の取組の中に含まれているから、これでよいという意見があった。

○財務体質の健全性に係る基準

- ・ 過去3カ年平均で機械的にみると、大規模設備投資をした直後では厳しいのではないかと、実態を聞いた上で話をしたい、場合によっては何か条件を要望するかもしれないという意見があった。
- ・ 極端に悪い年があると、3カ年平均では良くなるという意見があったが、これに対して他の委員より、許可基準でそれを情状酌量すると基準が統一的に運用されない、という意見があった。
- ・ 「過去3年の平均経常利益が黒字であること」に加えて、「または3カ年中2カ年が黒字であること」を基準とする意見があった。また、他の委員より、2008年のリーマンショックでかなりの企業が2009年3月決算は赤字を出しており、制度が始まった途端に3カ年黒字でないのでだめだ、5年待たなければいけないという話があるかもしれない、という意見があった。環境省より、いろいろな議論があるところだが、一方で、明らかに財務体質の弱い事業者をはじかなければならず、それらも踏まえつつ検討したいという説明が行われた。
- ・ PLであればある程度取引先等でおかしい数字がわかるが、BSの自己資本比率10%以上は、財務諸表上ではそうでも、正しいかどうかは自己申告を信じるしかない、という意見があり、環境省より、粉飾決算までは考慮していないという説明が行われた。別の委員からは、粉飾決算の場合は許可取消となり得るという意見や、他の委員からは、公認会計士や税理士が行うようなことまで、自治体が見ることはなく、出てきたものを信じる以外にない、という意見があった。
- ・ 海外事業をやっているところは、海外の売上も合算したものかという質疑があり、環境省より、現行の許可で提出している状況によるという説明が行われた。
- ・ 環境省調査における対象の抽出方法、重複の有無、情報提供先について質問があり、環境省より、無作為抽出で、重複はなく、処理業者ではなく自治体に情報提供を求めた、という説明が行われた。

- ・ 自己資本比率は、収集運搬業だけをやっている会社と、施設を持っている処分業ではかなり開きがある、わけて集計できないのであれば、全産連の方で確認してほしい、という意見があった。

○特例の許可期間の短縮

- ・ 7年許可の処理業者が基準に適合しなくなったときは、許可期限の途中でも短縮してほしい、または法違反等により7年許可の基準に適合しなくなった処理業者が、次に許可更新するときに7年許可を申請できるのか、という意見があり、環境省より、法制局と相談ができていないので、現時点では決まっていないという説明が行われた。
- ・ 不利益処分による場合は別としても、基準の中で1つでも適合しなくなったときに短縮するのでは、余りに不安定であるという意見があった。
- ・ 7年許可は、5年許可が2年延長されたというのではなく別のものであるから、基準を満たさない場合は、短縮ではなく取消しになるはず、という意見があり、環境省より、7年許可申請は観念的に5年許可申請との併願と見なして短縮するという考え方はあり得ないわけではないが、さらに検討が必要であり、現時点では決まっていないという説明が行われた。
- ・ 7年の許可はそれだけ高い基準を求めているので、自信がない業者は申請しなければよいという意見があった。
- ・ 許可取消の基準はすでに法制化されており、7年許可とは別の要件という意見があった。
- ・ 法律では「5年を下らない」となっており、7年を上限として7年を与えたときに、許可の取消基準は二段構えではないので、それを消すことができるかどうか、という意見があった。
- ・ 環境省より、許可の取消基準は法定で、優良の基準を満たさなくなった場合に7年の許可を取消すとしていないのでできない、政省令で規定させることもできない、という説明が行われた。

○環境保全の取組

- ・ ISO14001 とエコアクション 21 以外の制度も認めるとなっているが、状況はどうかという質疑があり、環境省より、エコアクション 21 と同等のものを認めているという説明が行われた。

○自治体審査における基準上乘せ等

- ・ 都道府県等が上乘せできないように国で統一してほしいという意見や、基準ではっきりしない部分が残ると、自治体の中は厳し目な方に判断するところがでて、他自治体と差が出てくることも考えられる、という意見があった。環境省より、一律に具体的に基準を定める予定であり、運用が自治体でばらばらになることは余り想定できない、という説明が行われた。

- ・ 基本的にはある自治体で認められたものは、他の自治体でも認められるべき、という意見があり、他の委員より、許可とリンクするので、その場合は審査請求が上がり、法定受託事務なので、環境省が統一的に判断するだろう、という意見があった。
- ・ 収集運搬と処分の許可業者がいて、収集運搬だけの許可を出している自治体においては、中間処理に係る部分はまったく見ずに収集運搬に係る観点だけで判断して認められ、処分業を持っている自治体で評価したら、その処分業の要件として認められないということ、それぞれ自分の自治体に係る部分だけで見るということか、という質疑があり、環境省より、収集運搬と処分業で基準が異なるので、その部分で認められないことはあると説明が行われた。
- ・ 情報更新の証明の方法については、紙を出せばよいのか、紙だけでなく取引先からも証明するものを求めるのか、自治体によって差が出かねないので、どの辺を期待しているのか、ガイダンスがあればぶれない、それがないと現行の許可更新のように省令だけの様式以外に従業員の顔写真を求めるところもある、という意見があった。

○許可申請時における情報更新履歴の証明方法

- ・ 事務処理の問題として許可権者に証明することは難しい面があり、チェックリストで更新日を記録する方法がわかりやすいという意見があり、環境省より、一括した情報公開システムを設けて、そこで公開すればシステムでチェックできるよう、可能な限りしたい、どうしても自社のホームページで公表する場合は、例えば更新したときのホームページをプリントアウトして保存してもらい、提出してもらおう等検討したい、という説明が行われた。これに対して、特定のシステムに公開を限定することは、そのための指定法人を定めないと難しい、という意見があった。

○許可期間の特例制度の名称

- ・ 7年許可基準という名称では、許可基準として最低限必要なものとなるが、特例制度は優良だと手を挙げたい業者に対する基準ではないか、政省令で優良という言葉を使うのかという質疑があった。環境省より、政省令では使わないが、7年の方は優良な業者の基準だというように考えているという説明が行われた。
- ・ 最低限の許可基準は5年許可で、上乘せでこういう項目を満足していれば7年許可ならば、単に5年許可、7年許可という表現はどうか、という意見があった。

○認定証の発行

- ・ 法定されていないことを自治体に求めると、対応しない自治体がでてバラバラになるので、許可証の様式という国が確実にコントロールできるところで対応してほしい、という意見があった。

○許可申請全般における添付書類

- ・ 納税証明書のように、ある自治体で許可更新をして、翌月に別の自治体でも許可更新するときに、何度も証明書を取りに行かせるのではなく、半年以内にある自治体で許可更新されていれば不要とするようにしてほしい、という意見があった。

○自治体独自の評価制度

- ・ 自治体独自の評価制度は廃止してもらうことになるのかという質問があり、環境省より、7年許可の基準を法令のとおりに行ってもらい、これとは別に運用する道は閉ざすものではない、という説明が行われた。

以上

3) 産業廃棄物処理業者の自動車検査証の集計について

調査方法

都道府県・政令市に依頼して、平成 22 年 5 月現在の産業廃棄物処理業者のうち、固有番号の 300N に都道府県市番号を加算した数と一致したものが、最新の許可更新（申請）時に提出した自動車検査証を提供してもらい、排出ガスの状況、燃費基準、使用燃料、ハイブリッド車を集計した。

期間

平成 22 年 5 月～8 月

回答状況

46 都道府県 58 政令市の 849 者、うち自動車検査証を提出した 728 者の保有する 5,544 台を集計

1. 車両の保有台数

各事業者の保有台数は 5 台未満がもっとも多く全体の 53.2%（387 者）を占め、次いで 5 台以上、10 台未満が 25.1%（183 者）となり、10 台未満が全体の 4 分の 3 以上を占めた。

表 1-1 車両の保有台数

保有台数	事業者数(者)	割合
5 台未満	387	53.2%
5 台以上、10 台未満	183	25.1%
10 台以上、15 台未満	73	10.0%
15 台以上、20 台未満	32	4.4%
20 台以上、25 台未満	14	1.9%
25 台以上、30 台未満	15	2.1%
30 台以上、35 台未満	6	0.8%
35 台以上、40 台未満	2	0.3%
40 台以上、45 台未満	5	0.7%
45 台以上、50 台未満	1	0.1%
50 台以上、60 台未満	3	0.4%
60 台以上、70 台未満		0.0%
70 台以上、80 台未満	1	0.1%
80 台以上、90 台未満		0.0%
90 台以上、100 台未満	2	0.3%
100 台以上、110 台未満	3	0.4%
110 台以上、120 台未満		0.0%
120 台以上、130 台未満		0.0%
130 台以上、140 台未満		0.0%
140 台以上、150 台未満	1	0.1%
合計	728	100.0%

2. 排出ガス規制年

5,544 台の自動車検査証の型式を分類・集計して排出ガスの規制年を集計した。排出ガスの新長期規制である平成 17 年規制以降の車両は 941 台（17.0%）で、ほとんどの車両がそれ以前の排出ガス規制車であった。

表 2-1 排出ガス規制年別の車両台数

no.	排出ガス規制年	低排出ガス認定	台数(台)	割合(%)
1	昭和 53 年度規制	-	2	0.0
2	昭和 54 年規制	-	4	0.1
3	昭和 57 年規制	-	10	0.2
4	昭和 58 年規制	-	159	2.9
5	昭和 63 年規制	-	5	0.1
6	平成元年規制	-	648	11.7
7	平成 2 年規制	-	86	1.6
8	平成 4 年規制	-	2	0.0
9	平成 5 年規制	-	5	0.1
10	平成 6 年規制	-	966	17.4
11	平成 7 年規制	-	7	0.1
12	平成 9 年規制	-	26	0.5
13	平成 10 年規制	-	880	15.9
14	平成 10 年アイドリング規制	-	2	0.0
15	平成 11 年規制	-	651	11.7
16	平成 12 年規制	-	0	0.0
17		25%低減レベル	2	0.0
18		50%低減レベル	0	0.0
19		75%低減レベル	1	0.0
20	平成 13 年規制	-	5	0.1
21		25%低減レベル	12	0.2
22		50%低減レベル	6	0.1
23		75%低減レベル	2	0.0
24	平成 14 年規制	-	0	0.0
25		25%低減レベル	7	0.1
26		50%低減レベル	29	0.5
27		75%低減レベル	0	0.0
28	平成 15 年規制	-	120	2.2
29		25%低減レベル及び PM85%低減レベル	5	0.1
30		50%低減レベル及び PM85%低減レベル	6	0.1
31		PM75%低減レベル	206	3.7
32		PM85%低減レベル	375	6.8
33	平成 16 年規制	-	72	1.3
34		PM75%低減レベル	232	4.2
35		PM85%低減レベル	70	1.3

no.	排出ガス規制年	低排出ガス認定	台数(台)	割合(%)
36	平成 17 年規制	-	260	4.7
37		50%低減レベル	10	0.2
38		75%低減レベル	4	0.1
39		NOX10%低減レベル	0	0.0
40		PM10%低減レベル	276	5.0
41		NOX 及び PM10%低減レベル	364	6.6
42		平成 18 年規制	-	0
43	平成 19 年規制	-	18	0.3
44		50%低減レベル	8	0.1
45		75%低減レベル	0	0.0
46	平成 20 年規制	-	1	0.0
47	平成 21 年規制	-	0	0.0
48		50%低減レベル	0	0.0
49		75%低減レベル	0	0.0
50	平成 22 年規制	-	0	0.0
合計			5,544	100.0

3. 低排出ガス車ステッカー

低排出ガス車のステッカー対象車を集計したところ、何らかのステッカーがある車両は1,615台(29.1%)であった。ステッカーのある車両には新長期規制以前のものもあるため、今日においては一概に低公害な車両として扱うことは難しい。

表 3-1 低排出ガス車の車両台数

低排出ガス車 ステッカーの有無	排出ガス基準	台数	割合
有	平成 12 年基準低排出ガス車 良☆	21	0.4%
	平成 12 年基準低排出ガス車 優☆☆	35	0.6%
	平成 12 年基準低排出ガス車 超☆☆☆	3	0.1%
	超低 PM 排出ディーゼル車 ☆☆☆	438	7.9%
	超低 PM 排出ディーゼル車 ☆☆☆☆	456	8.2%
	平成 17 年基準低排出ガス車 ☆☆☆	18	0.3%
	平成 17 年基準低排出ガス車 ☆☆☆☆	4	0.1%
	低排出ガス重量車 ☆	276	5.0%
	低排出ガス重量車 ★	364	6.6%
	無	平成 11 年以前の基準適合車	3,453
平成 12 年基準適合車		197	3.6%
平成 17 年基準適合車		279	5.0%
合計		5,544	100.0%

4. 排出ガス平成 17 年規制（新長期規制）以降の車両の保有割合

一事業者あたりの車両保有台数に占める平成 17 年規制（新長期規制）以降の車両の保有割合について、事業者の保有台数別に集計した（表 4-1 参照）。新長期規制の車両を 1 台も保有していない事業者数は 458 者（62.9%）で全体の 6 割以上を占めた。また保有台数の規模別にみても、45 台未満までの事業者の中には新長期規制の車両をまったく保有していないものがみられるなど、ある程度の事業規模であっても車両の買い替えは進んでいないことが伺われた。

表 4-1 排出ガス平成 17 年規制（新長期規制）以降の車両の保有状況

H17 年 規制以 降の車 両台数 の保有 割合	5 台 未満	5 台 以上 10 台 未満	10 台 以上 15 台 未満	15 台 以上 20 台 未満	20 台 以上 25 台 未満	25 台 以上 30 台 未満	30 台 以上 35 台 未満	35 台 以上 40 台 未満	40 台 以上 45 台 未満	45 台 以上 50 台 未満	50 台 以上 60 台 未満	60 台 以上 70 台 未満	70 台 以上 80 台 未満	80 台 以上 90 台 未満	90 台 以上 100 台 未満	100 台 以上 110 台 未満	110 台 以上 120 台 未満	120 台 以上 130 台 未満	130 台 以上 140 台 未満	140 台 以上 150 台 未満	合計	割合
0%	309	102	33	9	1	2	1		1												458	62.9%
1-10%		28	12	7	3	4	2		1	1	1										59	8.1%
11-20%			11	9	7	5	3	1	1				1		1	1					40	5.5%
21-30%	10	15	11	4	2	2		1	1		1										47	6.5%
31-40%	12	22	1	2	1	1			1							1					41	5.6%
41-50%	25	8	3																	1	37	5.1%
51-60%	4	5	2								1					1					13	1.8%
61-70%		1				1									1						3	0.4%
71-80%	1	1																			2	0.3%
81-90%																					0	0.0%
91-99%																					0	0.0%
100%	26	1		1																	28	3.8%
合計	387	183	73	32	14	15	6	2	5	1	3	0	1	0	2	3	0	0	0	1	728	100%
割合	53.2%	25.1%	10.0%	4.4%	1.9%	2.1%	0.8%	0.3%	0.7%	0.1%	0.4%	0.0%	0.1%	0.0%	0.3%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	100%	

5. 燃費基準

燃費基準では、新長期規制（平成 17 年度以降）の基準を満たすものは 253 台（4.6%）であり、排出ガス規制よりもさらに少ない台数であった。

表 5-1 燃費基準別の車両台数

	燃費基準	低減レベル	台数(台)	割合(%)
1	平成 17 年度基準達成	-	1	0.0%
2		10%低減レベル	1	0.0%
3	平成 22 年度基準達成	-	33	0.6%
4		5%低減レベル	16	0.3%
5		10%低減レベル	2	0.0%
6		15%低減レベル	2	0.0%
7		25%低減レベル	3	0.1%
8	平成 27 年度基準達成	-	195	3.5%
9	特になし	-	5,291	95.4%
合計			5,544	100.0%

6. 使用燃料

使用燃料をみると、軽油がもっとも多く 5,287 台（95.4%）とほとんどを占め、ガソリン又は液化石油ガスが 119 台（2.1%）、天然ガスも 2 台（0.04%）もみられた。

表 6-1 使用燃料別の車両台数

燃料	台数(台)	割合(%)
軽油	5,287	95.4%
ガソリン又は液化石油ガス	119	2.1%
天然ガス	2	0.0%
分類なし	136	2.5%
合計	5,544	100.0%

7. ハイブリッド車

ハイブリッド車は 12 台（0.2%）だった。なお、電気自動車はなかった。

表 7-1 ハイブリッドの車両台数

ハイブリッドの有無	台数(台)	割合(%)
ハイブリッド	12	0.2%
ハイブリッドではない	5,532	99.8%
合計	5,544	100.0%

以上

4) 産業廃棄物処理業者の財務指標データ集計について

調査方法

都道府県・政令市に依頼して、平成 22 年 5 月現在の産業廃棄物処理業者のうち、固有番号の 300N に都道府県市番号を加算した数と一致したものが、最新の許可更新（申請）時に提出した直近 1 ヶ年の貸借対照表、損益計算書を提供してもらい、自己資本比率を集計した。

また、一般的に収集運搬のみを行う業者よりも処分業者の方が、処理施設への設備投資が大きく自己資本比率が低いと考えられるため、環境省「産業廃棄物処理業者情報検索システム」に収録されていた平成 18 年 8 月 21 日現在の全許可データと今回提出された許可証の業者番号を一致させ、特別管理産業廃棄物を含む収集運搬業のみの業者（以下、「収集運搬業者」という。）と、特別管理産業廃棄物を含む処分業許可を持つ業者（以下、「処分業者」という。）にわけた集計も試みた。

なお、減価償却費が把握できたものが限られたため、経常損益に減価償却費を加算した集計は行っていない。

期間

平成 22 年 5 月～8 月

回答状況

46 都道府県 58 政令市の 849 者、うち有効回答数 670 者を集計

1. まとめ

有効回答数 670 者における自己資本比率 10%以上の事業者は 464 者あり、全体の 69.3% を占めていた。また、経常損益が 0 円以上で自己資本比率が 10%以上の事業者は 373 者で、全体の 55.7%であった。

平成 18 年 8 月現在の産業廃棄物処理業者データを基に、有効回答数 670 者の固有番号を一致させたところ、561 者の許可保有状況が判明した。内訳は収集運搬業者が 271 者、処分業者が 290 者であった。この 561 者において自己資本比率 10%以上の事業者は 392 者あり、全体の 69.9%を占めていた。また、経常損益が 0 円以上で自己資本比率が 10%以上の事業者は 318 者で、全体の 56.7%であった。

次に、収集運搬業者と処分業者にわけて見ると、収集運搬業者の 271 者では、自己資本比率 10%以上の事業者は 187 者 (69.0%) で、経常損益が 0 円以上で自己資本比率が 10%以上の事業者では 150 者 (55.4%) であった。また処分業者の 290 者では、自己資本比率 10%以上の事業者は 205 者 (70.7%) で、経常損益が 0 円以上で自己資本比率が 10%以上の事業者では 168 者 (57.9%) であった。平成 18 年 8 月現在の産業廃棄物処理業者データと一致する範囲では、収集運搬のみを行うものよりも処分業者の方が自己資本比率の高いものの割合が多かった。

表 1 - 1 事業者数と割合

		自己資本比率 10%以上		経常損益が 0 円以上、かつ 自己資本比率 10%以上	
		事業者数	割合	事業者数	割合
全回答 (n=670)		464	69.3%	373	55.7%
H18 年 8 月 データ一致分	全体 (n=561)	392	69.9%	318	56.7%
	収集業者 (n=271)	187	69.0%	150	55.4%
	処分業者 (n=290)	205	70.7%	168	57.9%

2. 自己資本比率

2.1. 平成 22 年 5 月現在の許可証データ

経常損益を問わない全回答の自己資本比率平均値は 18.0%であった。

表 2 - 1 自己資本比率の分布（全回答）

区分	件数	割合	区分	件数	割合	区分	件数	割合
-40%台以上	35	5.2%	-2%台	3	0.4%	35%台	9	1.3%
-39%台		0.0%	-1%台	5	0.7%	36%台	8	1.2%
-38%台		0.0%	0%未満	2	0.3%	37%台	4	0.6%
-37%台		0.0%	0%以上1%未満	7	1.0%	38%台	12	1.8%
-36%台	3	0.4%	1%台	11	1.6%	39%台	7	1.0%
-35%台		0.0%	2%台	10	1.5%	40%台	7	1.0%
-34%台	1	0.1%	3%台	11	1.6%	41%台	8	1.2%
-33%台		0.0%	4%台	10	1.5%	42%台	5	0.7%
-32%台	1	0.1%	5%台	13	1.9%	43%台	10	1.5%
-31%台	2	0.3%	6%台	15	2.2%	44%台	6	0.9%
-30%台	1	0.1%	7%台	14	2.1%	45%台	6	0.9%
-29%台	1	0.1%	8%台	15	2.2%	46%台	3	0.4%
-28%台	2	0.3%	9%台	7	1.0%	47%台	4	0.6%
-27%台	1	0.1%	10%台	9	1.3%	48%台	7	1.0%
-26%台	2	0.3%	11%台	13	1.9%	49%台	4	0.6%
-25%台		0.0%	12%台	10	1.5%	50%台	4	0.6%
-24%台		0.0%	13%台	11	1.6%	51%台	4	0.6%
-23%台		0.0%	14%台	9	1.3%	52%台	2	0.3%
-22%台	1	0.1%	15%台	15	2.2%	53%台	3	0.4%
-21%台	3	0.4%	16%台	14	2.1%	54%台	2	0.3%
-20%台	1	0.1%	17%台	16	2.4%	55%台	2	0.3%
-19%台		0.0%	18%台	13	1.9%	56%台	1	0.1%
-18%台	5	0.7%	19%台	6	0.9%	57%台	4	0.6%
-17%台		0.0%	20%台	10	1.5%	58%台	3	0.4%
-16%台	1	0.1%	21%台	11	1.6%	59%台	3	0.4%
-15%台		0.0%	22%台	9	1.3%	60%台	7	1.0%
-14%台	1	0.1%	23%台	13	1.9%	61%台	5	0.7%
-13%台	1	0.1%	24%台	13	1.9%	62%台	1	0.1%
-12%台	1	0.1%	25%台	9	1.3%	63%台	2	0.3%
-11%台	2	0.3%	26%台	3	0.4%	64%台	5	0.7%
-10%台	3	0.4%	27%台	10	1.5%	65%台	7	1.0%
-9%台	4	0.6%	28%台	4	0.6%	66%台		0.0%
-8%台	1	0.1%	29%台	13	1.9%	67%台	2	0.3%
-7%台	3	0.4%	30%台	3	0.4%	68%台	4	0.6%
-6%台	3	0.4%	31%台	9	1.3%	69%台	1	0.1%
-5%台	1	0.1%	32%台	12	1.8%	70%台以上	51	7.6%
-4%台		0.0%	33%台	8	1.2%	総計	670	100.0%
-3%台	3	0.4%	34%台	8	1.2%			

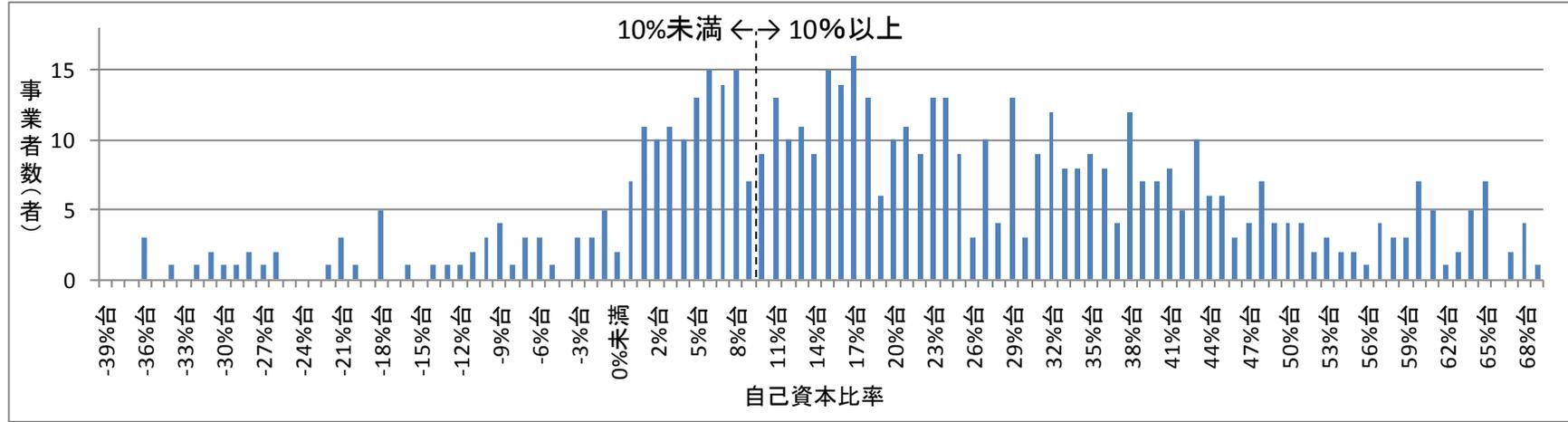
2.2. 平成 18 年 8 月データ一致分

平成 18 年 8 月現在の産業廃棄物処理業者データと一致した経常損益を問わない 561 社で見ると、平均値は 21.0%であった。

表 2 - 2 自己資本比率の分布 (H18 年 8 月データ一致分)

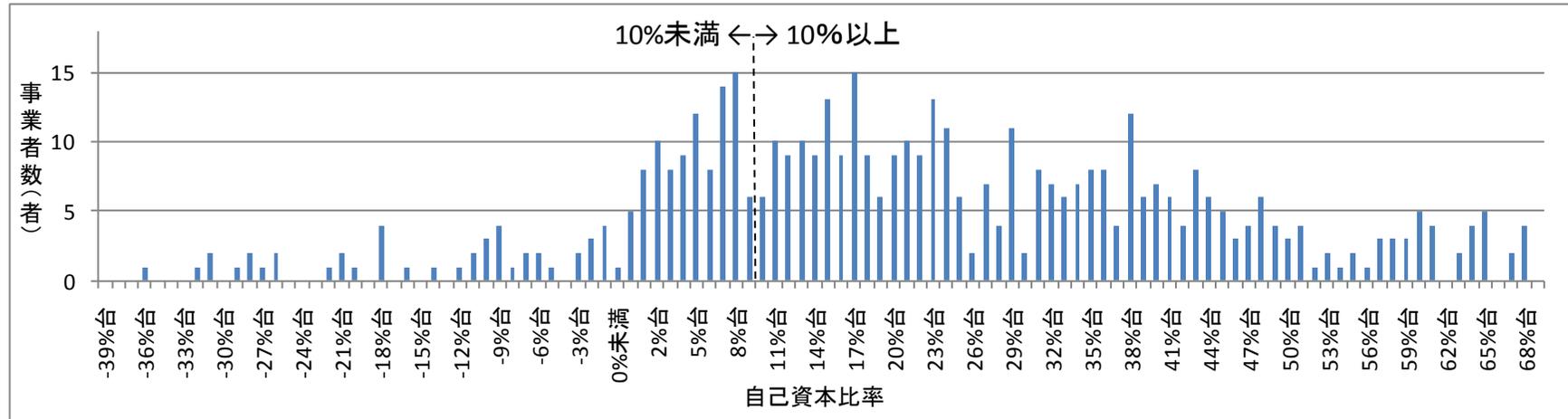
区分	件数	割合	区分	件数	割合	区分	件数	割合
-40%台以上	28	5.0%	-1%台	4	0.7%	37%台	4	0.7%
-39%台		0.0%	0%未満	1	0.2%	38%台	12	2.1%
-38%台		0.0%	0%以上1%未満	5	0.9%	39%台	6	1.1%
-37%台		0.0%	1%台	8	1.4%	40%台	7	1.2%
-36%台	1	0.2%	2%台	10	1.8%	41%台	6	1.1%
-35%台		0.0%	3%台	8	1.4%	42%台	4	0.7%
-34%台		0.0%	4%台	9	1.6%	43%台	8	1.4%
-33%台		0.0%	5%台	12	2.1%	44%台	6	1.1%
-32%台	1	0.2%	6%台	8	1.4%	45%台	5	0.9%
-31%台	2	0.4%	7%台	14	2.5%	46%台	3	0.5%
-30%台		0.0%	8%台	15	2.7%	47%台	4	0.7%
-29%台	1	0.2%	9%台	6	1.1%	48%台	6	1.1%
-28%台	2	0.4%	10%台	6	1.1%	49%台	4	0.7%
-27%台	1	0.2%	11%台	10	1.8%	50%台	3	0.5%
-26%台	2	0.4%	12%台	9	1.6%	51%台	4	0.7%
-25%台		0.0%	13%台	10	1.8%	52%台	1	0.2%
-24%台		0.0%	14%台	9	1.6%	53%台	2	0.4%
-23%台		0.0%	15%台	13	2.3%	54%台	1	0.2%
-22%台	1	0.2%	16%台	9	1.6%	55%台	2	0.4%
-21%台	2	0.4%	17%台	15	2.7%	56%台	1	0.2%
-20%台	1	0.2%	18%台	9	1.6%	57%台	3	0.5%
-19%台		0.0%	19%台	6	1.1%	58%台	3	0.5%
-18%台	4	0.7%	20%台	9	1.6%	59%台	3	0.5%
-17%台		0.0%	21%台	10	1.8%	60%台	5	0.9%
-16%台	1	0.2%	22%台	9	1.6%	61%台	4	0.7%
-15%台		0.0%	23%台	13	2.3%	62%台		0.0%
-14%台	1	0.2%	24%台	11	2.0%	63%台	2	0.4%
-13%台		0.0%	25%台	6	1.1%	64%台	4	0.7%
-12%台	1	0.2%	26%台	2	0.4%	65%台	5	0.9%
-11%台	2	0.4%	27%台	7	1.2%	66%台		0.0%
-10%台	3	0.5%	28%台	4	0.7%	67%台	2	0.4%
-9%台	4	0.7%	29%台	11	2.0%	68%台	4	0.7%
-8%台	1	0.2%	30%台	2	0.4%	69%台		0.0%
-7%台	2	0.4%	31%台	8	1.4%	70%台以上	44	7.8%
-6%台	2	0.4%	32%台	7	1.2%	総計	561	100.0%
-5%台	1	0.2%	33%台	6	1.1%			
-4%台		0.0%	34%台	7	1.2%			
-3%台	2	0.4%	35%台	8	1.4%			
-2%台	3	0.5%	36%台	8	1.4%			

図 2 - 1 自己資本比率の分布（全回答）



※ 自己資本比率の-40台以上と70%台以上はグラフから除いている（以下のグラフも同じ）。

図 2 - 2 自己資本比率の分布（H18年8月データ一致分）



3. 自己資本比率（経常損益 0 円以上）

3.1. 平成 22 年 5 月現在の許可証データ（経常損益 0 円以上）

経常損益が 0 円以上の処理業者の自己資本比率平均値は 24.0%で、経常損益を問わない平均値よりも 6 ポイント高かった。

表 2 - 3 自己資本比率の分布（経常損益 0 円以上の全回答）

区分	件数	割合	区分	件数	割合	区分	件数	割合
-40%台以上	17	2.5%	-2%台	1	0.1%	35%台	5	0.7%
-39%台		0.0%	-1%台	3	0.4%	36%台	7	1.0%
-38%台		0.0%	0%未満	1	0.1%	37%台	3	0.4%
-37%台		0.0%	0%以上1%未満	4	0.6%	38%台	11	1.6%
-36%台	1	0.1%	1%台	6	0.9%	39%台	6	0.9%
-35%台		0.0%	2%台	8	1.2%	40%台	7	1.0%
-34%台	1	0.1%	3%台	7	1.0%	41%台	5	0.7%
-33%台		0.0%	4%台	6	0.9%	42%台	4	0.6%
-32%台		0.0%	5%台	11	1.6%	43%台	8	1.2%
-31%台	2	0.3%	6%台	14	2.1%	44%台	5	0.7%
-30%台	1	0.1%	7%台	7	1.0%	45%台	5	0.7%
-29%台		0.0%	8%台	13	1.9%	46%台	2	0.3%
-28%台	1	0.1%	9%台	6	0.9%	47%台	4	0.6%
-27%台		0.0%	10%台	6	0.9%	48%台	6	0.9%
-26%台		0.0%	11%台	10	1.5%	49%台	3	0.4%
-25%台		0.0%	12%台	9	1.3%	50%台	3	0.4%
-24%台		0.0%	13%台	9	1.3%	51%台	3	0.4%
-23%台		0.0%	14%台	9	1.3%	52%台	2	0.3%
-22%台		0.0%	15%台	14	2.1%	53%台	3	0.4%
-21%台	2	0.3%	16%台	11	1.6%	54%台	1	0.1%
-20%台		0.0%	17%台	13	1.9%	55%台	2	0.3%
-19%台		0.0%	18%台	11	1.6%	56%台	1	0.1%
-18%台	3	0.4%	19%台	6	0.9%	57%台	3	0.4%
-17%台		0.0%	20%台	7	1.0%	58%台	1	0.1%
-16%台		0.0%	21%台	8	1.2%	59%台	3	0.4%
-15%台		0.0%	22%台	6	0.9%	60%台	5	0.7%
-14%台	1	0.1%	23%台	10	1.5%	61%台	4	0.6%
-13%台	1	0.1%	24%台	12	1.8%	62%台	1	0.1%
-12%台		0.0%	25%台	5	0.7%	63%台	2	0.3%
-11%台	1	0.1%	26%台	2	0.3%	64%台	5	0.7%
-10%台	1	0.1%	27%台	9	1.3%	65%台	5	0.7%
-9%台	3	0.4%	28%台	4	0.6%	66%台		0.0%
-8%台		0.0%	29%台	8	1.2%	67%台	2	0.3%
-7%台	1	0.1%	30%台	3	0.4%	68%台	4	0.6%
-6%台	1	0.1%	31%台	7	1.0%	69%台		0.0%
-5%台		0.0%	32%台	9	1.3%	70%台以上	40	6.0%
-4%台		0.0%	33%台	7	1.0%	総計	498	74.3%
-3%台	1	0.1%	34%台	7	1.0%			

※ 割合の母数は経常損益を問わない 670 者としているため、総計が 100%にならない
参考 22

3.2. 平成18年8月データ一致分（経常損益0円以上）

平成18年8月現在の産業廃棄物処理業者データと一致した経常損益が0円以上の420者で見ると、平均値は26.0%であった。

表2-4 自己資本比率の分布（H18年8月データ一致分、経常損益0円以上）

区分	件数	割合	区分	件数	割合	区分	件数	割合
-40%台以上	14	2.5%	-1%台	3	0.5%	37%台	3	0.5%
-39%台		0.0%	0%未満	1	0.2%	38%台	11	2.0%
-38%台		0.0%	0%以上1%未満	3	0.5%	39%台	5	0.9%
-37%台		0.0%	1%台	5	0.9%	40%台	7	1.2%
-36%台		0.0%	2%台	8	1.4%	41%台	3	0.5%
-35%台		0.0%	3%台	5	0.9%	42%台	4	0.7%
-34%台		0.0%	4%台	5	0.9%	43%台	6	1.1%
-33%台		0.0%	5%台	10	1.8%	44%台	5	0.9%
-32%台		0.0%	6%台	7	1.2%	45%台	4	0.7%
-31%台	2	0.4%	7%台	7	1.2%	46%台	2	0.4%
-30%台		0.0%	8%台	13	2.3%	47%台	4	0.7%
-29%台		0.0%	9%台	5	0.9%	48%台	6	1.1%
-28%台	1	0.2%	10%台	6	1.1%	49%台	3	0.5%
-27%台		0.0%	11%台	8	1.4%	50%台	3	0.5%
-26%台		0.0%	12%台	8	1.4%	51%台	3	0.5%
-25%台		0.0%	13%台	8	1.4%	52%台	1	0.2%
-24%台		0.0%	14%台	9	1.6%	53%台	2	0.4%
-23%台		0.0%	15%台	12	2.1%	54%台		0.0%
-22%台		0.0%	16%台	6	1.1%	55%台	2	0.4%
-21%台	1	0.2%	17%台	12	2.1%	56%台	1	0.2%
-20%台		0.0%	18%台	8	1.4%	57%台	2	0.4%
-19%台		0.0%	19%台	6	1.1%	58%台	1	0.2%
-18%台	2	0.4%	20%台	6	1.1%	59%台	3	0.5%
-17%台		0.0%	21%台	8	1.4%	60%台	4	0.7%
-16%台		0.0%	22%台	6	1.1%	61%台	3	0.5%
-15%台		0.0%	23%台	10	1.8%	62%台		0.0%
-14%台	1	0.2%	24%台	10	1.8%	63%台	2	0.4%
-13%台		0.0%	25%台	3	0.5%	64%台	4	0.7%
-12%台		0.0%	26%台	1	0.2%	65%台	4	0.7%
-11%台	1	0.2%	27%台	6	1.1%	66%台		0.0%
-10%台	1	0.2%	28%台	4	0.7%	67%台	2	0.4%
-9%台	3	0.5%	29%台	8	1.4%	68%台	4	0.7%
-8%台		0.0%	30%台	2	0.4%	69%台		0.0%
-7%台	1	0.2%	31%台	6	1.1%	70%台以上	34	6.1%
-6%台	1	0.2%	32%台	5	0.9%	総計	420	74.9%
-5%台		0.0%	33%台	5	0.9%			
-4%台		0.0%	34%台	6	1.1%			
-3%台	1	0.2%	35%台	4	0.7%			
-2%台	1	0.2%	36%台	7	1.2%			

※ 割合の母数は経常損益を問わない561者としているため、総計が100%にならない
参考23

図2-3 自己資本比率の分布（経常損益0円以上の全回答）

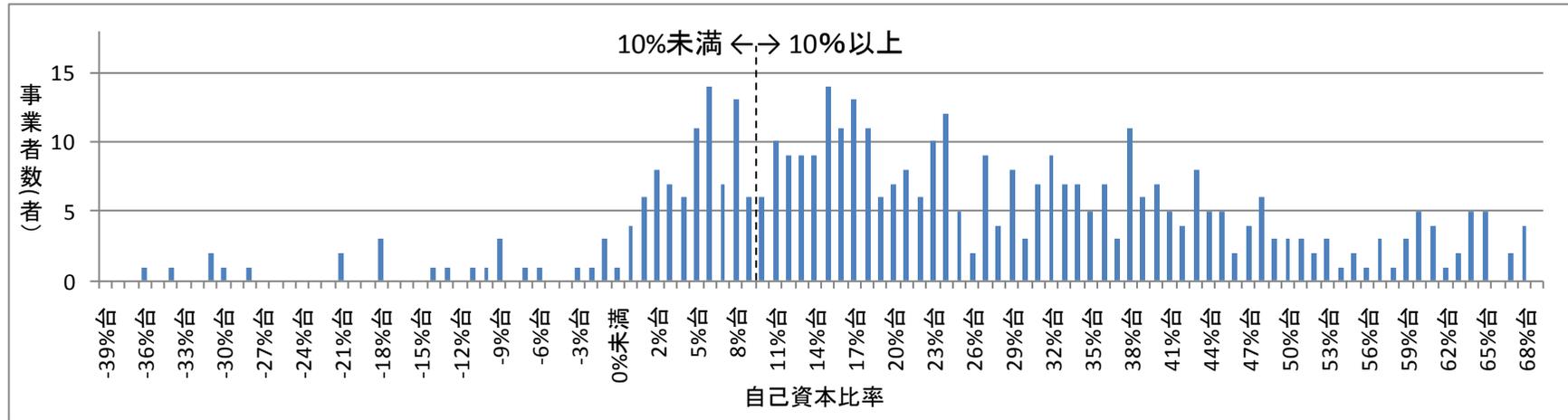
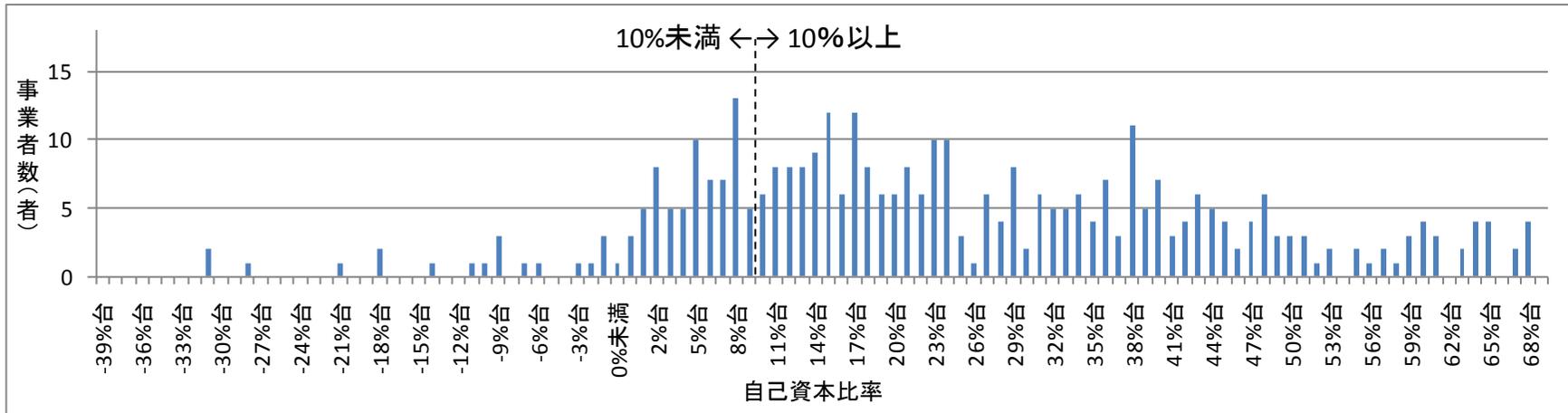


図2-4 自己資本比率の分布（経常損益0円以上のH18年8月データ一致分）



4. 自己資本比率（H18年8月データ一致分の収集運搬業者と処分業者）

4.1. 収集運搬業者

平成18年8月データと一致した許可証のうち、収集運搬業の許可のみを持つ業者について集計したところ、自己資本比率の平均値は19.6%であった。

表4-1 自己資本比率の分布（収集運搬業者）

区分	件数	割合	区分	件数	割合	区分	件数	割合
-40%台以上	19	7.0%	-2%台	1	0.4%	35%台	4	1.5%
-39%台		0.0%	-1%台	3	1.1%	36%台	5	1.8%
-38%台		0.0%	0%未満		0.0%	37%台	1	0.4%
-37%台		0.0%	0%以上1%未満	2	0.7%	38%台	3	1.1%
-36%台		0.0%	1%台	5	1.8%	39%台	4	1.5%
-35%台		0.0%	2%台	6	2.2%	40%台	2	0.7%
-34%台		0.0%	3%台	3	1.1%	41%台	4	1.5%
-33%台		0.0%	4%台	5	1.8%	42%台	3	1.1%
-32%台		0.0%	5%台	5	1.8%	43%台	3	1.1%
-31%台	2	0.7%	6%台	4	1.5%	44%台	2	0.7%
-30%台		0.0%	7%台	8	3.0%	45%台	4	1.5%
-29%台		0.0%	8%台	8	3.0%	46%台	1	0.4%
-28%台	1	0.4%	9%台	1	0.4%	47%台	2	0.7%
-27%台		0.0%	10%台	5	1.8%	48%台	4	1.5%
-26%台	2	0.7%	11%台	2	0.7%	49%台	4	1.5%
-25%台		0.0%	12%台	2	0.7%	50%台		0.0%
-24%台		0.0%	13%台	4	1.5%	51%台	1	0.4%
-23%台		0.0%	14%台	5	1.8%	52%台		0.0%
-22%台	1	0.4%	15%台	5	1.8%	53%台	1	0.4%
-21%台		0.0%	16%台	5	1.8%	54%台		0.0%
-20%台		0.0%	17%台	7	2.6%	55%台	1	0.4%
-19%台		0.0%	18%台	2	0.7%	56%台		0.0%
-18%台	1	0.4%	19%台	4	1.5%	57%台	2	0.7%
-17%台		0.0%	20%台	5	1.8%	58%台	3	1.1%
-16%台	1	0.4%	21%台	6	2.2%	59%台	1	0.4%
-15%台		0.0%	22%台	4	1.5%	60%台	2	0.7%
-14%台	1	0.4%	23%台	9	3.3%	61%台	4	1.5%
-13%台		0.0%	24%台	2	0.7%	62%台		0.0%
-12%台	1	0.4%	25%台	2	0.7%	63%台	1	0.4%
-11%台	1	0.4%	26%台		0.0%	64%台	2	0.7%
-10%台		0.0%	27%台	5	1.8%	65%台	4	1.5%
-9%台	2	0.7%	28%台	3	1.1%	66%台		0.0%
-8%台		0.0%	29%台	8	3.0%	67%台		0.0%
-7%台		0.0%	30%台	1	0.4%	68%台	2	0.7%
-6%台	1	0.4%	31%台	3	1.1%	69%台		0.0%
-5%台		0.0%	32%台	4	1.5%	70%台以上	23	8.5%
-4%台		0.0%	33%台		0.0%	総計	271	100.0%
-3%台		0.0%	34%台	1	0.4%			

4.2. 処分業者

平成18年8月データと一致した許可証のうち、処分業の許可を持つ業者について集計したところ、平均値は22.3%であった。

表4-2 自己資本比率の分布（処分業者）

区分	件数	割合	区分	件数	割合	区分	件数	割合
-40%台以上	9	3.1%	-1%台	1	0.3%	37%台	3	1.0%
-39%台		0.0%	0%未満	1	0.3%	38%台	9	3.1%
-38%台		0.0%	0%以上1%未満	3	1.0%	39%台	2	0.7%
-37%台		0.0%	1%台	3	1.0%	40%台	5	1.7%
-36%台	1	0.3%	2%台	4	1.4%	41%台	2	0.7%
-35%台		0.0%	3%台	5	1.7%	42%台	1	0.3%
-34%台		0.0%	4%台	4	1.4%	43%台	5	1.7%
-33%台		0.0%	5%台	7	2.4%	44%台	4	1.4%
-32%台	1	0.3%	6%台	4	1.4%	45%台	1	0.3%
-31%台		0.0%	7%台	6	2.1%	46%台	2	0.7%
-30%台		0.0%	8%台	7	2.4%	47%台	2	0.7%
-29%台	1	0.3%	9%台	5	1.7%	48%台	2	0.7%
-28%台	1	0.3%	10%台	1	0.3%	49%台		0.0%
-27%台	1	0.3%	11%台	8	2.8%	50%台	3	1.0%
-26%台		0.0%	12%台	7	2.4%	51%台	3	1.0%
-25%台		0.0%	13%台	6	2.1%	52%台	1	0.3%
-24%台		0.0%	14%台	4	1.4%	53%台	1	0.3%
-23%台		0.0%	15%台	8	2.8%	54%台	1	0.3%
-22%台		0.0%	16%台	4	1.4%	55%台	1	0.3%
-21%台	2	0.7%	17%台	8	2.8%	56%台	1	0.3%
-20%台	1	0.3%	18%台	7	2.4%	57%台	1	0.3%
-19%台		0.0%	19%台	2	0.7%	58%台		0.0%
-18%台	3	1.0%	20%台	4	1.4%	59%台	2	0.7%
-17%台		0.0%	21%台	4	1.4%	60%台	3	1.0%
-16%台		0.0%	22%台	5	1.7%	61%台		0.0%
-15%台		0.0%	23%台	4	1.4%	62%台		0.0%
-14%台		0.0%	24%台	9	3.1%	63%台	1	0.3%
-13%台		0.0%	25%台	4	1.4%	64%台	2	0.7%
-12%台		0.0%	26%台	2	0.7%	65%台	1	0.3%
-11%台	1	0.3%	27%台	2	0.7%	66%台		0.0%
-10%台	3	1.0%	28%台	1	0.3%	67%台	2	0.7%
-9%台	2	0.7%	29%台	3	1.0%	68%台	2	0.7%
-8%台	1	0.3%	30%台	1	0.3%	69%台		0.0%
-7%台	2	0.7%	31%台	5	1.7%	70%台以上	21	7.2%
-6%台	1	0.3%	32%台	3	1.0%	総計	290	100.0%
-5%台	1	0.3%	33%台	6	2.1%			
-4%台		0.0%	34%台	6	2.1%			
-3%台	2	0.7%	35%台	4	1.4%			
-2%台	2	0.7%	36%台	3	1.0%			

図4-1 自己資本比率の分布（収集運搬業のみの業者）

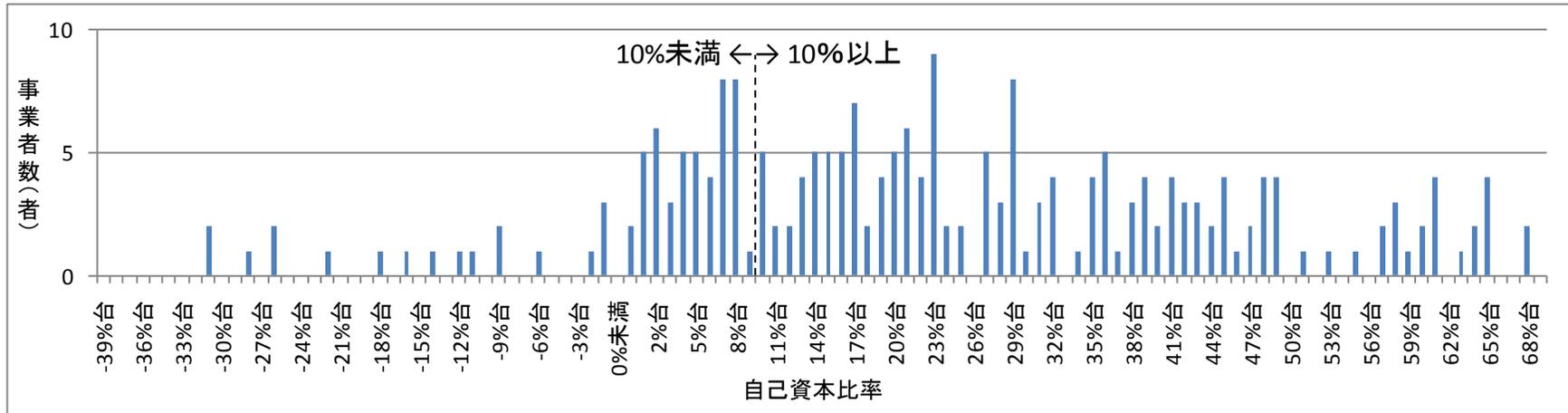
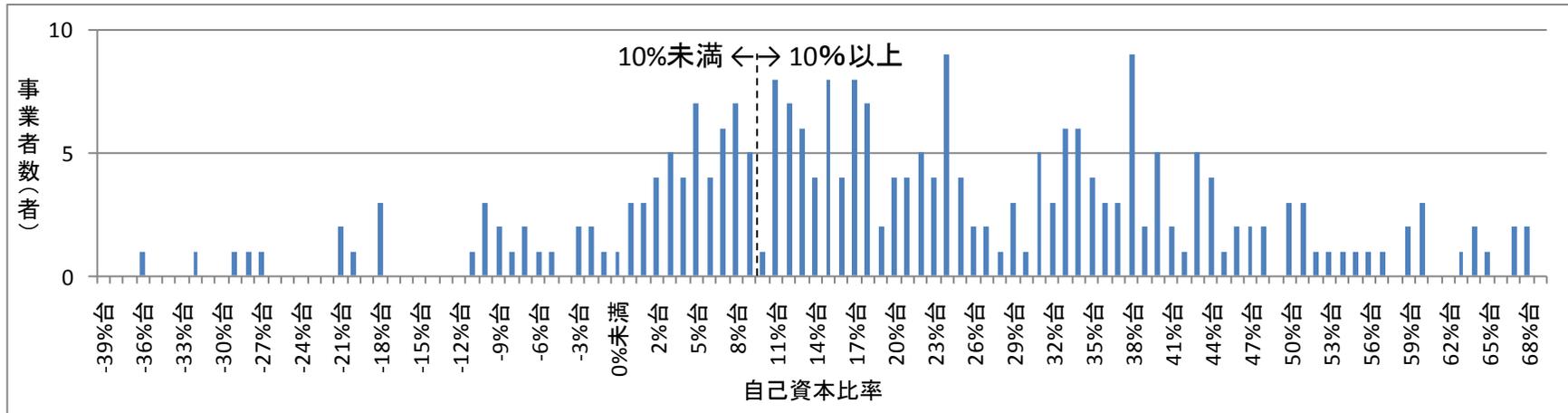


図4-2 自己資本比率の分布（処分業許可を持つ業者）



5. 自己資本比率（経常損益 0 円以上の収集運搬業者と処分業者）

5.1. 収集運搬業者（経常損益 0 円以上）

平成 18 年 8 月データと一致した許可証のうち経常損益が 0 円以上あり、収集運搬業の許可のみを持つ業者について集計したところ、自己資本比率の平均値は 25.0%であった。

表 5 - 1 自己資本比率の分布（経常損益 0 円以上の収集運搬業者）

区分	件数	割合	区分	件数	割合	区分	件数	割合
-40%台以上	9	3.3%	-2%台		0.0%	35%台	3	1.1%
-39%台		0.0%	-1%台	2	0.7%	36%台	4	1.5%
-38%台		0.0%	0%未満		0.0%	37%台	1	0.4%
-37%台		0.0%	0%以上1%未満		0.0%	38%台	3	1.1%
-36%台		0.0%	1%台	3	1.1%	39%台	3	1.1%
-35%台		0.0%	2%台	4	1.5%	40%台	2	0.7%
-34%台		0.0%	3%台	2	0.7%	41%台	3	1.1%
-33%台		0.0%	4%台	4	1.5%	42%台	3	1.1%
-32%台		0.0%	5%台	4	1.5%	43%台	2	0.7%
-31%台	2	0.7%	6%台	4	1.5%	44%台	1	0.4%
-30%台		0.0%	7%台	4	1.5%	45%台	3	1.1%
-29%台		0.0%	8%台	8	3.0%	46%台	1	0.4%
-28%台		0.0%	9%台	1	0.4%	47%台	2	0.7%
-27%台		0.0%	10%台	5	1.8%	48%台	4	1.5%
-26%台		0.0%	11%台	2	0.7%	49%台	3	1.1%
-25%台		0.0%	12%台	2	0.7%	50%台		0.0%
-24%台		0.0%	13%台	3	1.1%	51%台	1	0.4%
-23%台		0.0%	14%台	5	1.8%	52%台		0.0%
-22%台		0.0%	15%台	4	1.5%	53%台	1	0.4%
-21%台		0.0%	16%台	5	1.8%	54%台		0.0%
-20%台		0.0%	17%台	7	2.6%	55%台	1	0.4%
-19%台		0.0%	18%台	1	0.4%	56%台		0.0%
-18%台	1	0.4%	19%台	4	1.5%	57%台	1	0.4%
-17%台		0.0%	20%台	3	1.1%	58%台	1	0.4%
-16%台		0.0%	21%台	5	1.8%	59%台	1	0.4%
-15%台		0.0%	22%台	3	1.1%	60%台	2	0.7%
-14%台	1	0.4%	23%台	7	2.6%	61%台	3	1.1%
-13%台		0.0%	24%台	2	0.7%	62%台		0.0%
-12%台		0.0%	25%台		0.0%	63%台	1	0.4%
-11%台	1	0.4%	26%台		0.0%	64%台	2	0.7%
-10%台		0.0%	27%台	4	1.5%	65%台	3	1.1%
-9%台	2	0.7%	28%台	3	1.1%	66%台		0.0%
-8%台		0.0%	29%台	6	2.2%	67%台		0.0%
-7%台		0.0%	30%台	1	0.4%	68%台	2	0.7%
-6%台		0.0%	31%台	2	0.7%	69%台		0.0%
-5%台		0.0%	32%台	2	0.7%	70%台以上	16	5.9%
-4%台		0.0%	33%台		0.0%	総計	202	74.5%
-3%台		0.0%	34%台	1	0.4%			

※ 割合の母数は経常損益を問わない収集運搬業者 271 者としているため、総計が 100%にならない

5.2. H18年8月データ一致の処分業者（経常損益0円以上）

平成18年8月データと一致した許可証のうち、経常損益が0円以上で処分業の許可を持つ業者について集計したところ、自己資本比率の平均値は27.0%であった。

表5-2 自己資本比率の分布（経常損益0円以上の処分業者）

区分	件数	割合	区分	件数	割合	区分	件数	割合
-40%台以上	5	1.7%	-1%台	1	0.3%	37%台	2	0.7%
-39%台		0.0%	0%未満	1	0.3%	38%台	8	2.8%
-38%台		0.0%	0%以上1%未満	3	1.0%	39%台	2	0.7%
-37%台		0.0%	1%台	2	0.7%	40%台	5	1.7%
-36%台		0.0%	2%台	4	1.4%	41%台		0.0%
-35%台		0.0%	3%台	3	1.0%	42%台	1	0.3%
-34%台		0.0%	4%台	1	0.3%	43%台	4	1.4%
-33%台		0.0%	5%台	6	2.1%	44%台	4	1.4%
-32%台		0.0%	6%台	3	1.0%	45%台	1	0.3%
-31%台		0.0%	7%台	3	1.0%	46%台	1	0.3%
-30%台		0.0%	8%台	5	1.7%	47%台	2	0.7%
-29%台		0.0%	9%台	4	1.4%	48%台	2	0.7%
-28%台	1	0.3%	10%台	1	0.3%	49%台		0.0%
-27%台		0.0%	11%台	6	2.1%	50%台	3	1.0%
-26%台		0.0%	12%台	6	2.1%	51%台	2	0.7%
-25%台		0.0%	13%台	5	1.7%	52%台	1	0.3%
-24%台		0.0%	14%台	4	1.4%	53%台	1	0.3%
-23%台		0.0%	15%台	8	2.8%	54%台		0.0%
-22%台		0.0%	16%台	1	0.3%	55%台	1	0.3%
-21%台	1	0.3%	17%台	5	1.7%	56%台	1	0.3%
-20%台		0.0%	18%台	7	2.4%	57%台	1	0.3%
-19%台		0.0%	19%台	2	0.7%	58%台		0.0%
-18%台	1	0.3%	20%台	3	1.0%	59%台	2	0.7%
-17%台		0.0%	21%台	3	1.0%	60%台	2	0.7%
-16%台		0.0%	22%台	3	1.0%	61%台		0.0%
-15%台		0.0%	23%台	3	1.0%	62%台		0.0%
-14%台		0.0%	24%台	8	2.8%	63%台	1	0.3%
-13%台		0.0%	25%台	3	1.0%	64%台	2	0.7%
-12%台		0.0%	26%台	1	0.3%	65%台	1	0.3%
-11%台		0.0%	27%台	2	0.7%	66%台		0.0%
-10%台	1	0.3%	28%台	1	0.3%	67%台	2	0.7%
-9%台	1	0.3%	29%台	2	0.7%	68%台	2	0.7%
-8%台		0.0%	30%台	1	0.3%	69%台		0.0%
-7%台	1	0.3%	31%台	4	1.4%	70%台以上	18	6.2%
-6%台	1	0.3%	32%台	3	1.0%	総計	218	75.2%
-5%台		0.0%	33%台	5	1.7%			
-4%台		0.0%	34%台	5	1.7%			
-3%台	1	0.3%	35%台	1	0.3%			
-2%台	1	0.3%	36%台	3	1.0%			

※ 割合の母数は経常損益を問わない収集運搬業者290者としているため、総計が100%にならない

図5-1 自己資本比率の分布（経常損益0円以上で収集運搬業のみの業者）

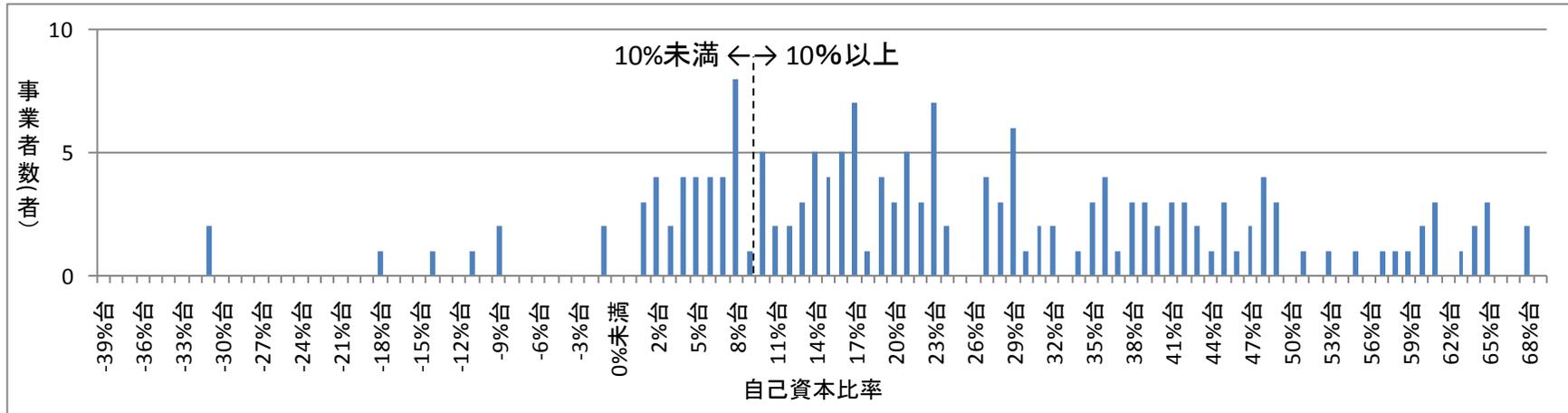
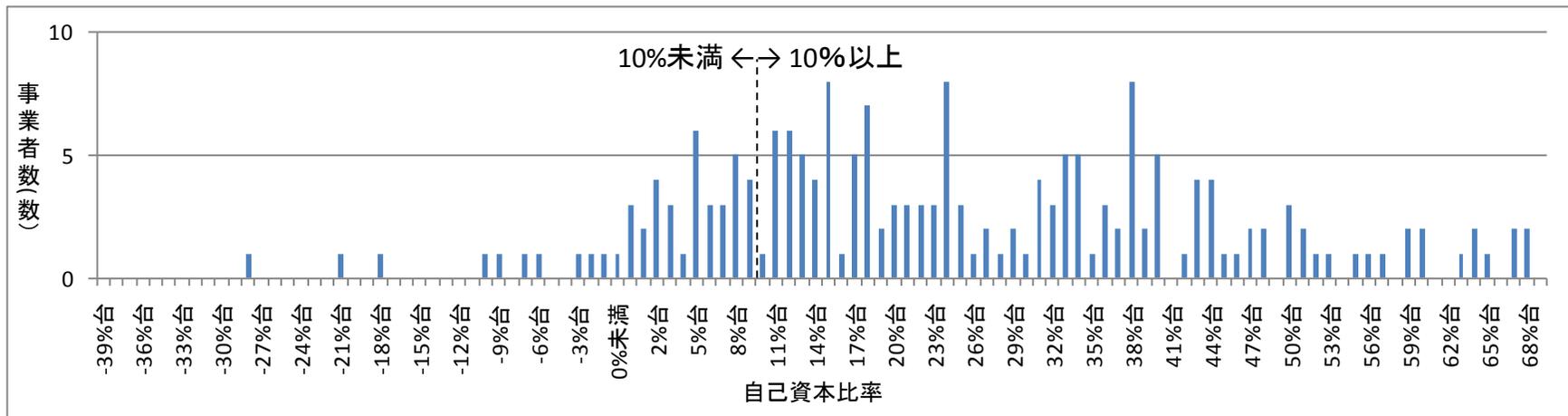


図5-2 自己資本比率の分布（経常損益0円以上で処分業許可を持つ業者）



5) 産業廃棄物処理業許可証の集計

産業廃棄物処理業許可証の集計

産業廃棄物処理業許可証の集計

目 次

1. 調査方法.....	参考 34
2. 許可区分ごとの平均像.....	参考 35
3. 全許可区分共通.....	参考 36
3.1. 許可区分・業種類.....	参考 36
3.2. 取扱い産業廃棄物種類の平均.....	参考 37
3.3. 平均許可継続年数.....	参考 37
3.4. 許可有効期間 5 年間における変更許可.....	参考 38
4. 産業廃棄物収集運搬業.....	参考 39
4.1. 取扱い産業廃棄物.....	参考 39
4.1.1. 産業廃棄物種類の数と許可件数.....	参考 39
4.1.2. 産業廃棄物種類別の許可件数.....	参考 40
4.1.3. 安定型 5 品目のみを扱う許可件数.....	参考 41
4.1.4. 建設工事に係る産業廃棄物のみを扱う許可件数.....	参考 41
4.2. 許可継続年数.....	参考 42
4.3. 許可有効期間 5 年間における変更許可.....	参考 44
4.4. 許可有効期間 5 年間における車両の変更届出.....	参考 45
4.5. 積替・保管施設.....	参考 46
4.5.1. 一許可当りの積替・保管施設の数.....	参考 46
4.5.2. 産業廃棄物の種類.....	参考 46
4.5.3. 保管面積.....	参考 47
4.5.4. 保管量の上限.....	参考 47
4.6. 許可の条件.....	参考 48
5. 特別管理産業廃棄物収集運搬業.....	参考 49
5.1. 取扱い特別管理産業廃棄物の種類.....	参考 49
5.1.1. 特別管理産業廃棄物の数と許可件数.....	参考 49
5.1.2. 特別管理産業廃棄物種類別の許可件数.....	参考 50
5.2. 許可継続年数.....	参考 51
5.3. 許可有効期間 5 年間における変更許可.....	参考 52
5.4. 許可期限 5 年間における車両の変更届出.....	参考 52

5.5. 積替・保管施設	参考 52
5.6. 許可の条件	参考 53
6. 産業廃棄物処分業	参考 54
6.1. 施設数	参考 54
6.1.1. 一許可当りの施設保有数	参考 54
6.1.2. 処理方法別の施設数及び許可件数	参考 55
6.1.3. 一日当り処理能力別の施設数及び許可件数並びに平均処理能力	参考 56
6.1.4. 使用年数別の施設数と平均年数	参考 57
6.1.5. 使用許可年別の産業廃棄物の種類	参考 58
6.1.6. 使用許可年別の処理方法	参考 60
6.1.7. 使用許可年別の処理能力規模	参考 62
6.2. 取扱い産業廃棄物	参考 64
6.2.1. 産業廃棄物種類の数と許可件数	参考 64
6.2.2. 産業廃棄物種類別の許可件数	参考 65
6.2.3. 安定型5品目のみを扱う許可件数	参考 66
6.2.4. 建設工事に係る産業廃棄物のみを扱う許可件数	参考 66
6.3. 処理方法	参考 67
6.3.1. 破碎施設	参考 67
6.3.2. 圧縮施設	参考 71
6.3.3. 造粒固化施設	参考 75
6.3.4. 切断施設	参考 78
6.3.5. 安定型最終処分場	参考 81
6.3.6. 選別	参考 81
6.3.7. 分別	参考 81
6.3.8. 肥料化	参考 82
6.3.9. 減容	参考 82
6.3.10. 脱水	参考 82
6.3.11. 混練	参考 82
6.3.12. 焼却／天日乾燥／熔融固化／熔融・成型	参考 83
6.4. 許可継続年数	参考 83
6.5. 許可有効期間5年間における変更許可	参考 85
6.6. 許可の条件	参考 86

1. 調査方法

都道府県・政令市に依頼して、平成 22 年 5 月現在の産業廃棄物処理業者のうち、固有番号の 300N に都道府県市番号を加算した数と一致したものについて、許可証の写しを提出させ集計した。

調査期間

平成 22 年 5 月～8 月

回答状況

46 都道府県 58 政令市の 849 社（他の 1 県 4 市は該当処理業者なし）

2. 許可区分ごとの平均像

許可区分ごとに集計した結果より、明らかになった平均像をまとめた。なお、特別管理産業廃棄物処分量の許可証はなかった。

表 2 - 1 許可区分ごとの平均像

	産業廃棄物収集運搬業	特別管理 産業廃棄物収集運搬業	産業廃棄物処分量
取扱い産業廃棄物の種類	6.8 種類	4.8 種類	1.6 種類
取扱い産業廃棄物種類の多い順	・廃プラスチック類 (84.9%) ・金属くず (79.6%) ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (79.4%)	・引火性廃油 (65.1%) ・廃強酸 (60.3%) ・廃強アルカリ (55.6%)	・がれき類 (60.0%) ・廃プラスチック類 (50.0%) ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (50.0%)
許可継続年数	8.5 年	10.9 年	10.6 年 (許可証) 8.9 年 (施設単位)
許可有効期間 5 年間の 変更許可回数	0.01 回	0.49 回	0.15 回
車両の 変更届出回数	0.03 回	0.7 回	—

産業廃棄物収集運搬業

- ・ 建設系産業廃棄物のみを扱う許可が 42.9% を占めた。
- ・ 積替・保管される産業廃棄物の種類は、多い順に廃プラスチック類 (56.3%)、金属くずとがれき類はいずれも (40.6%) で、保管面積は 100 m²未達が 62.5% ともっとも多く、保管量の上限も 50 m³未達が半数を占めた。

特別管理産業廃棄物収集運搬業

- ・ 積替・保管が認められた許可は 2 件のみ (全 45 件) で、対象廃棄物は廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥の許可と、感染性産業廃棄物であった。

産業廃棄物処分量

- ・ 中間処理施設でみると建設系産業廃棄物のみを扱う許可が 72.4% を占めた。
- ・ 処理方法でみると破碎装置のあるものが 33 施設 (42.9%) ともっとも多く、次いで圧縮装置のあるものが 10 施設 (13.0%)、造粒固化装置があるものが 8 施設 (10.4%) であった。一日当りの処理能力では 5t 未達の 20 件 (27.4%) がもっとも多かった。

3. 全許可区分共通

すべての許可区分に共通する項目として、許可区分・業種類、取扱い産業廃棄物の種類の平均数、平均事業年数、許可期限5年間における変更許可の平均回数を集計した。

3.1. 許可区分・業種類

許可区分の内訳は、産業廃棄物収集運搬業者が756件(89.1%)、特別管理産業廃棄物収集運搬業が63件(7.4%)、産業廃棄物処分業が30件(3.5%)で、特別管理産業廃棄物処分業はなかった。

全許可件数の集計である環境省ホームページの産業廃棄物処理業者情報検索システム(平成22年8月23日更新データ)と比較すると、産業廃棄物収集運搬業(積替を含まないもの)で+2.5%、特別管理産業廃棄物収集運搬業(積替を含まないもの)で-1.4%の他は、いずれも-0.1~-0.5%であるため、大きな違いはないといえる。

表3-1 許可区分と業種類の内訳

許可区分	業種類	件数	割合
産業廃棄物収集運搬業	積替を含まないもの	732	86.2%
	積替を含むもの	24	2.8%
特別管理産業廃棄物収集運搬業	積替を含まないもの	61	7.2%
	積替を含むもの	2	0.2%
産業廃棄物処分業	中間処分のみ	28	3.3%
	最終処分のみ	1	0.1%
	中間処分、最終処分	1	0.1%
特別管理産業廃棄物処分業	中間処分のみ	0	0.0%
	最終処分のみ	0	0.0%
	中間処分、最終処分	0	0.0%
合計		849	100.0%

3.2. 取扱い産業廃棄物種類の平均

取扱い産業廃棄物種類の数の平均は、産業廃棄物収集運搬業で 6.8 種類、特別管理産業廃棄物収集運搬業で 4.8 種類、産業廃棄物処分業で 1.6 種類であった。

収集運搬業と処分業の比較でみると、処分業では特定の建設系廃棄物のみを受け入れる破碎施設（がれき類や木くず）が相当数見られるため、全体の平均数が少なくなっている。また、収集運搬業を産業廃棄物と特別管理産業廃棄物でみても、同様に特定の建設系廃棄物のみを運搬する許可が相当数あるため、産業廃棄物収集運搬業の方が平均数は少ない。

表 3 - 2 取扱い産業廃棄物種類の平均

許可区分	産業廃棄物種類の平均数(種類)
産業廃棄物収集運搬業	6.8
特別管理産業廃棄物収集運搬業	4.8
産業廃棄物処分業	1.6

3.3. 平均許可継続年数

新規許可年が記載されている許可証について許可継続年数の平均を算出したところ、産業廃棄物収集運搬業では 585 件（77.4%）で新規許可年が記載され平均許可継続年数は 8.5 年、特別管理産業廃棄物収集運搬業では 212 件（70.7%）で平均 10.9 年、産業廃棄物処分業では 85 件（86.7%）で平均 10.6 年であった。なお、提出された許可証で確認した限りでは 15 道県 22 市で新規許可年の記載がなかった（該当処理業者なしの 1 県 4 市は不明）。

表 3 - 3 平均許可継続年数

許可区分	平均許可継続年数(年)
産業廃棄物収集運搬業	8.5
特別管理産業廃棄物収集運搬業	10.9
産業廃棄物処分業	10.6

3.4. 許可有効期間5年間における変更許可

変更許可の頻度について、変更許可の総数を許可期限の5年間に区切って集計した変更許可の平均回数をみると、産業廃棄物収集運搬業で0.01回、特別管理産業廃棄物収集運搬業で0.02回、産業廃棄物処分業で0.15回であった。収集運搬業でみると特別管理産業廃棄物の方が倍の頻度、産業廃棄物の収集運搬業と処分業の比較では10倍以上となっており、積極的な事業拡大がうかがわれる。

表3-4 許可有効期間5年間における変更許可の回数

許可区分	平均回数(回)
産業廃棄物収集運搬業	0.01
特別管理産業廃棄物収集運搬業	0.02
産業廃棄物処分業	0.15

4. 産業廃棄物収集運搬業

産業廃棄物収集運搬業の許可証について、取扱い産業廃棄物の種類、事業年数、許可期限5年間における変更許可及び車両変更届出、積替・保管施設、許可の条件を集計した。

4.1. 取扱い産業廃棄物

取扱い産業廃棄物の種類について、産業廃棄物種類の数と許可件数、産業廃棄物の種類別の許可件数、安定型5品目のみを扱う許可件数、建設工事に係る産業廃棄物のみを扱う許可件数を集計した。

4.1.1. 産業廃棄物種類の数と許可件数

前掲のとおり平均数は6.8種類であったが、取扱い産業廃棄物種類の数と許可件数の分布では、8種類の122件(16.1%)、7種類の120件(15.9%)が飛びぬけて多く、次いで6種類の68件(9.0%)、5種類と1種類のいずれも66件(8.7%)も多かった。

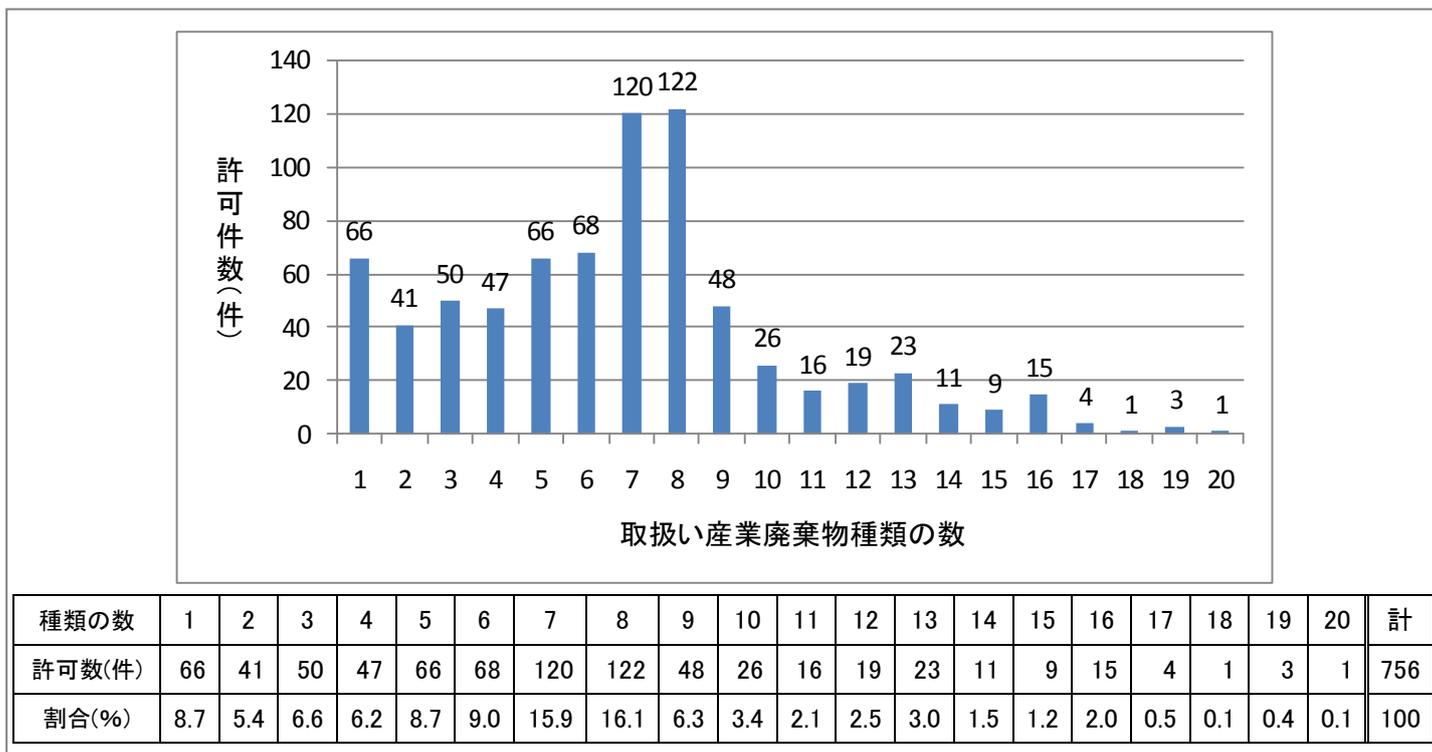


図4-1 取扱い産業廃棄物種類の数と許可件数（産業廃棄物収集運搬業）

4.1.2. 産業廃棄物種類別の許可件数

産業廃棄物の種類別に許可件数をみると、廃プラスチック類が 642 件と 84.9%（642/756 件）の許可業者が扱っており、金属くず 602 件（79.6%）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずが 600 件（79.4%）と続いており、建設工事に係る産業廃棄物を扱う許可業者が多いことがうかがわれる。

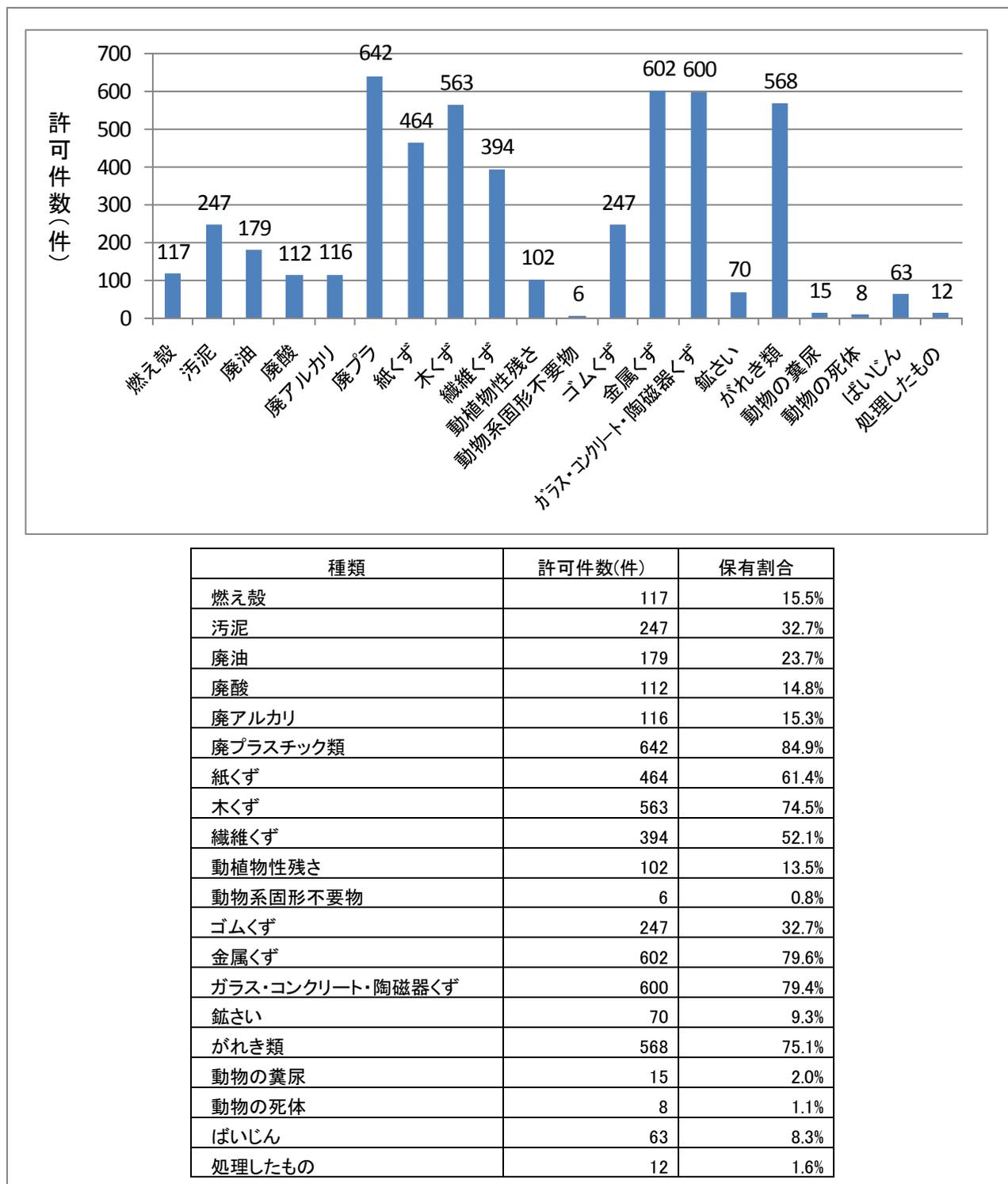


図 4 - 2 産業廃棄物種類別の許可件数（産業廃棄物収集運搬業）

4.1.3. 安定型 5 品目のみを扱う許可件数

取扱い産業廃棄物の種類がいわゆる安定型 5 品目（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）のみを扱う許可件数は 120 件（15.9%）であった。

表 4 - 1 安定型 5 品目を取扱う許可件数（産業廃棄物収集運搬業）

	件数	割合
安定型 5 品目のみ	120	15.9%
安定型 5 品目以外もあり	636	84.1%
合計	756	100.0%

4.1.4. 建設工事に係る産業廃棄物のみを扱う許可件数

建設工事に係る産業廃棄物¹のみを扱う許可件数は 324 件（42.9%）と多く、産業廃棄物の種類から一概に判断はできないが、建設業者が建設業に従事するために許可を取得している割合が相当数あると思われる。

表 4 - 2 建設系産業廃棄物のみを取扱う許可件数（産業廃棄物収集運搬業）

	件数	割合
建設系産業廃棄物のみ	324	42.9%
建設系産業廃棄物以外もあり	432	57.1%
合計	756	100.0%

¹ 建設工事に係る産業廃棄物を、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類とした。

4.2. 許可継続年数

新規許可年が確認できた許可証における平均の許可継続年数は、産業廃棄物収集運搬業で 8.5 年であったが、新規許可年と許可件数をみると昭和 62 年（事業年数 23 年）までは全体で新規許可数は 4 件以下と低調であった（次頁の表 4 - 3 参照）。その後は 10 数件が新規許可された年が続き、平成 11 年（許可継続年数 11 年）からは 30～40 数件の新規許可となっている（平成 22 年については 5 月までの集計であるため、件数が少ない）。これは産業廃棄物処理業への新規参入の増加と考えられるが、政令市が増えている影響も考えられる。

また、建設工事に係る産業廃棄物の取扱いでみると、全体の新規許可件数の増加にあわせて増えており、新規許可年に関わりなく一定の建設工事に係る産業廃棄物のみを扱う処理業者が増えていることがわかる（図 4 - 3 参照）。

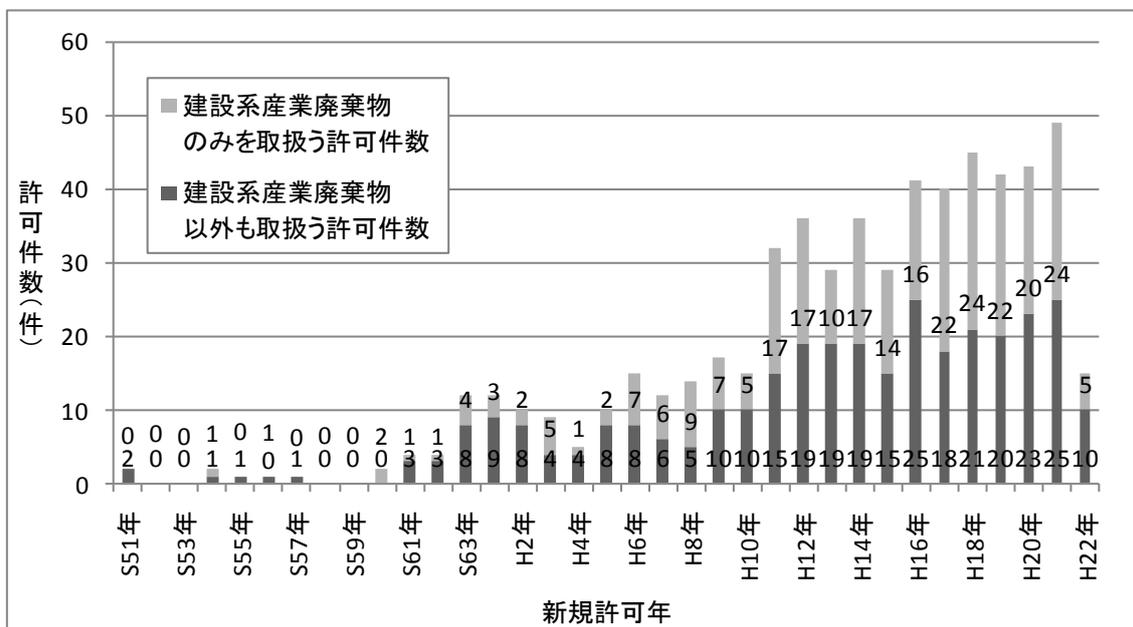


図 4 - 3 新規許可年と許可件数（産業廃棄物収集運搬業）

表 4 - 3 新規許可年・許可継続年数と許可件数（産業廃棄物収集運搬業）

新規許可年	許可継続年数	建設系産業廃棄物 以外も取扱う許可件数	建設系産業廃棄物 のみを取扱う許可件数	合計
S51年	34年	2	0	2
S52年	33年	0	0	0
S53年	32年	0	0	0
S54年	31年	1	1	2
S55年	30年	1	0	1
S56年	29年	1	0	1
S57年	28年	1	0	1
S58年	27年	0	0	0
S59年	26年	0	0	0
S60年	25年	0	2	2
S61年	24年	3	1	4
S62年	23年	3	1	4
S63年	22年	8	4	12
H元年	21年	9	3	12
H2年	20年	8	2	10
H3年	19年	4	5	9
H4年	18年	4	1	5
H5年	17年	8	2	10
H6年	16年	8	7	15
H7年	15年	6	6	12
H8年	14年	5	9	14
H9年	13年	10	7	17
H10年	12年	10	5	15
H11年	11年	15	17	32
H12年	10年	19	17	36
H13年	9年	19	10	29
H14年	8年	19	17	36
H15年	7年	15	14	29
H16年	6年	25	16	41
H17年	5年	18	22	40
H18年	4年	21	24	45
H19年	3年	20	22	42
H20年	2年	23	20	43
H21年	1年	25	24	49
H22年	0年	10	5	15
不明		111	60	171
合計		432	324	756

4.3. 許可有効期間5年間における変更許可

新規許可が確認できた許可証（585件）でみると、許可有効期間5年間における変更許可の回数は0.01回であったが、取扱い産業廃棄物の種類を追加するなど積極的な事業展開をしていると思われる変更許可をした許可証（66件）に限ると、0.5回（10年に1回）が16件（24.2%）ともっとも多く、66件の許可の平均は0.59回であった（図6-2参照）。また建設工事に係る産業廃棄物の取扱いでみると、建設工事に係る産業廃棄物のみを扱う許可は11件、建設工事に係る産業廃棄物以外も扱う許可は55件と1：5の割合になり、全体でみた2：3の割合（264件：321件）と比較すると、建設工事に係る産業廃棄物以外も扱う許可業者の方が、変更許可を行って積極的な事業展開を行っていることがうかがわれる。

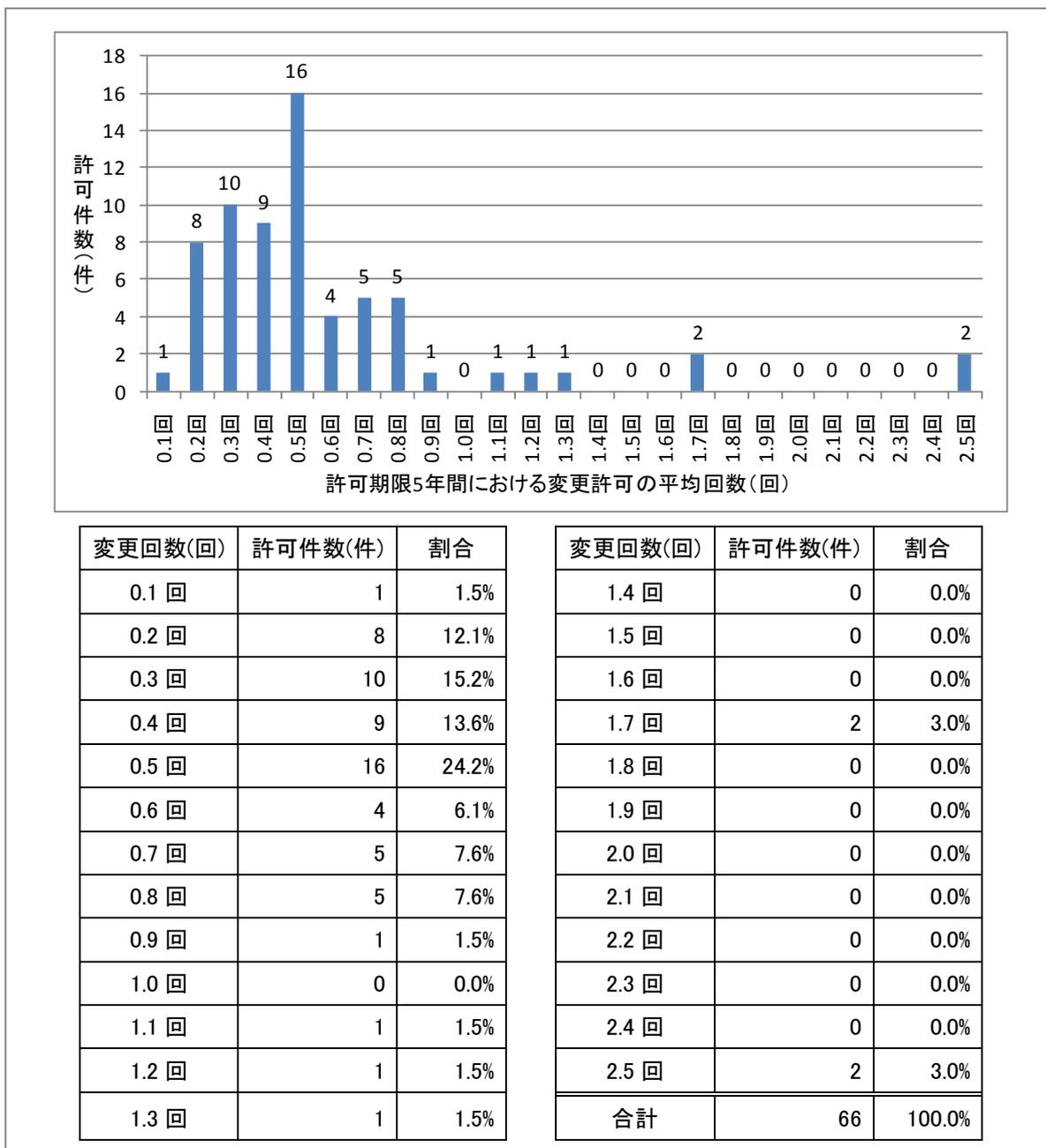


図4-4 許可有効期間5年間における変更許可の回数と許可件数（産業廃棄物収集運搬業）

4.4. 許可有効期間5年間における車両の変更届出

新規許可年が確認できた許可証（585件）でみると、許可有効期間5年間における車両の変更届出の回数は0.03回であったが、車両の変更届出をした許可証（16件）に限ると、0.5回程度のグループと1.7回程度のものに二極化している（図4-5参照）。また建設工事に係る産業廃棄物の取扱いでみると、建設工事に係る産業廃棄物のみを扱う許可は9件、建設工事に係る産業廃棄物以外も扱う許可は7件とほぼ同数であって、車両の変更届出については差異が見られなかった。

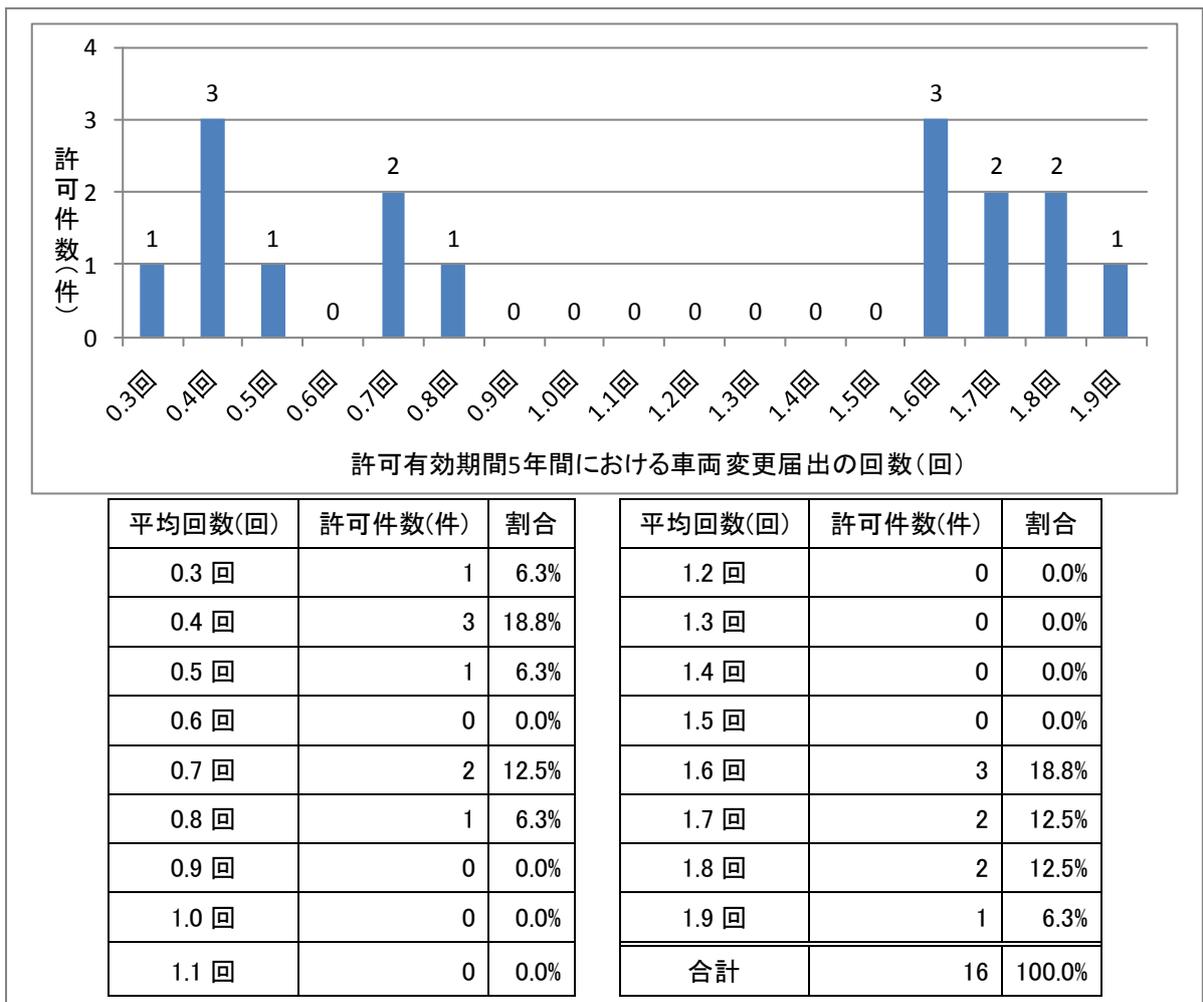


図4-5 許可有効期間5年間における車両変更届出の回数と許可件数（産業廃棄物収集運搬業）

4.5. 積替・保管施設

積替を含む 24 件の許可証の 32 箇所の積替・保管施設について、一許可当りの積替・保管施設の数、産業廃棄物の種類、保管面積、保管量の上限を集計した。

4.5.1. 一許可当りの積替・保管施設の数

一許可当りの積替・保管施設の数、1施設のみが 19件(79.2%)と最も多く、2施設は3件(12.5%)、3施設と4施設はいずれも1件(4.2%)となっており、複数の施設を持つ許可もみられた。

表 4 - 4 一許可当りの積替・保管施設の数（産業廃棄物収集運搬業）

施設数	許可件数(件)	割合
1	19	79.2%
2	3	12.5%
3	1	4.2%
4	1	4.2%
合計	24	100.0%

4.5.2. 産業廃棄物の種類

積替・保管される産業廃棄物の種類別件数を施設ごとに集計したところ、多い順に廃プラスチック類が 18 件 (56.3%)、金属くずとがれき類がいずれも 13 件 (40.6%)、木くずは 12 件 (37.5%)、紙くずは 11 件 (34.4%)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずと繊維くずはいずれも 8 件 (25.5%) となった。建設系産業廃棄物はいずれも上位にあることから、積替・保管施設の特徴の 1 つといえることができる。

表 4 - 5 積替・保管される産業廃棄物の種類別施設数（産業廃棄物収集運搬業）

廃棄物の種類	施設数	割合※1
廃プラスチック類	18	56.3%
金属くず	13	40.6%
がれき類	13	40.6%
木くず	12	37.5%
紙くず	11	34.4%
廃油	10	31.3%
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	8	25.0%
繊維くず	8	25.0%
汚泥	7	21.9%
ゴムくず	5	15.6%
ガラスくず	4	12.5%
廃アルカリ	3	9.4%
廃酸	2	6.3%
燃え殻	2	6.3%
動植物性残さ	2	6.3%
廃バッテリー※2	1	3.1%
廃トランス※3	1	3.1%

※1 分母は全施設数の 32 で計算した。

※2 廃バッテリーは金属くず、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類と明記されていた。

※3 廃トランスは廃油、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

の混合物と明記されていた。

4.5.3. 保管面積

積替・保管される産業廃棄物の保管面積は、100 m²未満が 20 件（62.5%）と全体の半数以上を占め、小規模な施設が多い。最小値は 5 m²、最大値は 468 m²、平均値は 120.7 m²であった。

表 4 - 6 積替・保管される産業廃棄物の保管面積別施設数（産業廃棄物収集運搬業）

保管面積	施設数	割合
100 m ² 未満	20	62.5%
100-200 m ² 未満	3	9.4%
200-300 m ² 未満	3	9.4%
300-400 m ² 未満	3	9.4%
400-500 m ² 未満	2	6.3%
不明	1	3.1%
合計	32	100.0%

4.5.4. 保管量の上限

積替・保管される産業廃棄物の保管量の上限は、50 m³が 16 件（50.0%）と全体の半数を占めた。最小値は 1.44 m³、最大値は 626 m³、平均値は 76.6 m³であった。

表 4 - 7 積替・保管される産業廃棄物の保管量の上限別施設数（産業廃棄物収集運搬業）

上限保管量	施設数	割合
50 m ³ 未満	16	50.0%
51-100 m ³ 未満	8	25.0%
100 m ³ 以上※	3	9.4%
不明	5	15.6%
合計	32	100.0%

※ 100 m³以上 3 施設の最大保管量は、170.1 m³、567 m³、626 m³であった。

4.6. 許可の条件

許可の条件に記載があるものは 61 件（8.1%）に限られ、内容は法令の順守や飛散防止、積替・保管の条件遵守などであった。

表 4 - 8 許可の条件の内容（産業廃棄物収集運搬業）

自治体名	許可の条件	許可件数(件)
埼玉県	収集運搬に伴う保管は、2.に掲げる場所で行うこと。	2
東京都	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。	27
	積替は本都の承認を得た方法により行うこと。	2
	作業時間は、原則として午前 8 時から午後 5 時までとする。	1
福井県	運搬に当たって産業廃棄物が飛散し、および流出しないようにすること。	2
	収集運搬に伴う悪臭、騒音または振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。	2
兵庫県	当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を順守すること。	17
熊本県	熊本県産業廃棄物指導要綱の収集運搬に関する基準を守ること。	1
	熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。	10
	熊本県が実施するマニフェスト伝票を適切に使用すること。	11
福岡市	積替え保管行為は、上記の施設以外では行わないこと	1
長崎市	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること。特に次の事は必ず守ること。収集運搬時に廃棄物が飛散、流出及び悪臭を発生しないように慎重に取り扱うこと。	1

5. 特別管理産業廃棄物収集運搬業

特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証について、取扱い産業廃棄物の種類、許可継続年数、許可有効期間5年間における変更許可及び車両変更届出、積替・保管施設、許可の条件を集計した。

5.1. 取扱い特別管理産業廃棄物の種類

取扱い特別管理産業廃棄物の種類について、特別管理産業廃棄物の数と許可件数、特別管理産業廃棄物の種類別の許可件数を集計した。

5.1.1. 特別管理産業廃棄物の数と許可件数

前掲のとおり平均数は4.8種類であるが、種類の数と許可件数の分布では1種類の21件(33.3%)がもっとも飛びぬけて多い。1種類のみを扱う場合の廃棄物の種類は、感染性廃棄物が10件、廃石綿等が6件、引火性廃油と廃強酸がそれぞれ2件、ばいじんが1件であった。

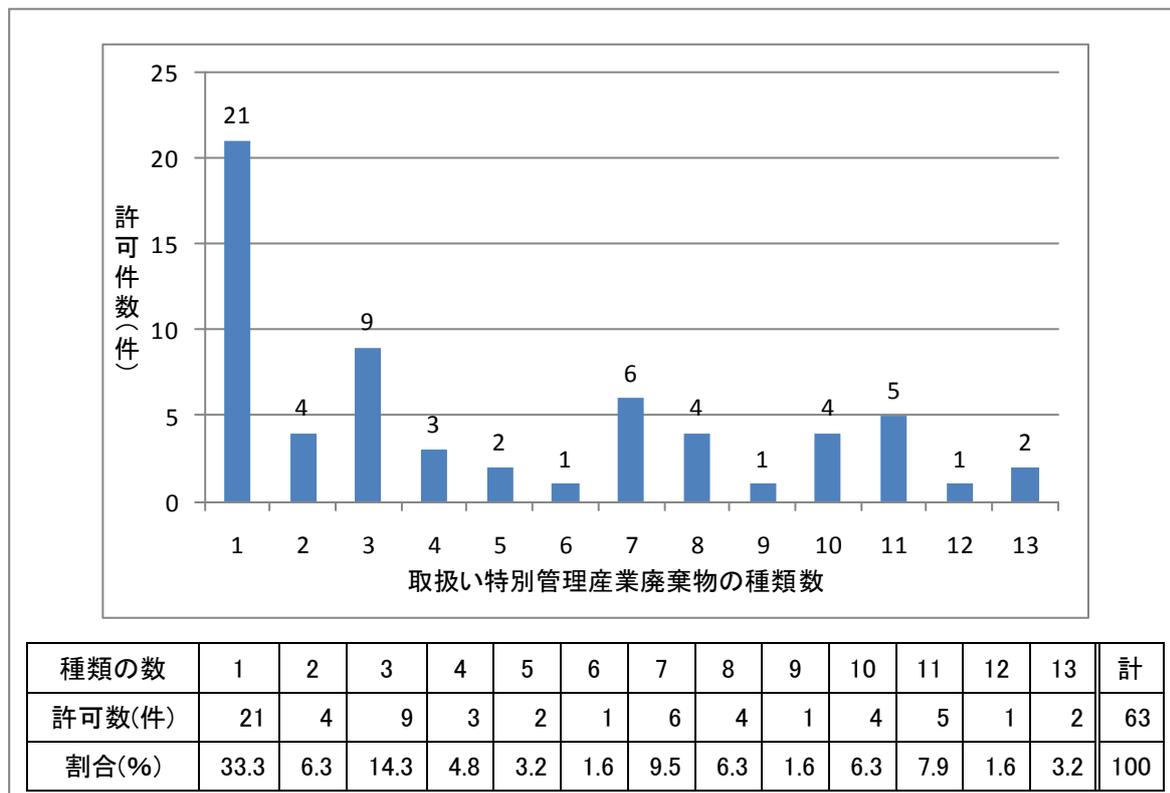


図5-1 取扱い特別管理産業廃棄物種類の数と許可件数（特別管理産業廃棄物収集運搬業）

5.1.2. 特別管理産業廃棄物種類別の許可件数

特別管理産業廃棄物の種類別に許可件数をみると、引火性廃油が41件（65.1%）ともっとも多く、廃強酸38件（60.3%）、廃強アルカリ35件（55.6%）と続いていた。集計では有害物質の種類までは扱わなかったが、一部の許可証では取扱い有害物質の記載がないものも見られた。

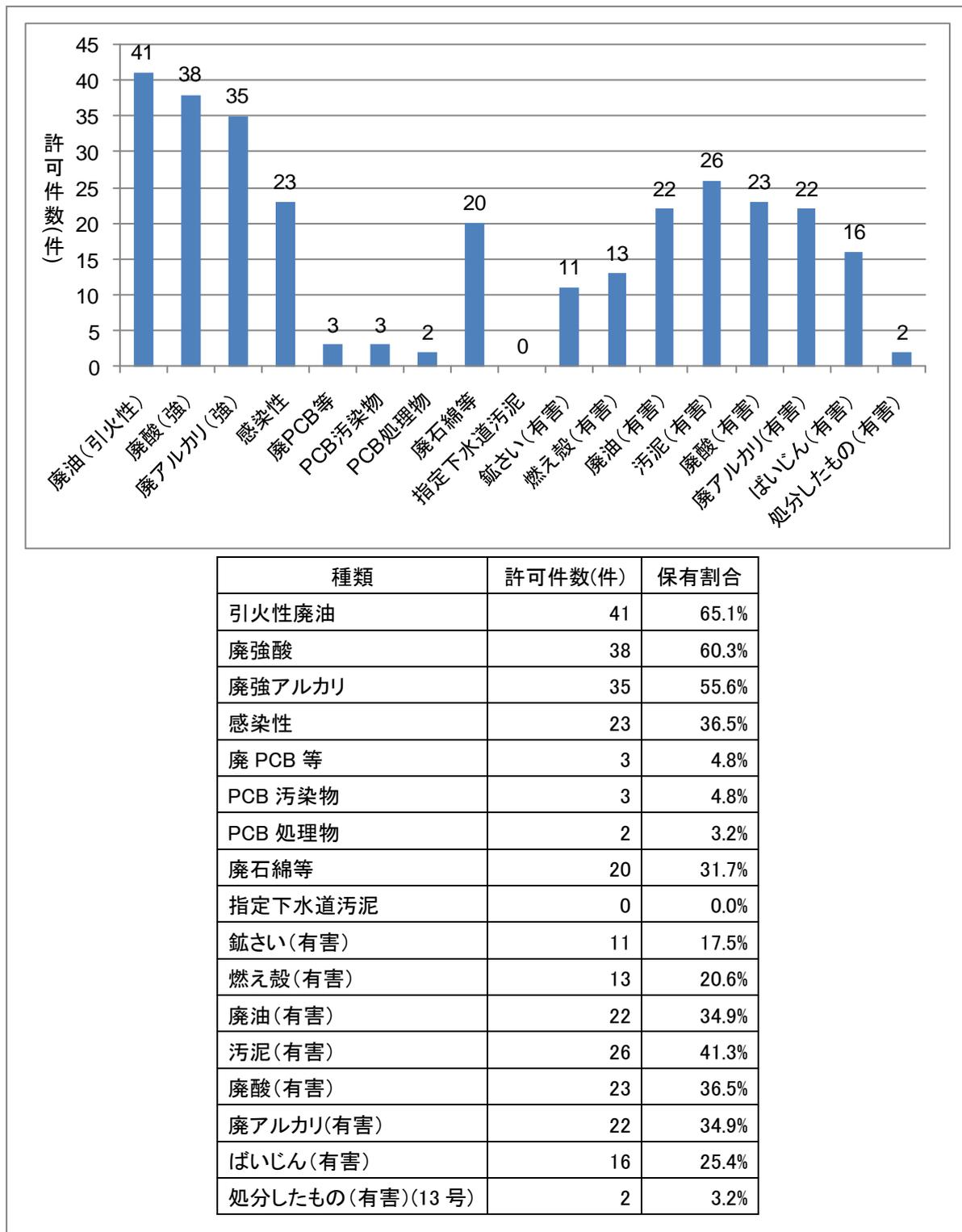


図5-2 特別管理産業廃棄物種類別の許可件数（特別管理産業廃棄物収集運搬業）

5.2. 許可継続年数

新規許可年が確認できた許可証における平均の許可継続年数は、特別管理産業廃棄物収集運搬業で10.9年であったが、許可継続年数と許可件数をみると平成5年（事業年数17年）が11件（24.4%）と最も多く、平成3年改正によって特別管理産業廃棄物制度の導入された影響と考えられる。

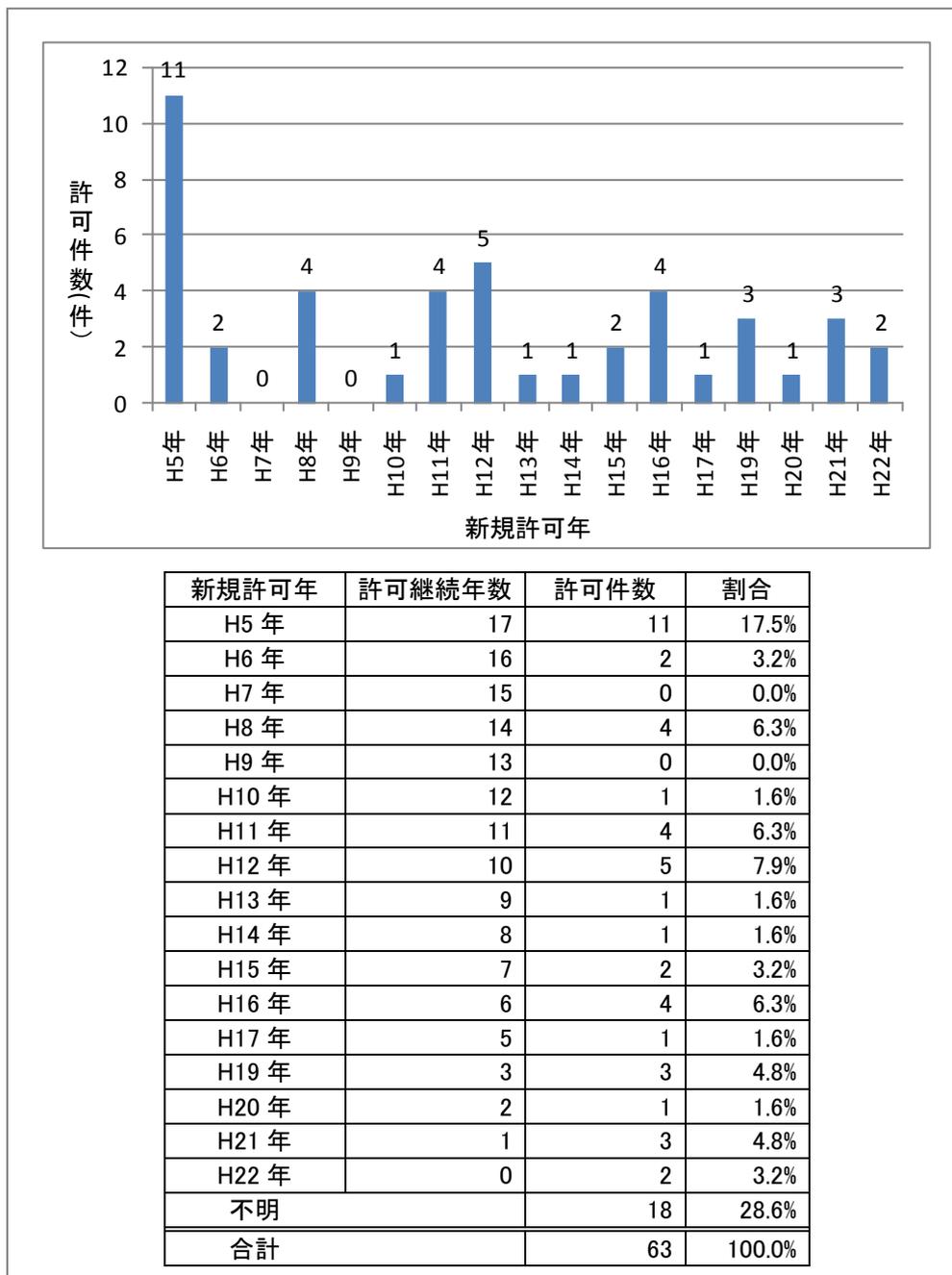


図5-3 許可継続年数と許可件数（特別管理産業廃棄物収集運搬業）

5.3. 許可有効期間 5 年間における変更許可

新規許可年が確認できた許可証(45 件)で見ると、許可勇往期間 5 年間における変更許可の回数は 0.02 回であったが、取扱い産業廃棄物の種類を追加するなどの積極的な事業展開をしていると思われる変更許可をした許可証(7 件)に限ると、許可期限 5 年間で 0.6 回が 3 件(42.9%)と最も多く、平均では 0.49 回であった。

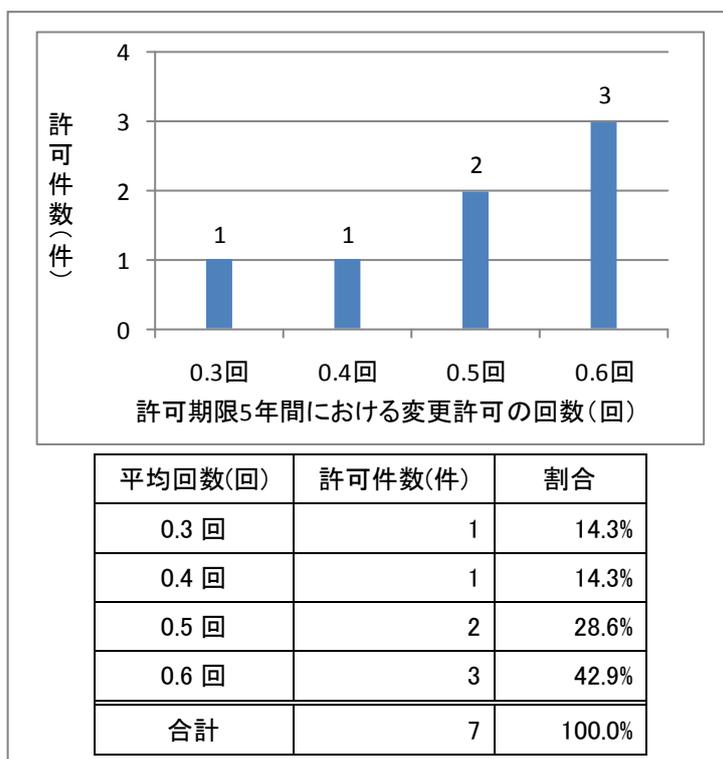


図 5 - 4 許可有効期間 5 年間における変更許可の回数と許可件数 (特別管理産業廃棄物収集運搬業)

5.4. 許可期限 5 年間における車両の変更届出

新規許可年が確認できた許可証(45 件)で見ると、許可期限 5 年間における車両の変更届出がなされた許可証は 1 件のみで、7 年の事業年数のうち 1 回届出されていた(許可期限 5 年間における車両の変更届出は平均 0.7 回となった)。

5.5. 積替・保管施設

積替を含む 2 件の許可証の積替・保管施設について、面積、特別管理産業廃棄物の種類、保管上限、高さをまとめた。

表 5 - 1 積替・保管施設の内容 (特別管理産業廃棄物収集運搬業)

面積	特別管理産業廃棄物の種類	保管上限	高さ
54 m ²	廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥	183.6 m ³	3.4m
-	感染性産業廃棄物	17 m ³	1.75m

5.6. 許可の条件

許可の条件に記載があるものは4件（6.3％）に限られ、内容は法令の順守や飛散防止であった。

表 5 - 2 許可の条件の内容（産業廃棄物収集運搬業）

自治体名	許可の条件	許可件数(件)
東京都	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。	3
長崎市	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること。特に次の事は必ず守ること。収集運搬時に廃棄物が飛散、流出及び悪臭を発生しないように慎重に取り扱うこと。	1

6. 産業廃棄物処分業

産業廃棄物処分業の許可証について、施設数、取扱い産業廃棄物、処理方法、事業年数、許可期限5年間における変更許可、許可の条件を集計した。

6.1. 施設数

産業廃棄物処分業の施設について、一許可当りの施設保有数、処理方法別の施設数及び許可件数、一日当り処理能力別の施設数・許可件数・平均処理能力、使用年数別の施設数と平均年数、使用年数別の産業廃棄物の種類、使用年数別の処理方法、使用年数別の処理能力規模をまとめた。

6.1.1. 一許可当りの施設保有数

一許可当りの施設保有数は、1施設のみが30件(43.3%)と最も多く、保有数と許可件数は反比例の関係にあった。15施設を保有している許可も1件あった。

表6-1 施設保有と許可件数(産業廃棄物処分業)

施設保有数	許可件数(件)	割合
1	13	43.3%
2	9 ※	30.0%
3	2	6.7%
4	2	6.7%
5	1	3.3%
6	2	6.7%
15	1	3.3%
合計	30	100.0%

※ 安定型最終処分場を1施設保有する許可と2施設保有する許可が1件ずつ含まれている。

6.1.2. 処理方法別の施設数及び許可件数

処理方法でもっとも多いものは破碎の 22 施設で、破碎・切断のように破碎装置があるものまで含めると 33 施設であった。次に多いものは、圧縮を含む施設の 10 件、造粒固化を含む施設の 8 件、切断を含む施設の 6 件の順であった。施設数よりも許可件数が少ない処理方法は、一許可で同じ処理方法の施設を複数保有している場合であり、破碎、切断、造粒固化、肥料化、安定型最終処分場が該当していた。

表 6 - 2 処理方法別の施設件数と許可件数（産業廃棄物処分業）

処理方法	施設数(件)	許 可	
		件数(件)	割合
破碎	22	17	27.9%
破碎(移動式)	6	3	4.9%
破碎・減容固化	1	1	1.6%
破碎・切断	1	1	1.6%
破碎・切断・圧縮	1	1	1.6%
破碎・選別	1	1	1.6%
破碎・溶融固化	1	1	1.6%
圧縮	6	6	9.8%
圧縮・梱包	4	4	6.6%
切断	3	3	4.9%
切断・圧縮	1	1	1.6%
切断・選別	2	1	1.6%
造粒固化	6	2	3.3%
造粒固化(移動式)	2	2	3.3%
選別	3	2	3.3%
分別	2	2	3.3%
肥料化	2	1	1.6%
減容	1	1	1.6%
減容・固化	1	1	1.6%
脱水	1	1	1.6%
脱水(移動式)	1	1	1.6%
混練	1	1	1.6%
混練(流動化)	1	1	1.6%
焼却	1	1	1.6%
天日乾燥	1	1	1.6%
溶融固化	1	1	1.6%
溶融・成型	1	1	1.6%
安定型最終処分場	3	2	3.3%
合計	77	61	100.0%

6.1.3. 一日当り処理能力別の施設数及び許可件数並びに平均処理能力

一日当りの処理能力は 5t 未満が 20 件ともっとも多く、処理能力と施設数はほぼ反比例の関係にあった。施設数よりも許可件数が少ないものもあり、一許可でほぼ同じ処理能力の施設を複数保有している場合もあることがわかった。一日当りの平均処理能力は、334.7t であった。²

表 6 - 3 一日当り処理能力別の施設数及び許可件数（産業廃棄物処分量）

一日当り処理能力	施設数(件)	許 可	
		件数(件)	割合
5t未満	20	12	22.2%
5-10t未満	3	3	5.6%
10-50t未満	15	10	18.5%
50-100t未満	5	4	7.4%
100-200t未満	6	3	5.6%
200-300t未満	6	5	9.3%
300-400t未満	2	3	5.6%
400-500t未満	2	2	3.7%
500-600t未満	1	1	1.9%
600-700t未満	3	3	5.6%
700-800t未満	0	0	0.0%
800-900t未満	2	2	3.7%
900-1000t未満	0	0	0.0%
1000-2000t未満	5	3	5.6%
2000-3000t未満	2	2	3.7%
3000t以上	1	1	1.9%
合計	73	54	100.0%

² 天日乾燥施設、最終処分場を除く施設を集計し、廃棄物ごとに処理能力が異なる場合は、もっとも大きいものを選択した。また、体積から重量への換算係数は環産発第 061227006 号を用いた（廃石膏ボードについては、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物の換算係数を利用した）。

6.1.4. 使用年数別の施設数と平均年数

使用年数別の施設数は3～4年未満が10施設（13.0%）ともっとも多く、次いで4～5年未満と10～11年未満がいずれも7件（9.1%）であった。また、平均使用年数は8.9年であった。

表 6 - 4 使用年数別の施設数及び許可件数（産業廃棄物処分量）

使用年数	許可件数(件)	割合
1年未満	1	1.3%
1-2年未満	0	0.0%
2-3年未満	2	2.6%
3-4年未満	10	13.0%
4-5年未満	7	9.1%
5-6年未満	5	6.5%
6-7年未満	7	9.1%
7-8年未満	3	3.9%
8-9年未満	2	2.6%
9-10年未満	6	7.8%
10-11年未満	7	9.1%
11-12年未満	4	5.2%
12-13年未満	1	1.3%
13-14年未満	2	2.6%
14-15年未満	2	2.6%
15-16年未満	1	1.3%
16-17年未満	0	0.0%
17-18年未満	0	0.0%
18-19年未満	0	0.0%
19-20年未満	3	3.9%
20-21年未満	1	1.3%
27-28年未満	1	1.3%
35-36年未満	1	1.3%
不明	11	14.3%
合計	77	100.0%

6.1.5. 使用許可年別の産業廃棄物の種類

使用許可年別に産業廃棄物の種類をみると、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類は平成8年から19年に多くの使用許可がなされていた。

表6-5 使用許可年別の産業廃棄物の種類（産業廃棄物処分量）

使用許可年	使用年数	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	鉱さい	がれき類	動物の糞尿	動物の死体	ばいじん	処理したもの
S49年	32年																1				
S50年	33年																				
S51年	34年																				
S52年	33年																				
S53年	32年																				
S54年	31年																				
S55年	30年																				
S56年	29年																				
S57年	28年																				
S58年	27年						1							1							
S59年	26年																				
S60年	25年																				
S61年	24年																				
S62年	23年																				
S63年	22年																				
H元年	21年																				
H2年	20年		1																		
H3年	19年																				
H4年	18年																				
H5年	17年																				
H6年	16年																				
H7年	15年														1		2				
H8年	14年						1							1	1						

使用許可年	使用年数	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	鉱さい	がれき類	動物の糞尿	動物の死体	ばいじん	処理したもの
H9年	13年						3		1				1	1	2	2	3				
H10年	12年		1				1	2	2	2				1	2		2				
H11年	11年						1	1							1		1				
H12年	10年		3				3	1	1	1			1			1				1	
H13年	9年						3	2	2	1			1	1	2		3				
H14年	8年						2		1					1							
H15年	7年						1	2	1					1							
H16年	6年		1		1		3	3	3	2	1		1	5	2		2	1			
H17年	5年		1		1		1		3		1			2	1		1	1			
H18年	4年		1				3	2	4	2			1	3	4		2				
H19年	3年		1				6	3	3	3			3	6	4	1	3				
H20年	2年		1				1														
H21年	1年		1																		
H22年	0年		1																		
不明			3				5							1	2		2				
合計		0	15	0	2	0	35	16	21	11	2	0	8	24	22	4	22	2	0	1	0

6.1.6. 使用許可年別の処理方法

使用許可年別に処理方法をみると、平成7年以降に多くの施設の使用許可がなされていた。

表 6 - 6 使用許可年別の処理方法（産業廃棄物処分量）

	破碎	破碎（移動式）	破碎・減容固化	破碎・切断	破碎・切断・圧縮	破碎・選別	破碎・溶融固化	圧縮	圧縮・梱包	切断	切断・圧縮	切断・選別	造粒固化	造粒固化（移動式）	選別	分別	肥料化	減容	減容・固化	脱水	脱水（移動式）	混練	混練（流動化）	焼却	天日乾燥	溶融固化	溶融・成型	安定型最終処分場	合計
S49年	1																												1
S50年																													0
S51年																													0
S52年																													0
S53年																													0
S54年																													0
S55年																													0
S56年																													0
S57年																													0
S58年												1																	1
S59年																													0
S60年																													0
S61年																													0
S62年																													0
S63年																													0
H元年																													0
H2年																						1							1
H3年																													0
H4年																													0

	破碎	破碎(移動式)	破碎・減容固化	破碎・切断	破碎・切断・圧縮	破碎・選別	破碎・溶融固化	圧縮	圧縮・梱包	切断	切断・圧縮	切断・選別	造粒固化	造粒固化(移動式)	選別	分別	肥料化	減容	減容・固化	脱水	脱水(移動式)	混練	混練(流動化)	焼却	天日乾燥	溶融固化	溶融・成型	安定型最終処分場	合計	
H5年																													0	
H6年																													0	
H7年	1	1																											2	
H8年															1														1	
H9年	2																	1									1		4	
H10年	1				1																			1	1				4	
H11年		1							1																1	1			2	
H12年	1		1										1	1						1	1								6	
H13年	2	1								1																	1		5	
H14年	1											1														1			3	
H15年	1							1								1													3	
H16年	1			1				2								1	1												6	
H17年	2	1				1		1									1												6	
H18年	3	2											1		2														8	
H19年	3							2	1		1		1														1		9	
H20年										1			1																2	
H21年																						1							1	
H22年																							1						1	
不明	3						1		2	1			2	1													1		11	
合計	22	6	1	1	1	1	1	6	4	3	1	2	6	2	3	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	77

6.1.7. 使用許可年別の処理能力規模

使用許可年別に処理能力規模をみたところ、大きな偏りは見られなかった。

表 6 - 7 使用許可年別の処理能力（産業廃棄物処分業）

	5 t 未満	5- 10 t 未満	10- 50 t 未満	50- 100 t 未満	100- 200 t 未満	200- 300 t 未満	300- 400 t 未満	400- 500 t 未満	500- 600 t 未満	600- 700 t 未満	800- 900 t 未満	1000- 2000 t 未満	2000- 3000 t 未満	3000 t 以上	安定型	天日 乾燥	合計
S49年													1				1
S50年																	0
S51年																	0
S52年																	0
S53年																	0
S54年																	0
S55年																	0
S56年																	0
S57年																	0
S58年			1														1
S59年																	0
S60年																	0
S61年																	0
S62年																	0
S63年																	0
H元年																	0
H2年				1													1
H3年																	0
H4年																	0
H5年																	0
H6年																	0
H7年						1						1					2
H8年												1					1
H9年	1							1		1					1		4
H10年	2						1									1	4

	5 t 未滿	5- 10 t 未滿	10- 50 t 未滿	50- 100 t 未滿	100- 200 t 未滿	200- 300 t 未滿	300- 400 t 未滿	400- 500 t 未滿	500- 600 t 未滿	600- 700 t 未滿	800- 900 t 未滿	1000- 2000 t 未滿	2000- 3000 t 未滿	3000 t 以上	安定型	天日 乾燥	合計
H11 年			1								1						2
H12 年	3		1		2												6
H13 年	1		1		1						1				1		5
H14 年	1		1		1												3
H15 年	2	1															3
H16 年	1	1	1	1						2							6
H17 年	2			1	1	1	1										6
H18 年	1		3		1							2	1				8
H19 年	3		2			2						1			1		9
H20 年			1			1											2
H21 年						1											1
H22 年								1									1
不明	3	1	3	2					1						1		11
合計	20	3	15	5	6	6	2	2	1	3	2	5	2	1	3	1	77

6.2. 取扱い産業廃棄物

取扱い産業廃棄物について、産業廃棄物種類の数と許可件数、産業廃棄物種類別の許可件数、安定型5品目のみを扱う許可件数、建設工事に係る産業廃棄物のみを扱う許可件数を集計した。

6.2.1. 産業廃棄物種類の数と許可件数

前掲のとおり平均数は1.6種類であったが、取扱い産業廃棄物種類の数と許可件数の分布では、1種類のみが12件（40.0%）ともっとも多く、次いで2種類と3種類がいずれも5件（16.7%）であった。

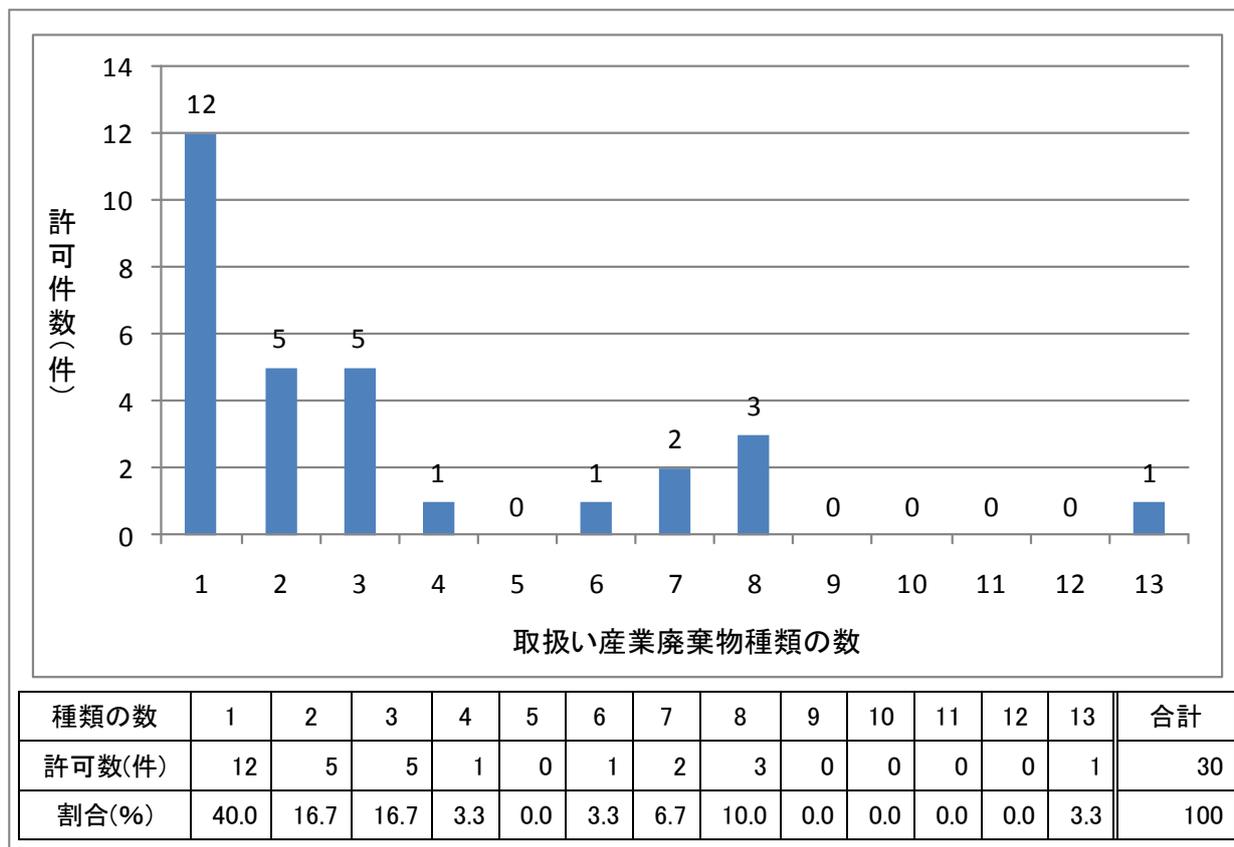


図6-1 取扱い産業廃棄物種類の数と許可件数（産業廃棄物処分業）

6.2.2. 産業廃棄物種類別の許可件数

産業廃棄物の種類別に許可件数をみると、がれき類が18件と60.0%の許可業者が扱っており、次いで廃プラスチック類とガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずがいずれも15件（50.0%）となっており、収集運搬業と同様に建設工事に係る産業廃棄物を扱う許可業者が多いことがうかがわれる。

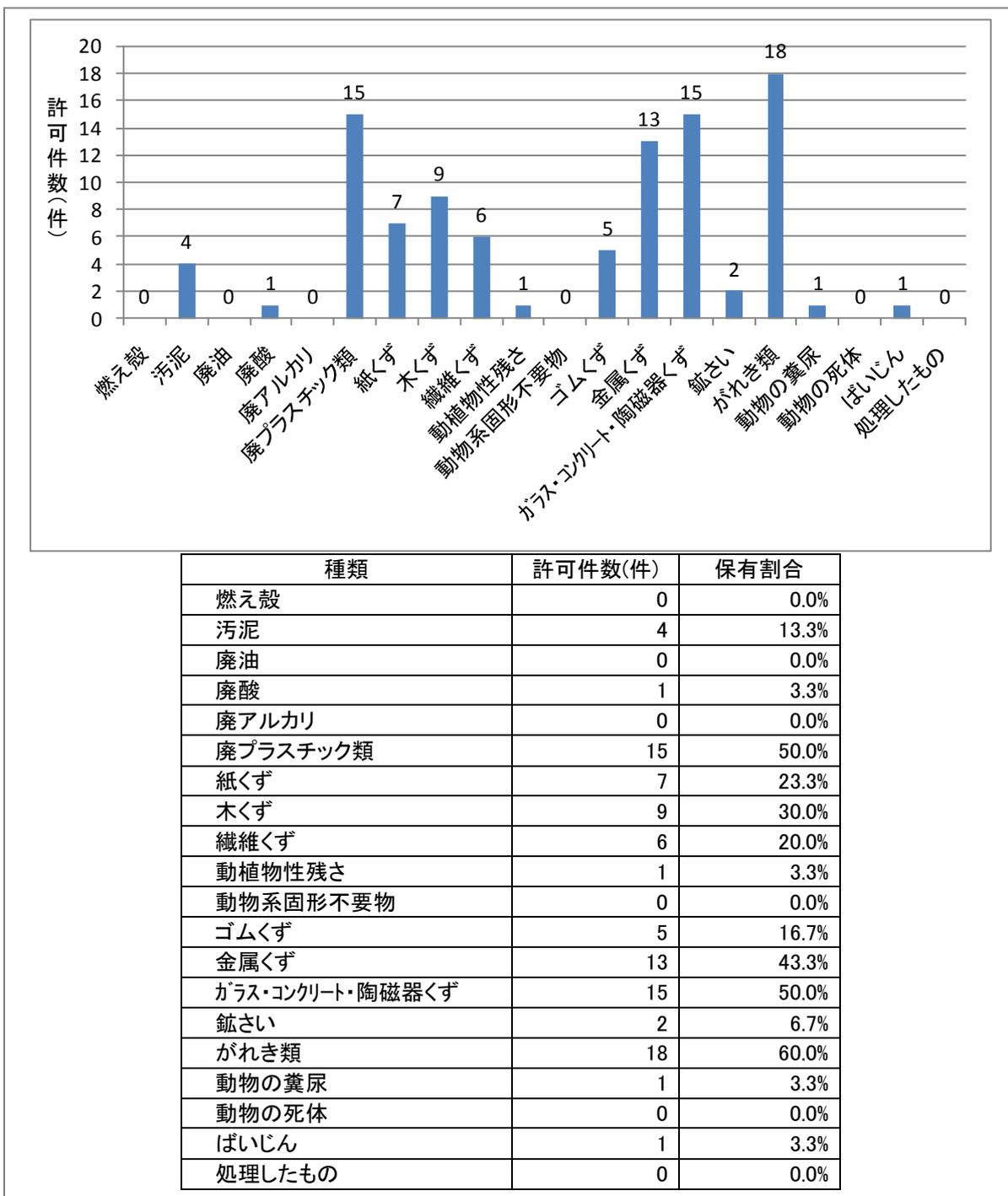


図 6 - 2 産業廃棄物種類別の許可件数（産業廃棄物処分業）

6.2.3. 安定型 5 品目のみを扱う許可件数

取扱い産業廃棄物の種類がいわゆる安定型 5 品目（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）のみを扱う許可件数は 16 件（55.2%）であった（安定型最終処分場を除いた中間処理施設を集計）。

表 6 - 8 安定型 5 品目のみ取扱う許可件数（産業廃棄物処分業の中間処理施設）

	件数	割合
安定型 5 品目のみ	16	55.2%
安定型 5 品目以外もあり	13	44.8%
合計	29	100.0%

6.2.4. 建設工事に係る産業廃棄物のみを扱う許可件数

建設工事に係る産業廃棄物のみを扱う許可件数は 21 件（72.4%）と多く、それ以外の産業廃棄物を 1 種類扱う許可は 7 件、6 種類扱う許可は 1 件のみであった（安定型最終処分場を除いた中間処理施設を集計）。

表 6 - 9 建設系産業廃棄物のみを取扱う許可件数（産業廃棄物処分業の中間処理施設）

	件数	割合
建設系産業廃棄物のみ	21	72.4%
建設系産業廃棄物以外もあり	8	27.6%
合計	29	100.0%

6.3. 処理方法

処理方法ごとに 1 日当り処理能力別の施設数及び平均処理能力、使用年数別の施設数と平均年数、産業廃棄物の数と施設数、産業廃棄物種類別の施設数をまとめた。

6.3.1. 破碎施設

破碎装置のある 33 施設についてまとめた。それらには移動式破碎施設、破碎・減容固化、破碎・切断、破碎・切断・圧縮、破碎・選別、破碎・減容固化の施設が含まれている。

6.3.1.1. 一日当り処理能力別の施設数及び平均処理能力（破碎施設）

一日当りの処理能力は 5t 未満が 12 件（36.4%）と最も多かった。一日当りの平均処理能力は、452.1t で、全体の平均（334.7t）よりも高かった。

表 6 - 10 一日当り処理能力別の施設数及び許可件数（破碎施設）

一日当り処理能力	施設数(件)	割合
5t未満	12	36.4%
5-10t未満	0	0.0%
10-50t未満	4	12.1%
50-100t未満	0	0.0%
100-200t未満	3	9.1%
200-300t未満	2	6.1%
300-400t未満	2	6.1%
400-500t未満	1	3.0%
500-600t未満	1	3.0%
600-700t未満	2	6.1%
700-800t未満	0	0.0%
800-900t未満	2	6.1%
900-1000t未満	0	0.0%
1000-2000t未満	1	3.0%
2000-3000t未満	2	6.1%
3000t以上	1	3.0%
合計	33	100.0%

6.3.1.2. 使用年数別の施設数と平均年数（破碎施設）

使用年数別の施設数は5～6年未満が5施設（15.2%）ともっとも多く、次いで4～5年未満と3～4年未満がいずれも4件（12.1%）であった。平均年数は、9年以上の施設も一定数を占めるため8.74年であった。

表 6 - 11 使用年数別の施設数及び許可件数（破碎施設）

使用年数	許可件数(件)	割合
1年未満	0	0.0%
1-2年未満	0	0.0%
2-3年未満	0	0.0%
3-4年未満	4	12.1%
4-5年未満	4	12.1%
5-6年未満	5	15.2%
6-7年未満	2	6.1%
7-8年未満	1	3.0%
8-9年未満	0	0.0%
9-10年未満	3	9.1%
10-11年未満	3	9.1%
11-12年未満	3	9.1%
12-13年未満	0	0.0%
13-14年未満	1	3.0%
14-15年未満	1	3.0%
15-16年未満	1	3.0%
16-17年未満	0	0.0%
17-18年未満	0	0.0%
18-19年未満	0	0.0%
19-20年未満	0	0.0%
20-21年未満	0	0.0%
...
27-28年未満	0	0.0%
35-36年未満	1	3.0%
不明	4	12.1%
合計	33	100.0%

6.3.1.3. 産業廃棄物種類の数と施設数（破碎施設）

処分業全体の平均数は1.6種類であったが、破碎施設の取扱い産業廃棄物種類の数と施設数の分布では、1種類のみ（木くず、がれき類、廃プラスチック類ほか）が17件（51.5%）ともっとも多く、次いで2種類が5件（15.2%）であった。

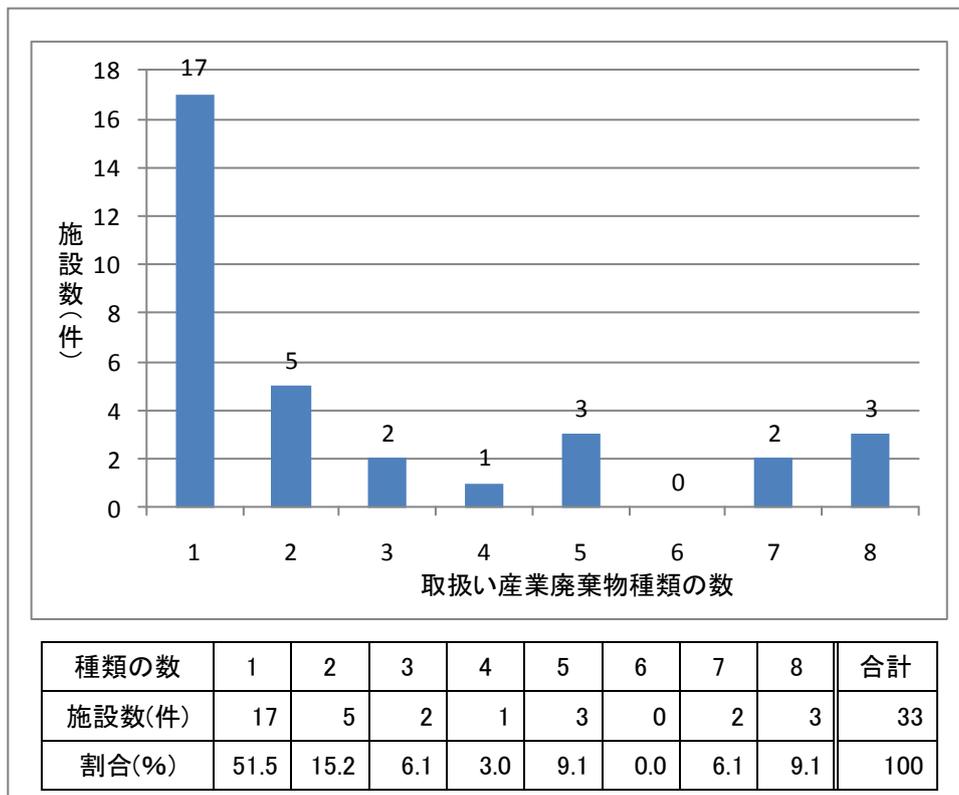


図 6 - 3 取扱い産業廃棄物の数と施設数（破碎施設）

6.3.1.4. 産業廃棄物種類別の施設数（破碎施設）

産業廃棄物の種類別に許可件数をみると、がれき類が 18 件と 54.5%の施設を占めており、次いで木くずとガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずがいずれも 15 件（45.5%）となっており、建設工事に係る産業廃棄物を扱う施設が多いことがうかがわれる。

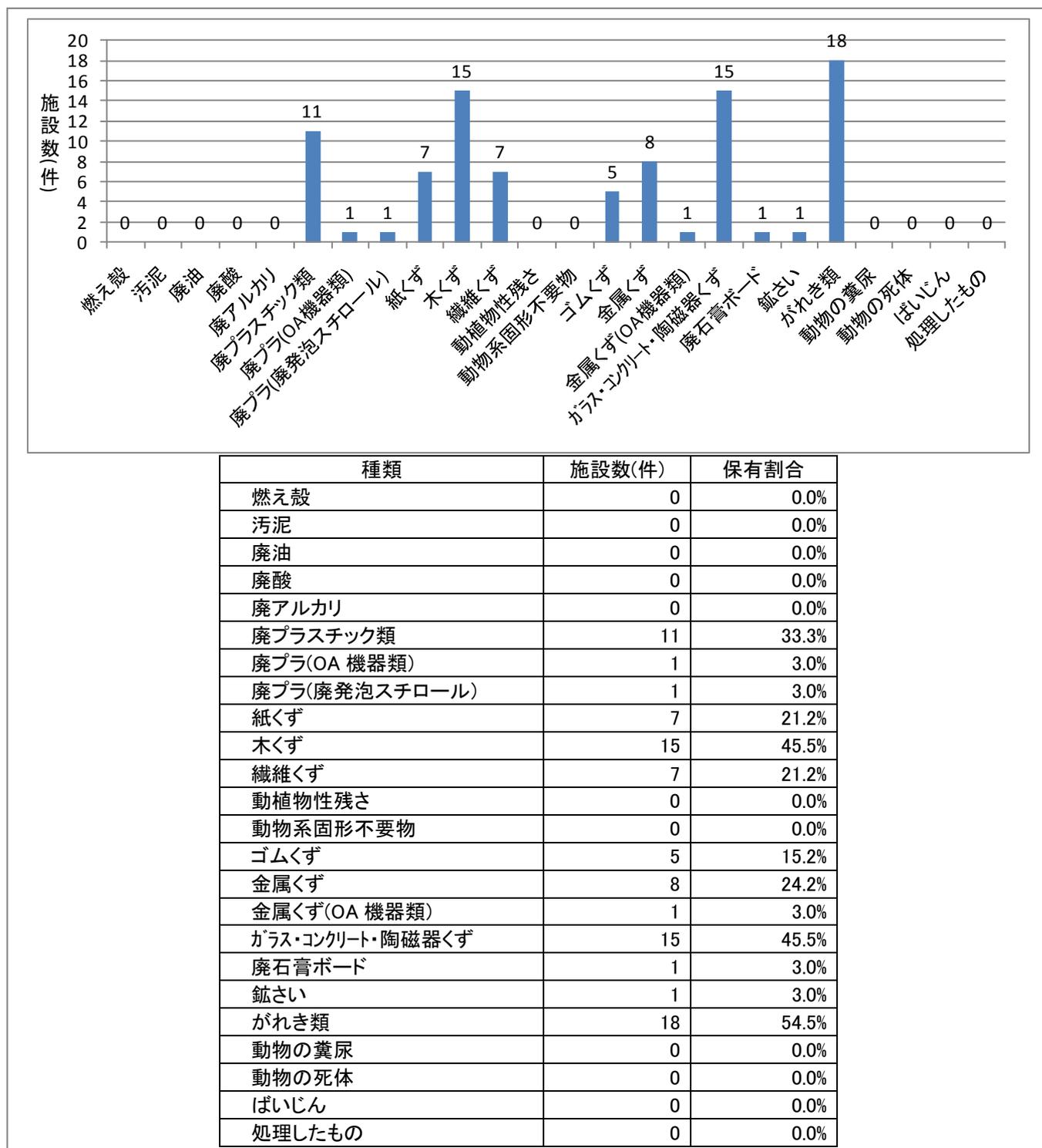


図 6 - 4 取扱い産業廃棄物の数と施設数（破碎施設）

6.3.2. 圧縮施設

圧縮装置のある 10 施設についてまとめた。それらには圧縮・梱包の施設が含まれている。

6.3.2.1. 一日当り処理能力別の施設数及び平均処理能力（圧縮施設）

一日当りの処理能力は 5～10t 未満と 10～50t 未満がいずれも 3 件（30.0%）ともっとも多かった。一日当りの平均処理能力は、117.6t で、全体の平均（334.7t）よりも少なかった。

表 6 - 12 一日当り処理能力別の施設数及び許可件数（圧縮施設）

一日当り処理能力	施設数(件)	割合
5t未満	1	10.0%
5-10t未満	3	30.0%
10-50t未満	3	30.0%
50-100t未満	1	10.0%
100-200t未満	0	0.0%
200-300t未満	1	10.0%
300-400t未満	0	0.0%
400-500t未満	0	0.0%
500-600t未満	0	0.0%
600-700t未満	1	10.0%
700-800t未満	0	0.0%
800-900t未満	0	0.0%
900-1000t未満	0	0.0%
1000-2000t未満	0	0.0%
2000-3000t未満	0	0.0%
3000t以上	0	0.0%
合計	10	100.0%

6.3.2.2. 使用年数別の施設数と平均年数（圧縮施設）

使用年数別の施設数は6～7年未満が3施設（30.0%）ともっとも多かった。平均年数は5.5年であった。

表 6 - 13 使用年数別の施設数及び許可件数（圧縮施設）

使用年数	施設数(件)	割合
1年未満	0	0.0%
1-2年未満	0	0.0%
2-3年未満	1	10.0%
3-4年未満	2	20.0%
4-5年未満	1	10.0%
5-6年未満	0	0.0%
6-7年未満	3	30.0%
7-8年未満	0	0.0%
8-9年未満	0	0.0%
9-10年未満	0	0.0%
10-11年未満	1	10.0%
11-12年未満	0	0.0%
12-13年未満	0	0.0%
13-14年未満	0	0.0%
14-15年未満	0	0.0%
15-16年未満	0	0.0%
16-17年未満	0	0.0%
17-18年未満	0	0.0%
18-19年未満	0	0.0%
19-20年未満	0	0.0%
20-21年未満	0	0.0%
27-28年未満	0	0.0%
35-36年未満	0	0.0%
不明	2	20.0%
合計	10	100.0%

6.3.2.3. 産業廃棄物種類の数と施設数（圧縮施設）

処分業全体の平均数は1.6種類であったが、圧縮施設の取扱い産業廃棄物種類の数と施設数の分布では、1種類のみが5件（50.0%）ともっとも多く、次いで2種類が2件（20.0%）であった。

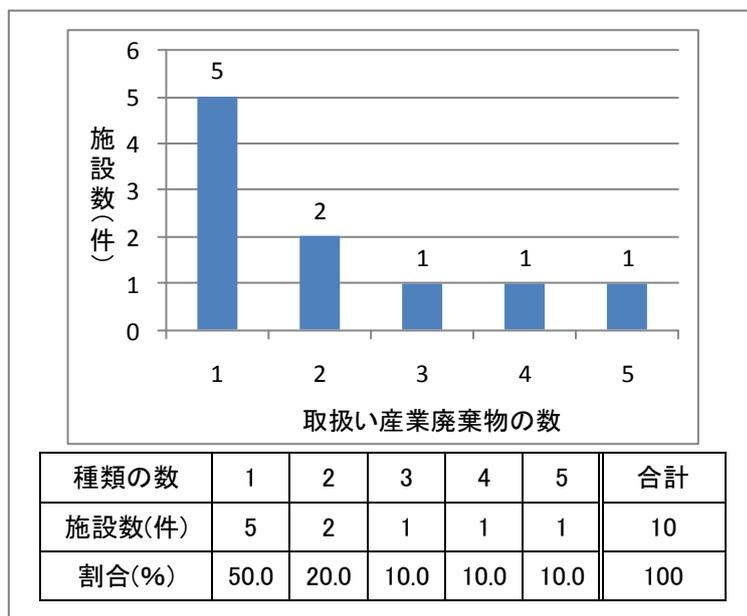


図 6 - 5 取扱い産業廃棄物の数と施設数（圧縮施設）

6.3.2.4. 産業廃棄物種類別の施設数（圧縮施設）

産業廃棄物の種類別に許可件数をみると、廃プラスチック類が 8 件と 38.1%の施設を占めており、次いで紙くずが 5 件（23.8%）であった。

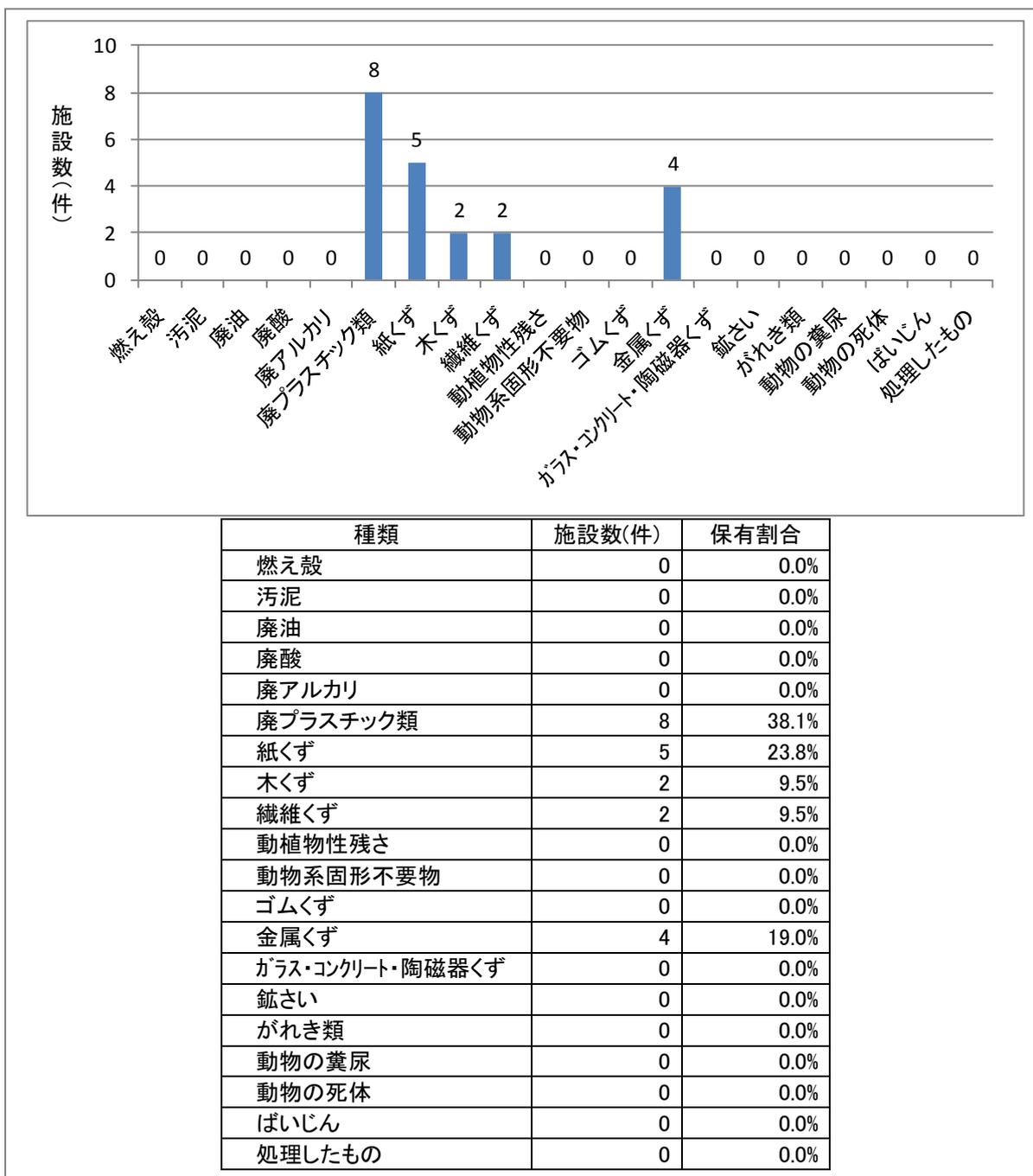


図 6 - 6 産業廃棄物種類別の施設数（圧縮施設）

6.3.3. 造粒固化施設

造粒固化の8施設についてまとめた。それらには移動式造粒固化施設が含まれている。

6.3.3.1. 一日当り処理能力別の施設数及び平均処理能力（造粒固化施設）

一日当りの処理能力は10～50t未満が3件（37.5%）ともっとも多かった。最大の施設は、汚泥1,120 m³/日（14時間）であった。一日当りの平均処理能力は、272.1tで、全体の平均（334.7t）よりも少なかった。

表 6 - 14 一日当り処理能力別の施設数及び許可件数（造粒固化施設）

一日当り処理能力	施設数(件)	割合
5t未満	0	0.0%
5-10t未満	0	0.0%
10-50t未満	3	37.5%
50-100t未満	1	12.5%
100-200t未満	1	12.5%
200-300t未満	1	12.5%
300-400t未満	1	12.5%
400-500t未満	0	0.0%
500-600t未満	0	0.0%
600-700t未満	0	0.0%
700-800t未満	0	0.0%
800-900t未満	0	0.0%
900-1000t未満	0	0.0%
1000-2000t未満	1	12.5%
2000-3000t未満	0	0.0%
3000t以上	0	0.0%
合計	8	100.0%

6.3.3.2. 使用年数別の施設数と平均年数（造粒固化施設）

使用年は2～3年未満のものから19～20年未満のものまでばらついていた。平均年数は9.1年であった。

表 6 - 15 使用年数別の施設数及び許可件数（造粒固化施設）

使用年数	施設数(件)	割合
1年未満	0	0.0%
1-2年未満	0	0.0%
2-3年未満	1	12.5%
3-4年未満	1	12.5%
4-5年未満	0	0.0%
5-6年未満	0	0.0%
6-7年未満	0	0.0%
7-8年未満	0	0.0%
8-9年未満	0	0.0%
9-10年未満	1	12.5%
10-11年未満	1	12.5%
11-12年未満	0	0.0%
12-13年未満	0	0.0%
13-14年未満	0	0.0%
14-15年未満	0	0.0%
15-16年未満	0	0.0%
16-17年未満	0	0.0%
17-18年未満	0	0.0%
18-19年未満	0	0.0%
19-20年未満	1	12.5%
20-21年未満	0	0.0%
27-28年未満	0	0.0%
35-36年未満	0	0.0%
不明	3	37.5%
合計	8	100.0%

6.3.3.3. 産業廃棄物種類の数と施設数（造粒固化施設）

処分業全体の平均数は1.6種類であったが、造粒固化施設の取扱い産業廃棄物種類の数と施設数の分布では、1種類のみが7件（87.5%）と最も多く、残りは3種類の1件（25.0%）であった。

表 6 - 16 取扱い産業廃棄物の数と施設数（造粒固化施設）

種類の数	1	2	3	合計
施設数(件)	7	0	1	8
割合(%)	87.5	0.0	12.5	100

6.3.3.4. 産業廃棄物種類別の施設数（造粒固化施設）

産業廃棄物の種類別に許可件数をみると、汚泥が 8 件と 88.94%の施設で受け入れており、造粒固化施設の主な産業廃棄物の種類とみられる。

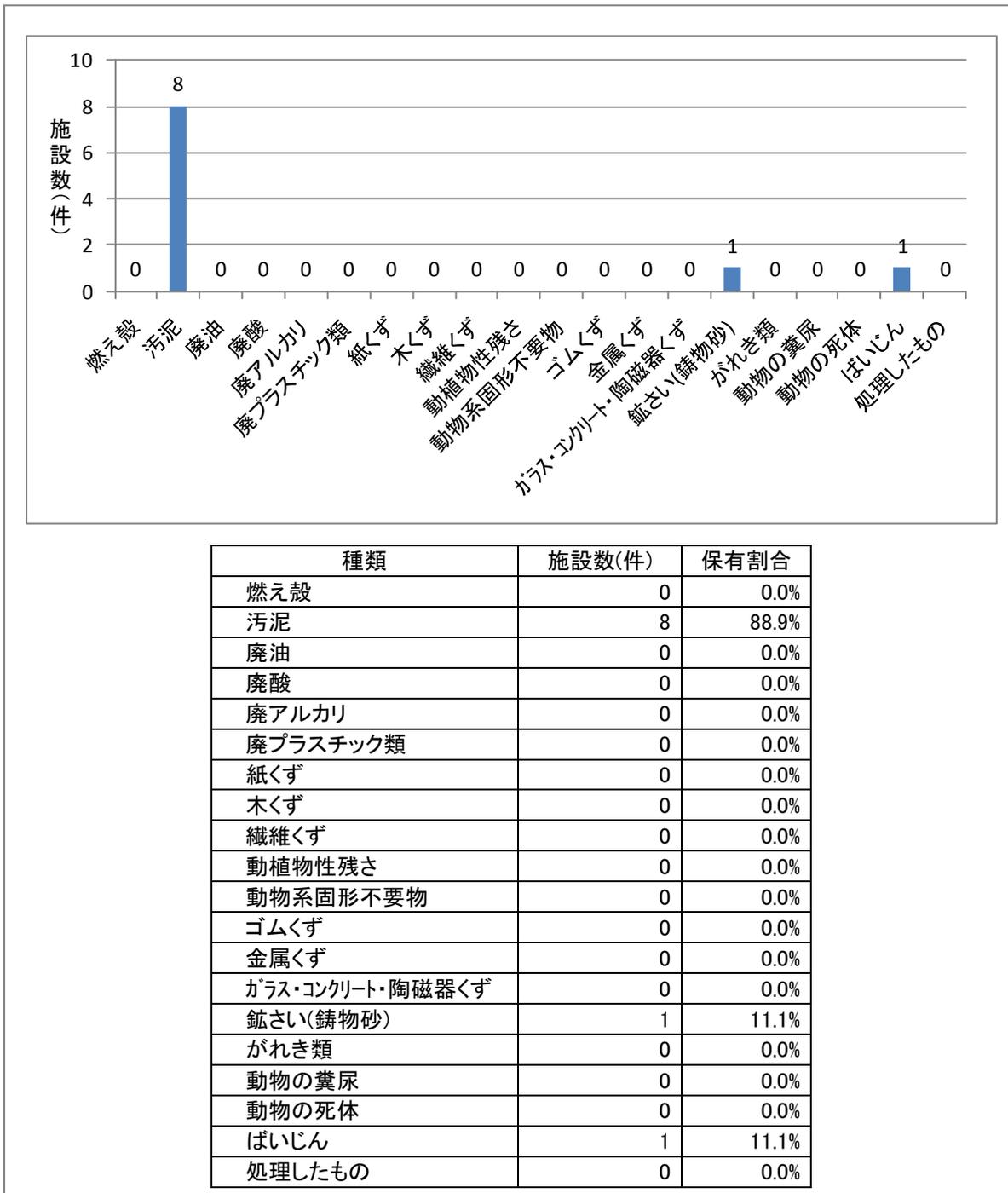


図 6 - 7 産業廃棄物種類別の施設数（造粒固化施設）

6.3.4. 切断施設

切断装置のある 6 施設についてまとめた。それらには切断・圧縮、切断・選別の施設が含まれている。

6.3.4.1. 一日当り処理能力別の施設数及び平均処理能力（切断施設）

一日当りの処理能力は 10～50t 未満が 3 件（50.0%）ともっとも多かった。一日当りの平均処理能力は、281.0t で、全体の平均（334.7t）よりも少なかった。

表 6 - 17 一日当り処理能力別の施設数及び許可件数（切断施設）

一日当り処理能力	施設数(件)	割合
5t未満	1	16.7%
5-10t未満	0	0.0%
10-50t未満	3	50.0%
50-100t未満	1	16.7%
100-200t未満	0	0.0%
200-300t未満	0	0.0%
300-400t未満	0	0.0%
400-500t未満	0	0.0%
500-600t未満	0	0.0%
600-700t未満	0	0.0%
700-800t未満	0	0.0%
800-900t未満	0	0.0%
900-1000t未満	0	0.0%
1000-2000t未満	1	16.7%
2000-3000t未満	0	0.0%
3000t以上	0	0.0%
合計	6	100.0%

6.3.4.2. 使用年数別の施設数と平均年数（切断施設）

使用年は3～4年未満のものから27～28年未満のものまでばらついていた。平均年数は13.5年であった。

表 6 - 18 使用年数別の施設数及び許可件数（切断施設）

使用年数	施設数(件)	割合
1年未満	0	0.0%
1-2年未満	0	0.0%
2-3年未満	0	0.0%
3-4年未満	1	16.7%
4-5年未満	0	0.0%
5-6年未満	0	0.0%
6-7年未満	0	0.0%
7-8年未満	0	0.0%
8-9年未満	2	33.3%
9-10年未満	0	0.0%
10-11年未満	0	0.0%
11-12年未満	0	0.0%
12-13年未満	0	0.0%
13-14年未満	0	0.0%
14-15年未満	0	0.0%
15-16年未満	0	0.0%
16-17年未満	0	0.0%
17-18年未満	0	0.0%
18-19年未満	0	0.0%
19-20年未満	1	16.7%
20-21年未満	0	0.0%
⋮		
27-28年未満	1	16.7%
35-36年未満	0	0.0%
不明	1	16.7%
合計	6	100.0%

6.3.4.3. 産業廃棄物種類の数と施設数（切断施設）

処分業全体の平均数は1.6種類であったが、切断施設の取扱い産業廃棄物種類の数と施設数の分布では、1種類のみと2種類がいずれも3件（50.0%）であった。

表 6 - 19 取扱い産業廃棄物の数と施設数（切断施設）

種類の数	1	2	合計
施設数(件)	3	3	6
割合(%)	50.0	50.0	100

6.3.4.4. 産業廃棄物種類別の施設数（切断施設）

産業廃棄物の種類別に許可件数をみると、廃プラスチック類と金属くずがいずれも 44.4%の施設で受け入れており、切断施設の主な産業廃棄物の種類とみられる。

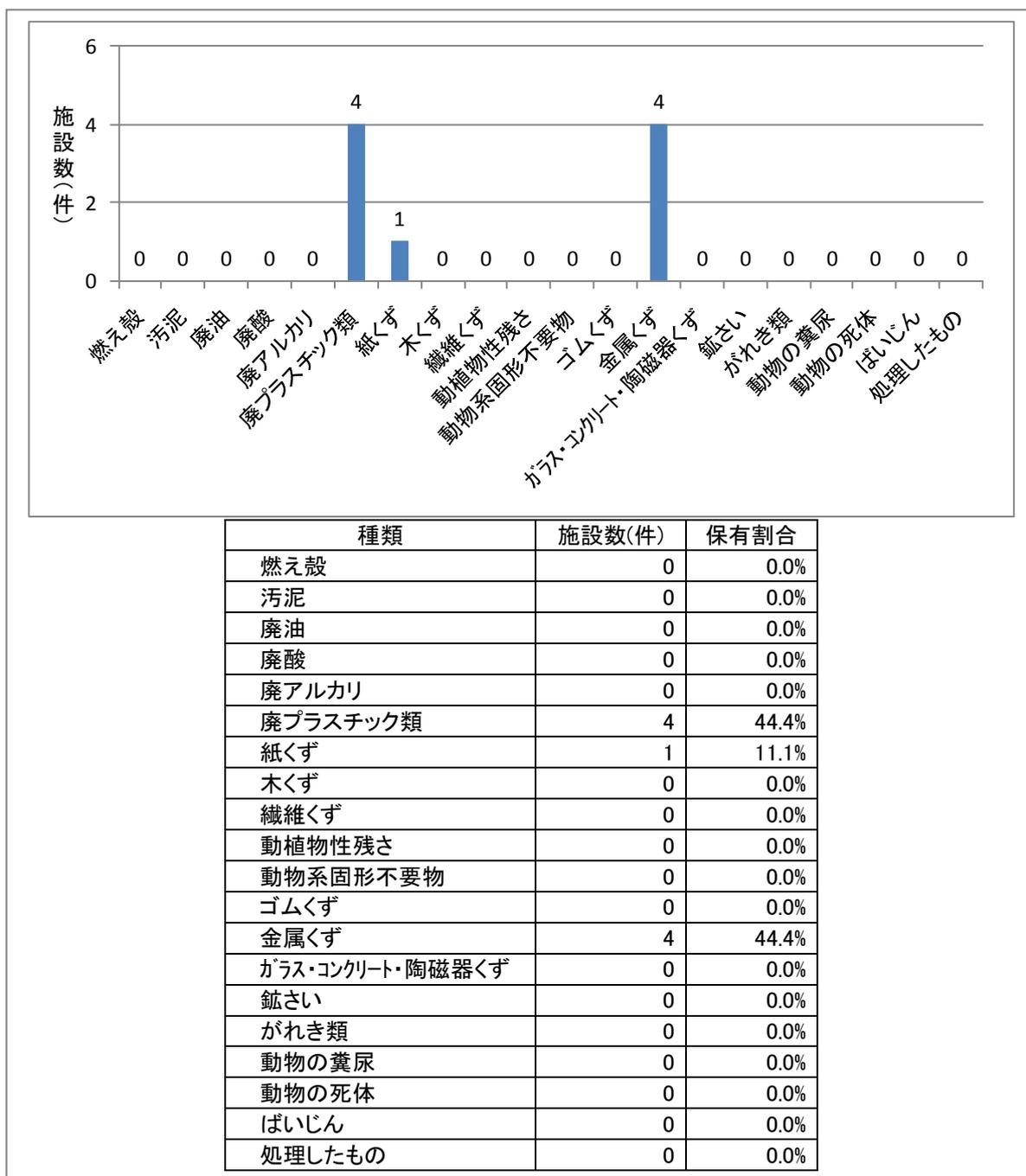


図 6 - 8 産業廃棄物種類別の施設数（切断施設）

6.3.5. 安定型最終処分場

安定型最終処分場を許可された 2 つの許可証の 3 施設について、概要をまとめた。なお、いずれも社名から砕石事業と関連のある事業者と思われる。

表 6 - 20 施設の概要（安定型最終処分場）

	使用許可年月	埋立容量(m ³)	産業廃棄物の種類
S 社	平成 9 年 5 月	1,947,800	安定型 5 品目
S 社	平成 19 年 5 月	6,148,000	安定型 5 品目
N 社	平成 13 年 1 月	11,478.56	廃プラスチック類、ガラスくず等

6.3.6. 選別

選別施設を許可された 2 つの許可証の 3 施設について、概要をまとめた。

表 6 - 21 施設の概要（選別施設）

	使用許可年月	処理能力(日量)	産業廃棄物の種類							
			廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	ゴムくず	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類
M 社	平成 8 年 4 月	1,792.88t	○					○	○	
M 社	平成 18 年 11 月	1,792.88t	○					○	○	
A 社	平成 18 年 5 月	82.56 m ³	○	○	○	○	○	○	○	○

6.3.7. 分別

分別施設を許可された 2 つの許可証の 2 施設について、概要をまとめた。

表 6 - 22 施設の概要（分別施設）

使用許可年月	処理能力	産業廃棄物の種類
平成 15 年 2 月	0.25t/時	金属くず、紙くず
平成 16 年 3 月	50t/日	金属くず

6.3.8. 肥料化

肥料化施設を許可された1つの許可証の2施設について、概要をまとめた。

表 6 - 23 施設の概要（肥料化施設）

使用許可年月	処理能力(日量)	産業廃棄物の種類
平成 16 年 1 月	27t	汚泥(有機性の無害のものに限る。)、廃酸(飲料系に限る。)、木くず、動植物性残さ、動物のふん尿
平成 17 年 10 月	110t	

6.3.9. 減容

減容装置を持つ施設（減容・固化を含む）を許可された2つの許可証の2施設について、概要をまとめた。

表 6 - 24 施設の概要（減容施設）

使用許可年月	処理能力(日量)	産業廃棄物の種類
平成 12 年 2 月	0.64t	廃プラスチック類
平成 9 年 7 月	0.8t	廃プラスチック類

6.3.10. 脱水

脱水装置を持つ施設（移動式を含む）を許可された2つの許可証の2施設について、概要をまとめた。

表 6 - 25 施設の概要（脱水施設）

使用許可年月	処理能力(日量)	産業廃棄物の種類
平成 2 年 1 月	120 m ³	汚泥
平成 12 年 7 月	160 m ³	汚泥(無害なものに限る。)

6.3.11. 混練

混練装置を持つ施設（混練（流動化）を含む）を許可された1つの許可証の2施設について、概要をまとめた。

表 6 - 26 施設の概要（混練施設）

使用許可年月	処理能力(日量)	産業廃棄物の種類
平成 21 年 8 月	240 m ³	汚泥
平成 22 年 2 月	441 m ³	

6.3.12. 焼却／天日乾燥／溶融固化／溶融・成型

焼却、天日乾燥、溶融固化、溶融・成型の各施設を許可された 2 つの許可証の 4 施設について、概要をまとめた。

表 6 - 27 施設の概要（焼却／天日乾燥／溶融固化／溶融・成型）

	処理方法	使用許可年月	処理能力	産業廃棄物の種類
K 社	焼却	平成 10 年 12 月	1.52t/日	紙くず、木くず、繊維くず
K 社	天日乾燥	平成 10 年 3 月	39 m ³	汚泥(無機性で無害なものに限る。)
K 社	溶融固化	平成 14 年 9 月	0.4t/日	廃プラスチック類(発泡スチロールに限る。)
T 社	溶融・成型	-	3.2t/日	廃プラスチック類

6.4. 許可継続年数

新規許可年が確認できた許可証における平均の許可継続年数は、産業廃棄物処分量で 10.6 年であったが、新規許可年でみると昭和 61 年から平成 21 年までばらついている。

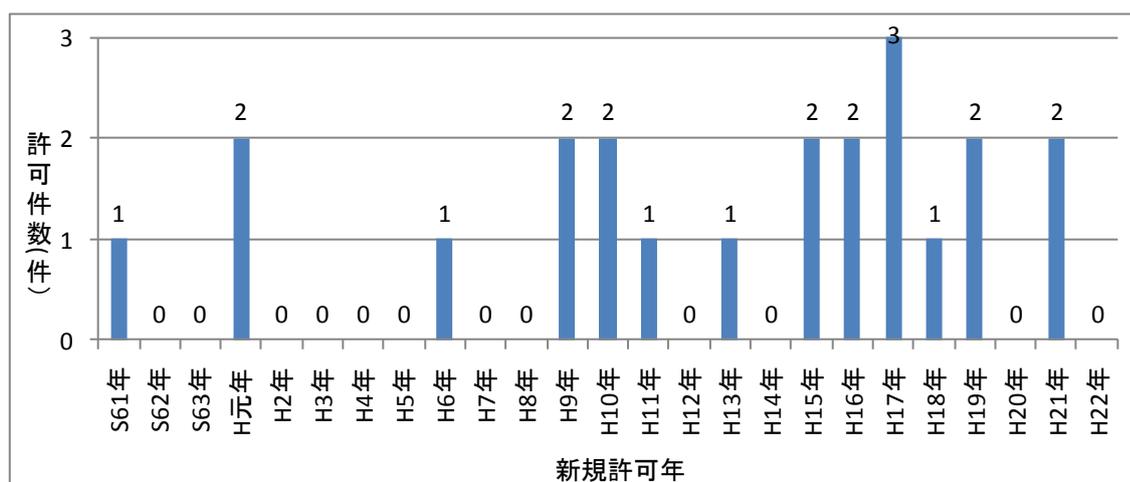


図 6 - 9 許可継続年数と許可件数 (産業廃棄物処分量)

表 6 - 28 新規許可年・事業年数と許可件数（産業廃棄物処分業）

新規許可年	事業年数	許可件数(件)
S61 年	24 年	1
S62 年	23 年	0
S63 年	22 年	0
H 元年	21 年	2
H2 年	20 年	0
H3 年	19 年	0
H4 年	18 年	0
H5 年	17 年	0
H6 年	16 年	1
H7 年	15 年	0
H8 年	14 年	0
H9 年	13 年	2
H10 年	12 年	2
H11 年	11 年	1
H12 年	10 年	0
H13 年	9 年	1
H14 年	8 年	0
H15 年	7 年	2
H16 年	6 年	2
H17 年	5 年	3
H18 年	4 年	1
H19 年	3 年	2
H20 年	2 年	0
H21 年	1 年	2
H22 年	0 年	0
不明		8
合計		30

6.5. 許可有効期間5年間における変更許可

新規許可年が確認できた許可証（22件）でみると、許可有効期間5年間における変更許可の平均回数は0.15回であったが、取扱い産業廃棄物の種類や施設を追加するなど積極的な事業展開をしていると思われる変更許可をした許可証（11件）に限ると、0.4回（12.5年に1回）が3件（27.3%）と最も多く、11件の許可の平均では1.0回であった。なお、許可有効期間5年間における変更許可の平均3.1回の許可証については、15もの施設を保有していた。

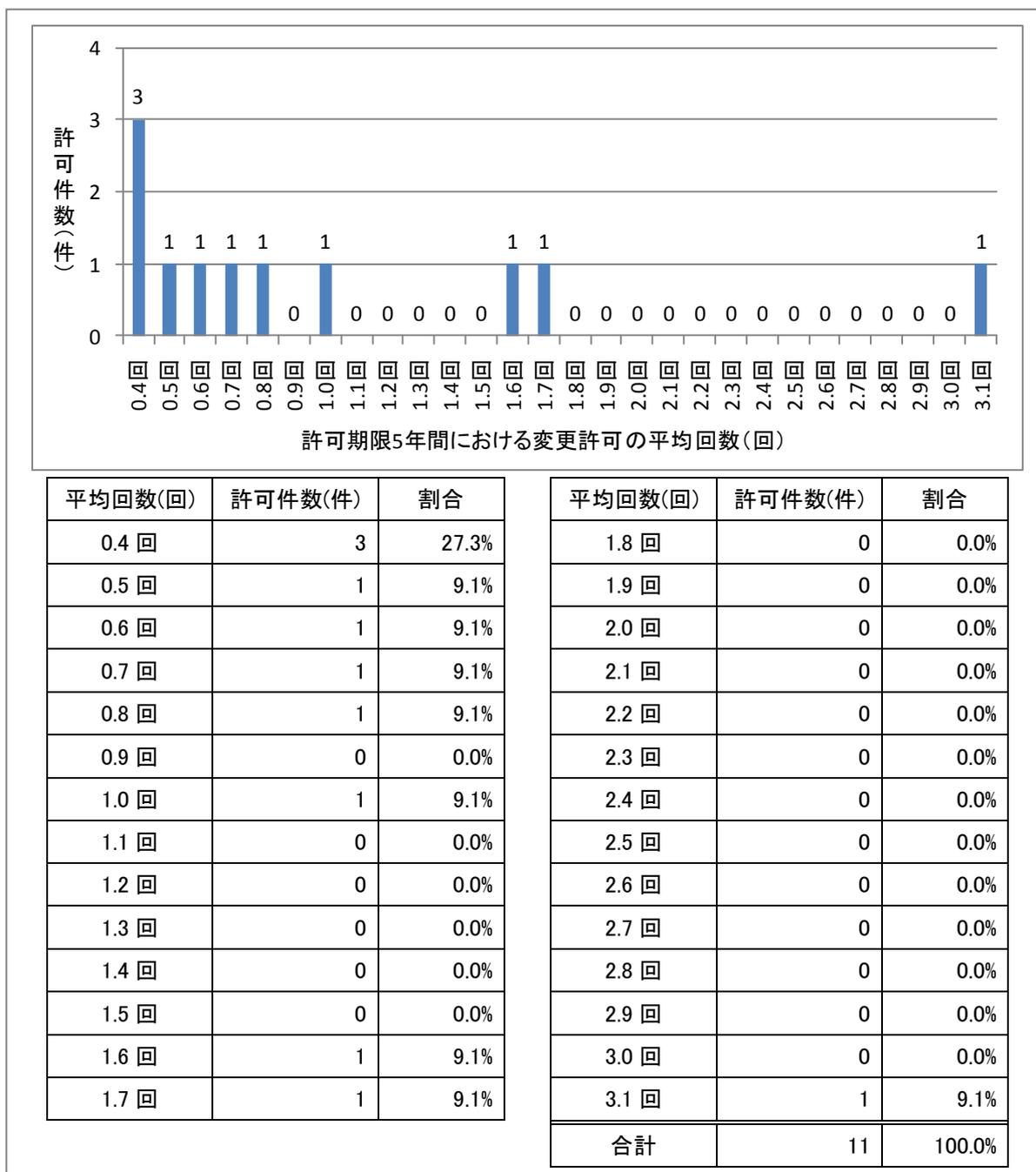


図6-10 許可有効期間5年間における変更許可の平均回数と許可件数（産業廃棄物処分量）

6.6. 許可の条件

許可の条件に記載があるものは 11 件 (36.7%) にのぼり、内容は移動式処理施設や処理対象廃棄物、作業時間、環境保全、再生品の品質管理など多岐にわたっていた。

表 6 - 29 許可の条件の内容 (産業廃棄物処分業)

自治体名	許可の条件	許可件数(件)
北海道	移動式造粒固化施設の使用は、排出現場内に限ること。	1
	移動式造粒固化施設を排出現場に移動して行う汚泥の処理にあたっては、胆振支庁長に対し、事前に処理計画を提出し、処理終了後は処理報告書を提出すること。	1
群馬県	中間処理施設(破碎)で処理するガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類は、再生骨材でとして利用できるものに限る。	1
東京都	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。	3
	作業時間は原則として午前 8 時から午後 5 時までとする。中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。	2
	作業時間は原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。	1
新潟県	移動式破碎施設を用いて処理を行う場合は、新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則(昭和 47 年新潟県規則第 44 号)第 28 条の基準に準拠し、騒音による支障を防止するために必要な措置を講ずること。	1
	移動式破碎施設を用いて処理を行う場合は、発生現場で行うこと。	1
三重県	破碎施設を移動して使用する場合には、排出事業場内で行うこと	1
長崎県	稼働場所は処理する産業廃棄物を排出する事業場内に限る。隣地との敷地境界線における騒音が 60dB 以下となるような措置を講ずること。	1
	稼働日は平日に限る。移動時間は、午前 8 時から午後 5 時までに限る。(ただし 1 日の実働稼働時間は 8 時間までとする。)	1
北九州市	混練に使用する無機性汚泥及び土砂は、土壌汚染対策法に規定される指定基準に適合したものを使用すること。	1
	混練処理後を、改良土又は流動化処理土として販売・使用する場合は、公的機関での検査を年 2 回以上、自社での検査を月 1 回以上行い、品質管理を行うこと。	1
郡山市	移動式処理施設の稼働にあたっては、周辺環境に影響を与えないよう十分配慮すること。	1
長野市	移動式脱水施設は、排出場所内での使用に限る。	1

以上

6) 排出事業者向けパンフレット

産業廃棄物を排出する事業者の方へ



**優良産廃処理業者
認定制度を活用して、
適正処理を
進めましょう**

産廃処理業者
認定制度

優良産廃処理業者認定制度とは？

通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、
都道府県・政令市が審査して認定する制度です。

認定された産廃処理業者は、遵法性や事業の透明性が高く、財務内容も安定しています。
優良産廃処理業者認定制度を活用して、産業廃棄物の適正処理を進めましょう。

環境省
財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 編集

環境省動画チャンネル
Ministry of the Environment

インターネットで
関連動画を公開中!

優良認定業者の特長は？

都道府県・政令市から「優良認定業者」として認定された産廃処理業者は、通常の許可基準よりも厳しい以下の基準をクリアしています。

1

実績と遵法性

5年以上の産業廃棄物処理業を営んでいる実績があります。また、廃棄物処理法に違反して改善命令等の不利益処分を受けたことがなく、遵法性の高い産廃処理業者と言えます。

2

事業の透明性

会社情報、取得している許可の内容、産業廃棄物の処理状況、施設の維持管理状況など、産業廃棄物の処理に関係の深い情報をインターネットで広く公表しており、事業の透明性が確保されています。

5

財務体質の健全性

通常の産廃処理業者に比べ健全な財務体質を有し、安定的に事業を行っています。

3

環境配慮の取組

ISO14001やエコアクション21等の認証を取得しており、環境に配慮して事業を行っています。

4

電子マニフェスト

事務処理の効率化、法令遵守、透明性の確保等、メリットの多い電子マニフェストが利用できます。



※ 詳しい基準の内容は、環境省産業廃棄物課の解説を、インターネットからダウンロードしてください。

<http://www.sanpainet.or.jp>

なぜ優良認定業者へ処理委託しなければならないの？

あなたにもひょっとして・・・。

- ▶ 事業者には、自らの産業廃棄物を適正に処理する責任があり、この責任は、**産廃処理業者に処理を委託しても免じられるものではありません。**
- ▶ したがって、処理委託後も最終処分が終了するまで、**産業廃棄物の適正処理の確保のための措置を講じなければならず、この注意義務が果たされていない場合、行政により産業廃棄物の撤去命令を受ける可能性があります。**そうなれば、**多額の撤去費用を負担することになったり、社会的信用の失墜につながりかねません。**
現に、産業廃棄物の撤去を命じられ、多額の撤去費用を負担した事業者の方もいらっしゃいます。このようなことは、事業者にとって、**決して他人事では済まないのです。**

産業廃棄物の処理に関するコンプライアンスの確保

- ▶ したがって、委託先の産廃処理業者を**処理料金の安さだけで安易に選定せず、その産廃処理業者が信頼に値するかどうかを、自身の責任で見極める必要があります。**
- ▶ 優良認定業者は、**遵法性や事業の透明性が高く、信頼できる産廃処理業者であるといえます。**
- ▶ また、優良認定業者が本制度に基づいて公表している、**産業廃棄物処理状況や施設処理能力等の情報を十分に比較・吟味した上で、委託先を選定した場合、上記の注意義務が果たされていることを示す一つの要素として考慮されます。**

産業廃棄物の処理委託の状況をアピール

- ▶ 産業廃棄物の処理を産廃処理業者に委託する際に、積極的に優良認定業者を選択していることは、**環境に配慮した事業活動を行っていることのアピールポイント**になります。
- ▶ 平成22年の廃棄物処理法改正により、多量に産業廃棄物を排出する事業者の産業廃棄物処理計画・その実施状況報告書において、**優良認定業者への処理委託量を記載することになりました。**計画・報告書は公表されることから、**優良認定業者への委託を積極的に行うことで、環境に配慮した事業活動を行っていることをアピール**できます。



優良認定業者の情報をどうやって入手するの？

優良認定業者の情報は、産廃情報ネットで入手できます（下記問合せ先参照）。
許可自治体、産業廃棄物種類などを条件に優良認定業者を検索することもできます。



また、産廃情報ネットを利用すると、処理委託先の産廃処理業者の許可内容や、産業廃棄物処理状況などの情報を、自動メールサービスで簡単に入手できます。さらに、求める条件に合致した産廃処理業者の情報も、自動メールサービスで簡単に入手できます。

排出事業者向け
メール情報管理サービス



問合せ先

マニュアルや 優良認定業者について	産廃情報ネット (http://www.sanpainet.or.jp/)
優良産廃処理業者認定制度 およびその審査について	都道府県・政令市の産業廃棄物部局
優良認定業者の検索および 産廃情報ネットについて	(財)産業廃棄物処理事業振興財団 (TEL03-3526-0155) 優良化事業推進チーム

7) 産業廃棄物処理業者向けリーフレット

産業廃棄物処理業者の方へ



**産廃処理業者
認定制度**

**認定を受ける
メリットは？**

- ① 許可の有効期間が7年間に延長
(通常は5年間)!
- ② 許可証などにより排出事業者へ
PRが可能!
- ③ 許可申請時の添付書類を
一部省略可能!

その他にも様々なメリットがあります!
詳しくは産廃情報ネット
(<http://www.sanpainet.or.jp>)を
ご覧ください

優良産廃処理業者認定制度とは？

通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度です。

認定された産廃処理業者は、通常よりも長い7年間、産廃処理業の許可が有効となるほか、排出事業者に対して自身が優良な産廃処理業者であることをアピールできるなど、多くのメリットがあります。

環境省
財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 編集

環境省動画チャンネル
Ministry of the Environment

インターネットで
関連動画を公開中!

優良認定業者として認定されるための基準は？

優良認定業者として認定されるためには、以下の基準すべてに適合している必要があります。



※ 各基準の詳細な内容は、環境省産業廃棄物課のマニュアルを、インターネットからダウンロードしてご覧ください。（下記問合せ先参照）

優良認定業者として認定を受けるにはどうすればいいの？

- ▶ 現在受けている許可の更新の申請の時にあわせて申請します。また、平成23年4月1日時点で5年以上継続して許可を受けている産廃処理業者の方々は、現在受けている許可の有効期間内であれば、随時申請することができます。
- ▶ 申請先は、現在の許可を受けた都道府県・政令市です。
- ▶ 申請時には、上記基準に適合していることを都道府県等が確認するための必要書類を提出する必要があります。
※ 詳細は環境省産業廃棄物課のマニュアルをご覧ください。（下記問合せ先参照）
- ▶ 優良認定業者として認定されると、優良マークの付いた許可証が交付されます。



問合せ先

マニュアルや
優良認定業者について

産廃情報ネット (<http://www.sanpainet.or.jp/>)

優良産廃処理業者認定制度
およびその審査について

都道府県・政令市の産業廃棄物部局

優良認定業者の検索および
産廃情報ネットについて

(財)産業廃棄物処理事業振興財団 (TEL03-3526-0155)
優良化事業推進チーム